

南が丘公営住宅長寿命化型改善工事

図面リスト					
意匠図			電気設備図		
図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
A-01	表紙・図面リスト			E-01	電気設備工事特記仕様書
A-02	共通特記仕様書(1)			E-02	照明機器図
A-03	共通特記仕様書(2)			E-03	電気設備 1、2階平面図
A-04	共通特記仕様書(3)			E-04	電気設備立面図
A-05	改修特記仕様書(1)				
A-06	改修特記仕様書(2)				
A-07	改修特記仕様書(3)				
A-08	改修特記仕様書(4)				
A-09	改修特記仕様書(5)				
A-10	案内図・配置図・仮設図				
A-11	仕上表・屋根伏図				
A-12	1、2階平面図				
A-13	立面図				
A-14	断面図				
A-15	矩計図(1)				
A-16	矩計図(2)				
A-17	階段詳細図				
A-18	建具表				
A-19	建具詳細図				
A-20	板金詳細図(1)				
A-21	板金詳細図(2)				
A-22	板金詳細図(3)				
A-23	部分詳細図				
A-24	1階平面詳細図(第2種)(参考図)				
A-25	2階平面詳細図(第2種)(参考図)				
A-26	1階平面詳細図(第1種)(参考図)				
A-27	2階平面詳細図(第1種)(参考図)				

	<p>濃度測定 測定箇所 測定回数 測定時期 測定方式 分析方法</p> <p>○ 行う ● 行わない () 箇所 ※ 測定する位置は、図示による。 ＊ 1回 ○ 2回 ※ 測定を行う時期は、工事監督員の指示による。 拡散法（パッシング法）または厚生労働省が示す標準的な測定方法（アクティブ方式）により実施すること。 厚生労働省の示している分析方法による。 測定箇所の平均室温が20度以上の場合、厚生労働省が示す温度、湿度による補正（ホルムアルデヒド）を行うこと。 本工事に使用する木材または木材を原料とする資材を使用する場合は、地域材を優先的に使用することとし、使用した材料の種類、産地等を工事監督員に報告すること。地域材とは、道内の森林で産出され、道内で加工された木材をいう。</p>
▶ 9.地域材の優先使用	
▶ 10.合法木材の使用	<p>木材又は、木材を原料とする資材を使用する場合は、間伐材や合法性の証明された材を使用すること。 また、木材の合法性の証明は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月林野庁）に準拠し、資材納入業者から証明を受けるとともに、証明書類を工完了年度から起算して5年間保存すること。</p>
▶ 11.特別な材料の工法	<p>設計図書等に指定されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法とする。</p>
▶ 12.品質計画	<p>建築基準法に定められた区分等 ・風速 (V₀) = 30 m/s ・地面粗度区分 (○ I ○ II ● III ○ IV) ・垂直積雪量 (130 cm)</p>
▶ 13.工事写真	<p>工程写真及び完成写真は、北海道建設部建築局管轄工事記録写真撮影要領による。本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、工事監督員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事とすることができ、この場合は、管轄工事記録写真撮影要領別添「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」によるものとする。</p>
▶ 14.技能士	<p>(1) 技能士の適用は次の職種とし、従事する技能士の氏名・職種及び資格を記載した書面により工事監督員に報告すること。 ただし、作業の軽微なものも、工事監督員との協議により省略することができる。 なお、施工計画書等の記載事項や添付資料（資格証明等）により、選定技能士の内容が確認できる場合も「技能者選定通知書」の提出を省略できる。 ＜職種＞ 型枠施工・鉄筋施工・防水施工・内装仕上げ施工・サッシ施工・ガラス施工・塗装・建築板金・石材施工・建築大工・とび・左官・ブロック建築・タイル張り・エエルシパネル施工・カーテンウォール施工・造園・樹脂接着剤注入施工・コンクリート圧送施工・冷凍空調調機器施工・配管・熱絶縁施工・枠組壁建築・厨房設備施工・自動ドア施工・バルコニー施工・ウェルポイント施工・建具製作・量製作 (2) 技能士は、職業能力開発促進法による1級、2級若しくは準一等級の資格を有し、地域技能士会の発行する資格証明書又は、技能検定合格書の写し或いは、技能士手帳の写しを上記(1)の書面に添付すること。 (3) 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。</p>
▶ 15.施工中の安全確保及び環境保全等	<p>受注者は、標準仕様書に定められた安全確保及び環境保全等のほか、特に次の事項に留意し、工事現場の事故防止に努めること。 (1) 労働者の安全衛生教育を徹底すること。 (2) 工事現場の安全パトロールを励行すること。 (3) 建設機械器具などの危害防止処置を徹底すること。 (4) 第三者に被害を及ぼしてはならない。 (5) 公害防止に努めること。 (6) 公道の汚染防止に努めること。 (7) 善良な管理者の注意をもち、災害又は公害の発生を恐れがある場合の処置は、工事監督員と協議すること。</p>
▶ 16.交通安全管理	<p>受注者は、工事の施工中の交通事故防止のため交通安全管理に努め、次の事項を遵守すること。 (1) 工事施工中の安全管理（交通誘導員の配置日及び人数を含む）について、工事着手に先立ち作成する総合施工計画書で計画すること。 なお、計画は資材搬出入運行経路・点検体制、その他車両運行に係る安全対策等について道路管理者等関係機関と十分な事前協議を行い、以後も常に連絡を密にとりながら適切な処置を講じること。 (2) 常に下請負人を含む工事施工中の交通安全管理状況の把握に努め、管理状況を適宜工事監督員に報告すること。 (3) 工事に関連して交通事故が発生したときは速やかに書面により工事監督員に報告すること。 (4) 運搬には、許可業者を選定するなどして、過積載又は過労運転等に伴う交通事故防止に努めること。 (5) 建設機械（ブルドーザー、バックホウ等）は、排ガス対策型を使用し、かつ、低騒音・低振動型の車両を使用すること。</p>
▶ 17.工事完成時の提出図面等	<p>工事完成時の提出図書等は、次により工事監督員に提出する。 (1) 完成図関係 ・完成図（A3判・製本） 3部 2部 ・（建設住宅など）指定管理者により管理するもの（4部） ＊ 特記仕様書も綴じ込んで印刷すること ＊ 建設住宅物件は表紙をラミネート加工とする ・完成図（A3判・製本） 1部 ・完成図（A3判・製本） 1部 ○ 新築工事（位置図・配管図・面積表・平面図） ○ 改修工事（位置図・配管図・面積表・改修概要表・改修後平面図・立面図等） ・CADデータの貸与 有/無 ・CADデータの貸与有りの場合 ＊完成図のCADデータ及びPDFデータ CD-Rによる。 (2) 保全に関する資料（提出部数） ＊1部 ○ 部 (3) 保守に関する指導案内書（機器取扱説明書） ＊ 建設住宅物件に適用 各設備の機能が十分発揮しうよう、主要機器を含めた装置の取扱説明及び保守についての事項を記載し、次のとおりとする。 指導案内書 A4判カラーを標準とする 建設戸数+1部 同上データ CD-Rによる 1式 (4) その他、必要とする書類については、工事監督員の指示による。</p>
▶ 18.工事特性・創意工夫・社会性等	<p>受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や社会性等及び技術力に関する事項について工完了時まで所定の様式により提出することができる。</p>
▶ 19.電力基本料金	<p>本受電から引渡しまでの電力基本料金 ● 本工事 ○ 別途</p>
▶ 20.発生材の処理等	<p>発生材の処理等は次により、「建設リサイクル法」、「資源有効利用促進法」、「廃棄物処理法」等の関係法令及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理すること。 処分を行った場合は、処分数量確定のため、その施設の許可書等（写し）、受入伝票又はマニフェスト伝票等（写し）を工事監督員に提出すること。なお、工事完成書類としてマニフェスト伝票等（写し）の提出は求めない。 明示している処分場所については、受入可能な施設のうち、積算上運搬費等も含めて一番安価な処理施設としているが、処理施設場所を指定するものではない。</p>

	<p>受注者の提示する処理施設と積算上の処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。 ただし、異なる処理施設となった理由が受注者の責によるものでない判断される場合は設計変更の対象として扱う。 なお、下記の内容を変更する場合は、別途、工事監督員と協議をする。 (1) 発生材のうち、引き渡しを要する範囲は次による。工事監督員の指示する方法及び位置に堆積、整理し所定の発生材報告書により工事監督員に報告すること。引き渡しを要する範囲： (2) 受注者が処分する有価物の範囲は次による。 有価物の範囲： なお、有価物は、次の登録又は許可業者で処分すること。 ① 廃棄物再生事業者登録（知事登録） ② 金属くず商許可業者（警察許可） (3) 特別管理型産業廃棄物</p>														
	<table border="1"> <tr><td>種 類</td><td></td></tr> <tr><td>処理方法</td><td></td></tr> <tr><td>処分場所</td><td>〔 〕 (総合) 振興局管内</td></tr> <tr><td>種 類</td><td></td></tr> <tr><td>処理方法</td><td></td></tr> <tr><td>処分場所</td><td>〔 〕 (総合) 振興局管内</td></tr> </table>	種 類		処理方法		処分場所	〔 〕 (総合) 振興局管内	種 類		処理方法		処分場所	〔 〕 (総合) 振興局管内		
種 類															
処理方法															
処分場所	〔 〕 (総合) 振興局管内														
種 類															
処理方法															
処分場所	〔 〕 (総合) 振興局管内														
	<table border="1"> <tr><td>種 類</td><td></td></tr> <tr><td>処理方法</td><td></td></tr> <tr><td>処分場所</td><td>〔 〕 (総合) 振興局管内</td></tr> </table>	種 類		処理方法		処分場所	〔 〕 (総合) 振興局管内								
種 類															
処理方法															
処分場所	〔 〕 (総合) 振興局管内														
	<p>(4) 再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物）</p> <table border="1"> <tr><td>種 類</td><td>コンクリート塊</td></tr> <tr><td>場 所</td><td>〔 〕 (総合) 振興局管内</td></tr> <tr><td>種 類</td><td>アスファルト・コンクリート塊</td></tr> <tr><td>場 所</td><td>〔 〕 (総合) 振興局管内</td></tr> <tr><td>種 類</td><td>建設発生木材</td></tr> <tr><td>場 所</td><td>〔 〕 (総合) 振興局管内</td></tr> </table>	種 類	コンクリート塊	場 所	〔 〕 (総合) 振興局管内	種 類	アスファルト・コンクリート塊	場 所	〔 〕 (総合) 振興局管内	種 類	建設発生木材	場 所	〔 〕 (総合) 振興局管内		
種 類	コンクリート塊														
場 所	〔 〕 (総合) 振興局管内														
種 類	アスファルト・コンクリート塊														
場 所	〔 〕 (総合) 振興局管内														
種 類	建設発生木材														
場 所	〔 〕 (総合) 振興局管内														
	<p>※ 設計上、特定建設資材廃棄物は発生しない場合で、受注者の都合により実際に特定建設資材を発生させ、廃棄物として処分する場合は、当該特定建設資材廃棄物の再資源化等実施方法の確定後に、工事監督員の確認を受けること。 (5) 再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物以外）</p>														
	<table border="1"> <tr><td>種 類</td><td></td></tr> <tr><td>処理方法</td><td>○ 縮減 ○ 現場で使用</td></tr> <tr><td>処分場所</td><td>〔 〕 (総合) 振興局管内</td></tr> </table>	種 類		処理方法	○ 縮減 ○ 現場で使用	処分場所	〔 〕 (総合) 振興局管内								
種 類															
処理方法	○ 縮減 ○ 現場で使用														
処分場所	〔 〕 (総合) 振興局管内														
	<p>(6) その他の発生材</p> <table border="1"> <tr><td>種 類</td><td>金属くず/廃材/木材/金属/その他</td></tr> <tr><td>処理方法</td><td>○ 中間処理 ● 最終処分</td></tr> <tr><td>処分場所</td><td>〔 〕 (総合) 振興局管内</td></tr> </table>	種 類	金属くず/廃材/木材/金属/その他	処理方法	○ 中間処理 ● 最終処分	処分場所	〔 〕 (総合) 振興局管内								
種 類	金属くず/廃材/木材/金属/その他														
処理方法	○ 中間処理 ● 最終処分														
処分場所	〔 〕 (総合) 振興局管内														
	<table border="1"> <tr><td>種 類</td><td></td></tr> <tr><td>処理方法</td><td>○ 中間処理 ○ 最終処分</td></tr> <tr><td>処分場所</td><td>〔 〕 (総合) 振興局管内</td></tr> </table>	種 類		処理方法	○ 中間処理 ○ 最終処分	処分場所	〔 〕 (総合) 振興局管内								
種 類															
処理方法	○ 中間処理 ○ 最終処分														
処分場所	〔 〕 (総合) 振興局管内														
	<table border="1"> <tr><td>種 類</td><td></td></tr> <tr><td>処理方法</td><td>○ 中間処理 ○ 最終処分</td></tr> <tr><td>処分場所</td><td>〔 〕 (総合) 振興局管内</td></tr> </table>	種 類		処理方法	○ 中間処理 ○ 最終処分	処分場所	〔 〕 (総合) 振興局管内								
種 類															
処理方法	○ 中間処理 ○ 最終処分														
処分場所	〔 〕 (総合) 振興局管内														
	<p>(7) 建設廃棄物の収集・運搬は、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者とする。当該運搬車は、次に掲げる表示を行い、建設省令で定める書面を備え付けること。</p> <table border="1"> <tr><td>産業廃棄物収集運搬車</td><td></td></tr> <tr><td>業者名</td><td>()</td></tr> <tr><td>許可番号</td><td>()</td></tr> </table>	産業廃棄物収集運搬車		業者名	()	許可番号	()								
産業廃棄物収集運搬車															
業者名	()														
許可番号	()														
	<p>(8) 「建設リサイクル法」対象工事及び「有効資源利用促進法」で定められた次の資材の搬入、副産物の搬出がある工事は、工事着手時に再生資源利用・利用促進計画書を提出し、提出したその内容を説明するとともに、書面または映像（デジタルサイネージ）により工事現場の見やすい場所へ掲示し、可能な限りインターネットの利用により公表するよう努めなければならない。 また、工完了時に再生資源利用・利用促進実施書を提出し、工事監督員から請求があった時は、当該実施状況を報告すること。 資源利用促進法で定められた一定規模以上の工事（次条のついでに該当するもの） ・再生資源利用計画書 次のような建築資材を搬入する工事</p> <table border="1"> <tr><td>土 砂</td><td>500 m³以上</td></tr> <tr><td>砕 石</td><td>500 t以上</td></tr> <tr><td>加熱アスファルト混合物</td><td>200 t以上</td></tr> </table> <p>・再生資源利用計画書 次のような指定副産物を搬出する建設工事</p> <table border="1"> <tr><td>土 砂</td><td>500 m³以上</td></tr> <tr><td>コンクリート塊</td><td>合計</td></tr> <tr><td>アスファルト・コンクリート塊</td><td>200 t以上</td></tr> <tr><td>建設発生木材</td><td></td></tr> </table>	土 砂	500 m ³ 以上	砕 石	500 t以上	加熱アスファルト混合物	200 t以上	土 砂	500 m ³ 以上	コンクリート塊	合計	アスファルト・コンクリート塊	200 t以上	建設発生木材	
土 砂	500 m ³ 以上														
砕 石	500 t以上														
加熱アスファルト混合物	200 t以上														
土 砂	500 m ³ 以上														
コンクリート塊	合計														
アスファルト・コンクリート塊	200 t以上														
建設発生木材															
▶ 21.特殊な建設副産物	<p>(1) 施工調査計画 特殊な建設副産物の施工調査は、次による。(7.1.3) なお、施工調査の結果、設計図書と異なる場合は、工事監督員と協議する。 ア、使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。 イ、分析調査 ○ 行う ○ 行わない</p>														
▶ 22.特殊な建設副産物の回収及び処分	<p>特殊な建設副産物の回収及び処分は、次による。(7.3.1) (1) フロン ア、冷媒 関係法令等に従い、登録を受けた回収業者。</p> <table border="1"> <tr><td>処理区分</td><td>＊ 回収</td></tr> <tr><td>場 所</td><td>〔 〕 (総合) 振興局管内</td></tr> <tr><td>場 所</td><td>〔 〕 片道運搬距離 (km)</td></tr> </table> <p>イ、建材用断熱材フロン</p> <table border="1"> <tr><td>処理区分</td><td>＊ 焼却</td></tr> <tr><td>場 所</td><td>〔 〕 (総合) 振興局管内</td></tr> <tr><td>場 所</td><td>〔 〕 片道運搬距離 (km)</td></tr> </table>	処理区分	＊ 回収	場 所	〔 〕 (総合) 振興局管内	場 所	〔 〕 片道運搬距離 (km)	処理区分	＊ 焼却	場 所	〔 〕 (総合) 振興局管内	場 所	〔 〕 片道運搬距離 (km)		
処理区分	＊ 回収														
場 所	〔 〕 (総合) 振興局管内														
場 所	〔 〕 片道運搬距離 (km)														
処理区分	＊ 焼却														
場 所	〔 〕 (総合) 振興局管内														
場 所	〔 〕 片道運搬距離 (km)														

	<p>(2) ハロン ハロン消火設備のハロン容器は、ハロン消火設備設置業者等に回収を委託。</p> <table border="1"> <tr><td>処理区分</td><td>＊ 回収</td></tr> <tr><td>場 所</td><td>〔 〕 (総合) 振興局管内</td></tr> <tr><td>場 所</td><td>〔 〕 片道運搬距離 (km)</td></tr> </table>	処理区分	＊ 回収	場 所	〔 〕 (総合) 振興局管内	場 所	〔 〕 片道運搬距離 (km)		
処理区分	＊ 回収								
場 所	〔 〕 (総合) 振興局管内								
場 所	〔 〕 片道運搬距離 (km)								
	<p>(3) イオン化式感知器 製造業者に回収を委託。</p> <table border="1"> <tr><td>処理区分</td><td>＊ 回収</td></tr> <tr><td>場 所</td><td>〔 〕 (総合) 振興局管内</td></tr> <tr><td>場 所</td><td>〔 〕 片道運搬距離 (km)</td></tr> </table>	処理区分	＊ 回収	場 所	〔 〕 (総合) 振興局管内	場 所	〔 〕 片道運搬距離 (km)		
処理区分	＊ 回収								
場 所	〔 〕 (総合) 振興局管内								
場 所	〔 〕 片道運搬距離 (km)								
	<p>(4) 六ふっ化硫黄ガス 製造業者に回収を委託。</p> <table border="1"> <tr><td>種 類</td><td>○ 絶縁開閉器 ○ 絶縁変圧器等の受電機器</td></tr> <tr><td>処理区分</td><td>＊ 回収</td></tr> <tr><td>場 所</td><td>〔 〕 (総合) 振興局管内</td></tr> <tr><td>場 所</td><td>〔 〕 片道運搬距離 (km)</td></tr> </table>	種 類	○ 絶縁開閉器 ○ 絶縁変圧器等の受電機器	処理区分	＊ 回収	場 所	〔 〕 (総合) 振興局管内	場 所	〔 〕 片道運搬距離 (km)
種 類	○ 絶縁開閉器 ○ 絶縁変圧器等の受電機器								
処理区分	＊ 回収								
場 所	〔 〕 (総合) 振興局管内								
場 所	〔 〕 片道運搬距離 (km)								
	<p>(5) PFOS（ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸））</p> <table border="1"> <tr><td>種 類</td><td>○ 泡消火剤 ○ その他 ()</td></tr> <tr><td>処理区分</td><td>○ 中間処理 ○ 最終処分</td></tr> <tr><td>場 所</td><td>〔 〕 (総合) 振興局管内</td></tr> <tr><td>場 所</td><td>〔 〕 片道運搬距離 (km)</td></tr> </table>	種 類	○ 泡消火剤 ○ その他 ()	処理区分	○ 中間処理 ○ 最終処分	場 所	〔 〕 (総合) 振興局管内	場 所	〔 〕 片道運搬距離 (km)
種 類	○ 泡消火剤 ○ その他 ()								
処理区分	○ 中間処理 ○ 最終処分								
場 所	〔 〕 (総合) 振興局管内								
場 所	〔 〕 片道運搬距離 (km)								
	<p>(6) その他の特殊な建設副産物</p> <table border="1"> <tr><td>種 類</td><td>○</td></tr> <tr><td>処理区分</td><td>○ 処理 ○ その他の処理方法 ()</td></tr> <tr><td>場 所</td><td>〔 〕 (総合) 振興局管内</td></tr> <tr><td>場 所</td><td>〔 〕 片道運搬距離 (km)</td></tr> </table>	種 類	○	処理区分	○ 処理 ○ その他の処理方法 ()	場 所	〔 〕 (総合) 振興局管内	場 所	〔 〕 片道運搬距離 (km)
種 類	○								
処理区分	○ 処理 ○ その他の処理方法 ()								
場 所	〔 〕 (総合) 振興局管内								
場 所	〔 〕 片道運搬距離 (km)								
	<p>本工事で発生する産業廃棄物が、道内の最終処分場に直接搬入される場合、又は中間処理場に搬入される場合でも残さず発生し、最終処分場に搬出される場合は、循環税が課税されるので適正に処理すること。</p>								
▶ 23.北海道循環資源利用促進税									
▶ 24.自主施工期間の施工条件	<p>自主施工期間中は、低温時施工により品質管理上支障の起こす恐れのない工種は、これを積極的に活用できる。 ただし、支障の起こす恐れのある次の工種は、工法等を工事監督員と十分協議の上、施工するものとする。 <工種> コンクリート、屋外防水、屋上防水、タイル・左官・塗装・緑化工事その他これに類する工事</p>								
▶ 25.防寒養生	<p>(1) 養生期間 12月16日から3月15日を原則とする。 ただし、12月16日以前と3月15日以降において品質確保の観点から防寒養生の実施が必要となる期間については設計変更できるものとする。 なお、寒中コンクリートの養生期間については、第6章コンクリート工事11節 寒中コンクリート 表6.11.1による。</p>								
	<p>(2) 養生方法 ア、仮囲 ○ 土家仮囲 ○ 側仮囲 イ、採暖 ○ 外部採暖 ○ 内部採暖</p>								
▶ 26.季節労働者などの雇用	<p>工事施工に際しては、職業安定機関と密接な連携を図り、季節労働者などの雇用の拡大に努める。</p>								
▶ 27.火災保険等	<p>工事着手から完成引渡までの間を契約金額に相当する保険等に加入するものとし、取扱いは次による。 (1) 付保する保険 ① 工事の内容により、火災保険、建設工事保険、組立保険等の1以上の保険を付保する。 なお、受注者自ら上記の保険に追加して付する特約等については、これを妨げるものではない。 (2) 保険金 ① 原則として請負代金額とする。 (3) 保険の期間 保険の加入期間は原則として工事着手日から完成引渡までの間とする。工事着手日 ~ 実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始すること）の初日という。 (4) 対象外工事 ① 次に掲げる工事は、対象外工事として保険を付さない事ができる。 ア 解体、撤去、分解又は片づけ工事 イ 外構工事</p>								
	<p>(5) 保険契約の変更 保険契約締結後に請負代金額の変更又は工期延長等があった場合は、相応の保険契約を変更しなければならない。 (6) 保険証券等の提出 保険契約を締結（変更も含む）した場合は、当該保険証券等の写しを工事着手の直前に、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。 (7) 協議 この取扱いにより難しい事項については、必要に応じて受注者は、発注者と協議するものとする。</p>								
▶ 28.法定外の労災保険の付保	<p>本工事の受注者は、下記に従い、法定外の労災保険に付さなければならない。 (1) この特記仕様書における「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害に遭った身体障害（後遺障害、死亡を含む）を被った場合に、法定外労災保険の給付に上乗せして雇用者が従業員等はその遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約を指す。 (2) 受注者は、本請負工事の契約工期を含む保険期間における「法定外の労災保険」（以下「法定外労災保険」という。）を締結しなければならない。本請負工事に係る契約締結時に「法定外労災保険」の契約を締結していない場合は、工事着手の直前に「法定外労災保険」を締結すること。 (3) 受注者は「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を、工事着手の直前に、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。 (4) 契約第23条に基づき本請負工事の工期を変更したことにより、工期が「法定外労災保険」の保険適用外に及んだ場合、受注者は速やかに変更後の工期による保険期間の変更又は保険の追加契約を行い、変更又は追加に契約した「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。</p>								

▶ 29.現場環境改善	<p>(5) 本請負工事で定める「法定外労災保険」については、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるとする。 魅力ある建設工事を推進するため、工事現場の環境改善に努めること。 本工事は、「快適トイレ設置工事」の対象工事である。 (1) 受注者が当該工事の現場に仮設トイレを設置する場合は、建設現場を男女ともに働きやすい職場環境へと改善することを目的に、快適トイレの設置を検討すること。 (2) 快適トイレには、次のア、及びイ、の各項目を全て満たすものとする。ウについては、必須ではないが、装備していればより快適になると思われる項目なので、設置を検討すること。 ア、快適トイレに求める標準仕様 (ア) 洋式（洋風）便座 (イ) 水洗機能（簡易水洗、屎尿処理装置付き含む） (ウ) 臭い逆流防止機能（フラッパー機能：必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取る） (エ) 容易に開かない錠錠機能（二重ロック等：二重ロックの備えがなくても容易に開かなくとも製造者が説明出来るもの） (オ) 照明設備（電源がなくとも点灯可能のもの） (カ) 衣類掛け等フック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上） イ、快適トイレとして活用するために備える付属品 (ア) 現場に男女が利用するために男女別の明確な表示 (イ) 周回からトイレへの入口が直接見えない工夫 (ウ) コンタクトボックス (エ) 鍵付きの洗面台 (オ) 便座除菌（等の衛生用品） ウ、推奨する仕様、付属品 (ア) 便厚内寸法900×900mm以上（半量程度以上） (イ) 騒音装置 (ウ) 着替え台 (エ) フラッパー機能の多重化 (オ) 窓など室内温度の調整が可能な設備 (カ) 小物置き場等（トイレトイレットペーパー予備置き場） (3) 従来品相当額（10,000円/基・月）を差し引いた設置費用（実費用）が51,000円/基・月（基準額）未満の場合は、その額で設計変更を行う。ただし、地域事情など特別な理由があり、実費用が基準額を超える場合は、受注者協議の上、その理由が妥当と判断できる場合に限り、基準額に協議した金額を加算して設計変更を行う。 なお、ハロン型等男女別トイレ一体となった快適トイレ（一体型）である場合に限り、基準額の金額が102,000円/基・月と、従来品相当額の金額が20,000円/基・月と読み替える。 (4) 快適トイレの設置にあたっては、次に留意する。 ア、男女別で各1基ずつ設置することを原則とする。ただし、女性が現場にいない場合はこの限りではない。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/現場まで、一体型1基/現場までとする。 イ、具体的な実施内容や設置時期については、工事着手前の施工計画書提出時に、(2)の項目を満たすことを確認できる資料（見積書を含む）を監督員に提出し、規格・設置基数等の詳細について、協議のうえ決定すること。 ウ、手配が困難な場合は、工事監督員と協議のうえ設置しないことができる。</p>																		
▶ 30.快適トイレの設置																			
▶ 31.夏期の熱中症対策	<p>次に示した項目は、必要に応じて設計変更できるものとする。 (1) 対象期間 ＊ 夏期（6月1日～8月31日） (2) 対象項目 ・ 遮光ネット ＊ リース代を対象とする。</p>																		
▶ 32.建設業退職金共済制度	<p>工事現場には「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。</p>																		
▶ 33.工事標識	<p>受注者は、着工後速やかに公衆の見やすい場所に工事標識を掲示する。</p> <table border="1"> <tr><td colspan="2">工 事 標 識</td></tr> <tr><td>工事名</td><td></td></tr> <tr><td>発注者</td><td></td></tr> <tr><td>工事期間</td><td>令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日</td></tr> <tr><td>受注者</td><td></td></tr> <tr><td>設 計</td><td></td></tr> <tr><td>工事監理</td><td></td></tr> <tr><td>工事現場連絡所</td><td>○○○○現場事務所 連絡所（電話）××局××××</td></tr> <tr><td colspan="2">1,350</td></tr> </table> <p>注）工事標識の記載内容等の詳細は、監督職員の指示による。</p>	工 事 標 識		工事名		発注者		工事期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	受注者		設 計		工事監理		工事現場連絡所	○○○○現場事務所 連絡所（電話）××局××××	1,350	
工 事 標 識																			
工事名																			
発注者																			
工事期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日																		
受注者																			
設 計																			
工事監理																			
工事現場連絡所	○○○○現場事務所 連絡所（電話）××局××××																		
1,350																			
▶ 34.公共工事労務費調査に対する協力	<p>(1) 本工事が北海道の実施する公共工事労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し北海道に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。 (2) 調査票等を提出した事業所に北海道が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。 (3) 公共工事労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行うべき責を負う旨を定めなければならない。 (4) 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合、受注者は、当該下請負人（当該下請工の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p>																		
▶ 35.工事実績情報の登録	<p>建設業法に基づき施工体制を作成し、施工管理体制に関する事項を工事監督員に提出しなければならない。（対象工事：工事1件の請負代金額が200万円以上の工事）ただし、200万円未満の工事であっても下請契約を締結する場合は、提出すること。 また、公衆の見やすい場所に施工体系図を掲示する。</p>																		
▶ 36.施工体制台帳の整備																			

<p>NOTE</p> <p>一級建築士事務所登録(石)第426号 株式会社アトリエバンク</p>	<p>代表となる設計者 一級建築士 350787号 池村 菜々 意匠</p> <p>その他の設計者</p> <p>その他の設計者</p>	<p>WORK 南が丘公営住宅長寿命化型改修工事 A棟</p> <p>TITLE 共通特記仕様書（2）</p> <p>SCALE -</p>	<p>NO A-03</p> <p>管理建築士 一級建築士 314452号</p> <p>村岡 健</p>
---	--	--	---

<p>▷ 37.中間検査の実施</p>	<p>(1) 中間検査の実施 本工事において、次の段階で中間検査を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="281 136 742 241"> <tr> <th>実施対象建物名称</th> <th>実施箇所</th> <th>実施時期</th> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○ 基礎工事</td> <td>○ 配筋完了時</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○ 躯体完了時</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○ 鉄骨建方 完了時</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○ 完了時</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○ 完了時</td> </tr> </table> <p>(2) 重点的な監督業務の実施 本工事が公共工事の品質確保のため重点的な監督業務を実施する対象となった場合は中間検査を実施する。実施箇所及び実施時期については別途通知する。</p> <p>(3) (1)、(2)のほか、発注者が中間検査の実施を必要と認めた場合は、別途文書により通知する。</p> <p>(4) 受注者は、中間検査実施可能日について、その14日前までに工事監督員に報告し、検査に際して「営繕工事中間検査実施基準」(北海道建設部建築局)に掲げる関係資料を準備する。</p>	実施対象建物名称	実施箇所	実施時期	○	○ 基礎工事	○ 配筋完了時	○	○	○ 躯体完了時	○	○	○ 鉄骨建方 完了時	○	○	○ 完了時	○	○	○ 完了時
実施対象建物名称	実施箇所	実施時期																	
○	○ 基礎工事	○ 配筋完了時																	
○	○	○ 躯体完了時																	
○	○	○ 鉄骨建方 完了時																	
○	○	○ 完了時																	
○	○	○ 完了時																	
<p>▷ 38.抜き打ち検査の実施</p>	<p>抜き打ち検査の実施 本工事において、次の段階で抜き打ち検査を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="281 451 742 514"> <tr> <th>実施対象建物名称</th> <th>実施部位</th> <th>実施時期</th> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○ 杭工事</td> <td>○ 杭工事施工中</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>	実施対象建物名称	実施部位	実施時期	○	○ 杭工事	○ 杭工事施工中	○	○										
実施対象建物名称	実施部位	実施時期																	
○	○ 杭工事	○ 杭工事施工中																	
○	○																		
<p>▶ 39.暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応</p>	<p>(1) 受注者は、暴力団員等による不当要求又は工事(業務)妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否しなければならない。また、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに、捜査に必要な協力を行わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、前記により警察へ通報を行った際には、速やかにその内容を工事監督員に報告しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が発生した場合は、工事監督員と協議するものとする。</p>																		
<p>▶ 40.重点的な監督業務の実施</p>	<p>公共工事の品質確保のために、重点的な監督業務の対象工事に指定された場合は「建設部建設局営繕工事重点監督実施要領」を適用する。なお、対象工事に指定した場合は、別途文書により通知する。</p>																		
<p>▷ 41.特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律への対応</p>	<p>受注者は、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、保険への加入又は保証金の供託を行うこと。</p>																		
<p>▶ 42.電子納品</p>	<p>北海道建設部建築局制定の「営繕工事電子納品運用ガイドライン」に基づき、工事書類を電子成果品として納品する。</p> <p>(1) 電子納品の対象書類 電子納品の対象書類は、工事写真及び完成図面を基本とするが、詳細については、「営繕工事電子納品運用ガイドライン」を参考にし、工事監督員と協議の上、決定するものとする。</p> <p>(2) 情報共有 ア、情報共有の対象書類は「営繕工事電子納品運用ガイドライン」に示すとおりとするが、詳細については工事監督員と協議の上、決定する。 イ、本工事における情報共有は、電子メールを利用する。なお、受注者側の通信環境などから、施工管理する上で効率化が期待できない場合は、工事監督員との協議によりデータ授受の方法やデータ種類を決定する。</p> <p>(3) 要領・基準 電子納品は、「営繕工事電子納品運用ガイドライン」に基づき実施するほか、特に記載のない限り国土交通省で定めている「営繕工事電子納品要領」及び「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】」を準用する。</p> <p>(4) 電子納品、情報共有実施に伴う環境整備 ア、受注者は、電子納品及び情報共有を行うにあたり、必要なハード環境及びソフト環境を予め保有している、又は手配可能であること。 イ、本工事の契約締結後、受注者は「営繕工事電子納品運用ガイドライン」に基づき、着手時チェックシートによりインターネット環境や利用ソフト、情報共有対象書類、電子納品対象書類等について工事監督員と協議すること。</p> <p>(5) 電子納品 本工事の電子納品対象書類は、電子媒体(CD-R等)により2部を市販ファイル(A4判)に綴じて提出する。</p> <p>(6) 調査への協力 受注者は、電子納品及び情報共有等に関し、工事監督員から調査依頼があった場合、特段の理由がない限りその調査に応じなければならない。</p> <p>(7) その他 電子納品及び情報共有の遂行にあたり疑義が生じた場合は、工事監督員と十分協議すること。</p>																		
<p>▷ 43.「営繕工事における地域外(遠隔地)からの建設資材調達費用の積算方法等」の試行について</p>	<p>地域外(遠隔地)からの建設資材調達に係る設計変更について(試行) (1) 建設資材の安定的な確保を図るために地域外(遠隔地)から調達せざるを得ない場合には、事前に工事監督員と協議すること。その場合、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票等)を工事監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 (2) 本試行の対象となる建設資材は、生コンクリート・鉄筋・鉄骨・アスファルト合材・石材等(砂、砂利、割栗石等)及び仮設材(運搬に要する費用のみ)とする。 (3) 受注者の責に帰すべき理由による増加費用については、設計変更の対象としない。 (4) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。</p>																		
<p>▷ 44.「営繕工事における地域外(遠隔地)からの労働者確保に要する費用の積算方法等」の試行について</p>	<p>(1) 本工事は、今後、不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保の方策について変更が生じ、適正な工事の実施が困難となる場合に、必要となる費用について支出実績を踏まえ、設計変更により対応する試行工事である。 なお、当該試行による変更項目は、次による。 (実績変更対象項目) 共通仮設費：共通仮設費率に含まない項目の費用 現場管理費：労務管理費(募集及び解散に要する費用、資金以外の食事、通勤費等に要する費用) ※ 労働者確保が出来ず、安易に地域外から確保しても、工事施工箇所の地域において労務のひっ迫状況が確認されなければ、労働者確保に要する費用の設計変更はできない。 (2) 受注者から協議を受け、設計変更が必要と認められる場合は、次のとおりとする。 ア、発注者は、実績変更対象項目について特記仕様書により、積算方法を明確にすることとする。</p>																		

<p>イ、受注者は、労働者確保に要する方策に変更が生じ、北海道建設部営繕工事共通費積算基準等の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終変更時点で設計変更を希望することがあるので、受注者は、労働者確保に要する費用の設計変更を希望する場合は、工事着手日までに「労働者確保に係る実施計画書」(様式1-2)及び「労働者確保に係る実施計画書」等の提出時には、入札時に立案した等計画における各費用の内訳がわかる資料(見積書等)を整理し保管すること。 ただし、労働者確保に要する方策に変更が生じても、設計変更を希望しない場合は、上記様式の提出は不要とし、工事打合せ記録簿で確認を行う。 ウ、工事着手日までに「労働者確保に係る実施計画書」等を工事監督員に提出出来ない場合は、原則、労働者確保に要する費用の設計変更は行わない。 エ、工事着手日までに「労働者確保に係る実施計画書」等を工事監督員に提出した受注者は、労働者確保に要する方策に変更が生じた場合、速やかに、適正な工事の実施が困難になった理由を工事打合せ記録簿に記載し、工事監督員に提出し協議を行う。 オ、受注者は、工事監督員と協議を行い、労働者確保に要する費用の設計変更が必要と認められた場合、最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更を請求する際は、実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書」(様式2-1)「労働者確保に係る実績報告書(詳細内訳)」(様式2-2)及び「実績変更対象費について実際に支払ったことの証明書類(領収書・領収書の写し)」を、工期末の30日前までに工事監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 カ、受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。 キ、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。</p>	<table border="1" data-bbox="964 598 1439 1050"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>実績変更対象項目</th> <th>当初積算方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共通仮設費</td> <td>仮設費借材料(準備費) (地域外労働者確保に要する)現場事務所(敷地外)、試験室、労働者宿舍、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要した地代及び建物や建築する代わりに賃しビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用</td> <td>○当初積算では計上していない。</td> </tr> <tr> <td>宿舍費(仮設建物費) (地域外労働者確保に要する)労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用(労働者送迎費：労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送するために要した費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む))</td> <td>○当初積算では計上していない。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">現場管理費</td> <td>募集及び解散に要する費用(労務管理費) (地域外労働者確保に要する)労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費・手当</td> <td>○当初積算では計上していない。(地域外労働者以外にかかる募集及び解散に要する費用については現場管理費率に含む)</td> </tr> <tr> <td>資金以外の食事、通勤等に要する費用(労務管理費) (地域外労働者確保に要する)労働者の食事補助、交通費の支給</td> <td>○当初積算では計上していない。(地域外労働者以外にかかる資金以外の食事、通勤等に要する費用については現場管理費率に含む)</td> </tr> </tbody> </table>	費目	実績変更対象項目	当初積算方法	共通仮設費	仮設費借材料(準備費) (地域外労働者確保に要する)現場事務所(敷地外)、試験室、労働者宿舍、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要した地代及び建物や建築する代わりに賃しビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用	○当初積算では計上していない。	宿舍費(仮設建物費) (地域外労働者確保に要する)労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用(労働者送迎費：労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送するために要した費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む))	○当初積算では計上していない。	現場管理費	募集及び解散に要する費用(労務管理費) (地域外労働者確保に要する)労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費・手当	○当初積算では計上していない。(地域外労働者以外にかかる募集及び解散に要する費用については現場管理費率に含む)	資金以外の食事、通勤等に要する費用(労務管理費) (地域外労働者確保に要する)労働者の食事補助、交通費の支給	○当初積算では計上していない。(地域外労働者以外にかかる資金以外の食事、通勤等に要する費用については現場管理費率に含む)
費目	実績変更対象項目	当初積算方法												
共通仮設費	仮設費借材料(準備費) (地域外労働者確保に要する)現場事務所(敷地外)、試験室、労働者宿舍、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要した地代及び建物や建築する代わりに賃しビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用	○当初積算では計上していない。												
	宿舍費(仮設建物費) (地域外労働者確保に要する)労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用(労働者送迎費：労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送するために要した費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む))	○当初積算では計上していない。												
現場管理費	募集及び解散に要する費用(労務管理費) (地域外労働者確保に要する)労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費・手当	○当初積算では計上していない。(地域外労働者以外にかかる募集及び解散に要する費用については現場管理費率に含む)												
	資金以外の食事、通勤等に要する費用(労務管理費) (地域外労働者確保に要する)労働者の食事補助、交通費の支給	○当初積算では計上していない。(地域外労働者以外にかかる資金以外の食事、通勤等に要する費用については現場管理費率に含む)												
<p>▶ 45. 週休2日工事</p>	<p>(1) 本工事は、週休2日工事の対象であり、「営繕工事における週休2日工事実施要領」に従い実施する。 (2) 受注者は、月単位の週休2日の取組の希望の有無を工事着手前に工事監督員に工事打合せ記録簿等で報告するものとする。 (3) 予定倍率は、月単位の4週8休以上を前提に、補正係数1.04により労務費を補正して工事費を積算して作成する。 (4) 現場閉所(現場休息)の達成状況が月単位の4週8休に満たない場合は補正係数を1.02に変更し、通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除き、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。 (5) 用語の定義については、実施要領を確認すること。 (6) 現場閉所(現場休息)の確認は、次により行うものとする。 ア、工事着手前 ・ 受注者は、現場における準備作業(現場事務所や仮設資材の搬入・設置等)に着手する日及び後片付け作業(現場事務所や仮設資材の撤去・搬出等)を終える日、工場製作のみを実施する期間などで対象外とする期間について、工事監督員に確認のうえ予定を決定し、対象期間を設定する。 ・ 分断、分割発注した工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう調整したうえで現場閉所(現場休息)の予定日を決定する。 ・ 受注者は、現場閉所(現場休息)の予定日を明示した計画工程表(任意様式とし、他の書類と兼ねることができ。)を工事監督員に提出する。 イ、工事着手後 ・ 工事監督員は、適宜、対象期間内の現場閉所(現場休息)の状況を確認する。 ・ 工事監督員は、現場閉所の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用にも努める。 (7) 受注者を対象としたアンケート調査の協力依頼があった場合には、これに協力するものとする。</p>													
<p>▷ 46.「執務並行改修工事における時間外及び深夜の作業に係る費用の積算方法等」の試行について</p>	<p>(1) 執務並行改修工事において、施設管理者の要望等により施工時期や施工時間が制限され、工期等を遵守するためやむを得ず時間外及び深夜(以下「時間外等」という。)の作業をせざるを得ない場合において、必要な時間外労働及び深夜労働に係る労務費の割増分に相当する費用について次により設計変更を行う。 なお、設計図書に施工時期・施工時間等の施工条件について記載があるもの及び小規模な修繕工事は除く。 (2) 受注者は、時間外等の作業を行う計画がある場合、事前に工事監督員と協議すること。 その場合、工事監督員に次の書類を提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 ア、施設管理者からの要望等の内容を記載した打合せ記録簿 イ、制限される施工時期・施工時間により遅延する工程を記載した工事工程表 ウ、時間外等作業の計画を記載した時間外等作業計画書 エ、その他、工事監督員が求める書類 (3) 受注者は、設計変更の手續き後に時間外等作業を実施すること。また、時間外等作業終了後は、工事監督員に次の書類を提出又は提示し、実施状況を報告すること。 ア、時間外等作業の実施内容を記載した時間外等作業実施報告書 イ、アの状況が確認できる作業日報等の作業記録の提示 (4) 工事監督員等との協議の結果設計変更が認められない場合、受注者は再度施設管理者と調整を行う。</p>													

<p>(5) 時間外等作業に係る割増分労務費の算出方法は次のとおりとする。 時間外(深夜)割増分労務費=(労務単価×K)×作業時間数 ※ K(割増係数)=割増対象賃金比×1/8×割増係数 ※ 割増係数は、時間外0.25、深夜0.25とする。(積算標準単価に平均的能力の作業員による標準作業量の労務費が含まれているため、時間外労務費の割増係数は、割増分のみ(1.25-1=0.25)とする。) (6) 受注者の責に帰すべき理由による時間外等作業については、設計変更の対象としない。 (7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。</p>	<p>○ 第1章-II 建築設備の構造安全性などに関する規定</p> <p>▷ 建築基準法施工令第129条の2の4の事項 ※設計が該当する場合は、□にチェックを記入する。</p> <p>○ 第1章-III 設計図CADデータの扱い</p> <p>▶ 第1章-1 設計図CADデータの貸与に関する補足事項</p>
<p>(5) 時間外等作業に係る割増分労務費の算出方法は次のとおりとする。 時間外(深夜)割増分労務費=(労務単価×K)×作業時間数 ※ K(割増係数)=割増対象賃金比×1/8×割増係数 ※ 割増係数は、時間外0.25、深夜0.25とする。(積算標準単価に平均的能力の作業員による標準作業量の労務費が含まれているため、時間外労務費の割増係数は、割増分のみ(1.25-1=0.25)とする。) (6) 受注者の責に帰すべき理由による時間外等作業については、設計変更の対象としない。 (7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。</p>	<p>▷ 建築基準法施工令第129条の2の4の事項 ※設計が該当する場合は、□にチェックを記入する。</p> <p>○ 第1章-II 建築設備の構造安全性などに関する規定</p> <p>▷ 建築基準法施工令第129条の2の4の事項 ※設計が該当する場合は、□にチェックを記入する。</p> <p>○ 第1章-III 設計図CADデータの扱い</p> <p>▶ 第1章-1 設計図CADデータの貸与に関する補足事項</p> <p>貸与するCADデータは、本工事の履行に必要な施工図及び完成図の作成においてのみ使用し、それ以外の目的で使用してはならない。 貸与したCADデータは、完成検査時に全て返却し、履行期間中に複製を作成している場合は、全て削除すること。 なお、著作権法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利或いは著作権法第2章第3節第2款に規定する著作権者人格権は、図面を作成した設計事務所等に帰属する。</p>

<p>NOTE</p>	<p>代表となる設計者 一級建築士 350787号 池村 菜々 意匠</p> <p>その他の設計者</p> <p>その他の設計者</p>	<p>WORK 南が丘公営住宅長寿命化型改修工事 A棟</p> <p>TITLE 共通特記仕様書(3)</p> <p>SCALE -</p>	<p>NO A-04</p> <p>管理建築士 一級建築士 314452号 村岡 健</p>
-------------	--	--	--



一級建築士事務所登録(石)第426号
株式会社アトリエバンク

▷ 3.浮き部改修

改修工法の種類	(4.1.4) (4.3.4)			
	アンカーピンの本数 (本/㎡)	注入口の箇所数 (箇所/㎡)	注入量 (mL/箇所)	備考
○ アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	*16 ○ *25	— —	*25 —	(4.3.11) (表4.3.1)
○ アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	*13 ○ *20	*12 ○ *20	*25 ○	(4.3.12) (表4.3.5) (表4.3.2)
○ アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	*13 ○ *20	*12 ○ *20	*50 ○	(4.3.13) (表4.3.5) (表4.3.2)
○ 注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	*9 ○ *16	— —	*25 —	(4.3.14) (表4.3.3)
○ 注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	*9 ○ *16	*9 ○ *16	*25 ○	(4.3.15) (表4.3.3)
○ 注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	*9 ○ *16	*9 ○ *16	*50 ○	(4.3.16) (表4.3.6)
○ 充填工法	*ポリマーセメントモルタル		○ エポキシ樹脂モルタル	
○ モルタル塗替え工法	4.3.10 表4.4.3による			

※ モルタル塗替え工法の既製目地材： (4.2.2)
○ 使用する (形状)

(2) タイル張り仕上げ外壁 (4.1.4) (4.4.1)

改修工法の種類	(4.1.4) (4.4.1)			
	アンカーピンの本数 (本/㎡)	注入口の箇所数 (箇所/㎡)	注入量 (mL/箇所)	備考
○ アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	*16 ○ *25	— —	*25 —	
○ アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	*13 ○ *20	*12 ○ *20	*25 ○	
○ アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	*13 ○ *20	*12 ○ *20	*50 ○	
○ 注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	*9 ○ *16	— —	*25 —	
○ 注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	*9 ○ *16	*9 ○ *16	*25 ○	
○ 注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	*9 ○ *16	*9 ○ *16	*50 ○	
○ タイル部分張替え工法	*ポリマーセメントモルタル		○ エポキシ樹脂モルタル	
○ タイル張替え工法	*液反応硬化型形成シリコーン樹脂系			

※ アンカーピンの本数について、浮き面積が1㎡以下の場合の本数は、改修工事標準仕様書の各改修工法による。

- (3) アンカーピンの材質等 (4.3.5)
* ステンレス鋼 (SUS304) 呼び径4mm (丸棒) 全ネジ切り加工
- (4) 注入口付アンカーピンの材質等 (4.3.5)
* ステンレス鋼 (SUS304) 外径6mm程度

▷ 4.タイル張り仕上げ外壁

形状寸法	うわくすり		役物		色		耐寒性		耐滑り性	工 法
	施釉	無釉	有	無	標	特	有	無		
×	○	○	○	○	○	○	○	○		
×	○	○	○	○	○	○	○	○		
×	○	○	○	○	○	○	○	○		

- (1) 再生材利用タイルの使用 (4.1.4)
○ 使用する ○ 使用しない
- (2) 目地改修工法の種類 (4.1.4)
○ 目地及び割れ部改修工法 ○ 伸縮調整目地改修工法
- (3) タイルの品質、役物 (4.4.5)
- ※ 施工部位図示とする。
- (4) タイルの試験張等 (4.4.8)
試験張り ○ 行う * 行わない
見本焼 ○ 行う * 行わない
- (5) タイル張替え工法における伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置 (4.4.8)
* 表4.4.2による ○ 図示
- (6) シーリング材の目付寸法 (3.7.3)
* 図示
- (7) 外装タイル張り下地等の下地モルタル及び下地調整塗材塗りの接着剤 (4.4.8)
試験 * 行わない ○ 行う
- (8) 下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の下地処理 (4.4.8)
* 目荒し工法 (4.3.10 (3) (ウ) 及び (エ) による) ○ 図示
- (9) セメントモルタルによるタイル張りの工法 (4.4.8)
ア. 外装タイル
○ 密着張り ○ 改良圧着張り
イ. ユニットタイル
○ マスク張り ○ モザイクタイル張り
- (10) 有機系接着剤によるタイル張り (4.4.5)
ア. シーリング材 (JIS A 5788) の種類
(ア) 打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地 * ポリウレタン系シーリング材 ○ _____
(イ) 伸縮調整目地その他の目地 * 変成シリコン系シーリング材 ○ _____

▷ 5.塗り仕上げ外壁等の改修 (4.1.5) (4.5.2) (表4.5.1)

施工部位	種類	呼び名	仕上げの形状	工法
図示	図示			

※1 仕上塗材の種類、仕上げの形状及び工法等は、表4.5.1による
※2 複層仕上塗材及び可とう形改修塗材の上塗り材は、表4.5.2による
※3 呼び名の凡例

種類	呼び名
薄付け仕上塗材	外Si : 外装薄塗材Si 可外Si : 可とう形外装薄塗材Si 外E : 外装薄塗材E 可外E : 可とう形外装薄塗材E 防外E : 防水形外装薄塗材E 外S : 外装薄塗材S
厚付け仕上塗材	外厚O : 外装厚塗材O 外厚Si : 外装厚塗材Si 外厚E : 外装厚塗材E

種類	呼び名			
	一般部	指定部	一般部	指定部
複層仕上塗材	CE	: 複層塗材CE	—	—
	可CE	: 可とう形複層塗材CE	—	—
	SE	: 複層塗材SE	—	—
	RE	: 複層塗材RE	—	—
	防CE	: 防水形複層塗材CE	—	—
	防E	: 防水形複層塗材E	—	—
	防RE	: 防水形複層塗材RE	—	—
	可改E	: 可とう形改修塗材E	—	—
	可改RE	: 可とう形改修塗材RE	—	—
	可改CE	: 可とう形改修塗材CE	—	—

(2) 複層仕上塗材及び可とう形改修塗材の耐候性等 (4.5.2)
ア. 耐候性 * 耐候形3種 ○ _____
イ. 耐熱 * 水系 ○ 溶剤系 ○ 弱溶剤系
ウ. 耐腐 * アクリル系 ○ シリカ系 ○ _____
エ. 耐酸 * つやあり ○ つやなし ○ メタリック

(4) 既存塗膜等の除去、下地調整の工法 (4.5.4)
* 高圧水洗工法 (表4.5.5)
(50MPa程度の温水による洗浄 (はく離剤を使わない。))
○ サンダー工法 (表4.5.4)
○ 水洗い工法 (表4.5.7)
* 塗膜はく離り工法後、高圧水洗 (10~15MPa) 洗浄 (表4.5.6)
(5) 下地調整 * 下地調整塗材 (4.5.4)
○ ポリマーセメントモルタル
○ 防水型仕上塗材

(6) 各工法の処理範囲 * 既存仕上げ面全体 ○ 図示 (4.5.4)

▷ 6.マステック塗材塗り (4.6.1) (表4.6.1) (標準仕様書 表7.2.4~6)

施工部位	種 別	仕 上 材	下地調整
○ 凹凸状	○ A種	○ A	○ RA種 * RB種
	○ B種	○ E	○ RC種
○ ゆず肌状	○ A種	○ A	○ RA種 * RB種
	○ B種	○ E	○ RC種

※ 仕上材の凡例 A : アクリル樹脂エナメル2回塗り
E : つや有り合成樹脂エマルジョンペイント2回塗り

- ▷ 7.外壁用塗膜防水材 (4.7.1) (表4.7.1)
- | 施工部位 | 仕上の形状 | | | 下地摩動緩衝材 |
|--------|--------|------|--------|---------|
| | 凹凸状 | 凸部処理 | 吹付け | |
| ○ 凹凸状 | ○ 凸部処理 | 吹付け | ○ 適用する | |
| ○ ゆず肌状 | ○ さざ波状 | ローラー | ○ 適用する | |
- ※1 ○ 模様の種類 * 外壁用塗膜防水材の製造所の仕様による
※2 ○ 外壁用仕上塗材の種類 * 外壁用塗膜防水材の製造所の仕様による
※3 耐候性 * 耐候形1種 ○ _____
- (2) ひび割れ部及び欠損部の処理 (4.7.3)
○ 下地摩動緩衝材を用いる * 下地摩動緩衝材を用いない

● 第5章 建 具 改 修 工 事

- ▷ 1.改修工法 (5.1.3)
● 撤去工法
※ 両方適用の場合の区分は、図示
- (2) 新規に建具を設置する場合 (5.1.3)
壁部分の開口の開け方、新規建具周囲の補修方法並びにその範囲
- ▷ 2.防火戸 (5.1.4)
(1) 防火戸の指定 (5.1.4)
○ 適用する (* 建具表による ○ _____)
○ 適用しない
- (2) ヒューズ装置、熱感知器又は煙感知器との連動： (5.1.4)
* 建具表による ○ _____
- (1) 建具見本の製作： * 行わない (5.1.5)
○ 行う (建具表により指定する。)
- (2) 特殊な建具の仮組： * 行わない (5.1.5)
○ 行う (建具表により指定する。)
- (1) フライントボックス： * 行わない (5.1.6)
○ 行う (建具表により指定する。)
- (2) 防犯建物部品： * 適用する (5.1.7)
○ 適用しない

▷ 5.アルミニウム製建具 (5.2.2) (表5.2.1)

種 別	* A種	* B種	○ C種
枠の見込寸法 (mm)	* 70 (注)	* 70 (注)	○
	○ 100	○ 100	
耐 風 圧 性	S-4	S-5	S-6
気 密 性	A-3		A-4
水 密 性	W-4		W-5

- (注) 形式が引違い・片引き・上げ下げ窓で複層ガラスを使用する場合の A種、B種の枠の見込みは100mmとする。
- (2) 防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性能の等級 * 図示 (5.2.2)
(3) 断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性能の等級 * 図示 (標準仕様書 16.2.2)
(4) 外部に面するアルミニウム製建具の断熱性能による等級 (標準仕様書 16.2.2)
- | 種 類 | 枠見込寸法 (mm) | 断熱性能による等級 |
|----------|------------|-----------|
| 引き違い | ○ 70 | ○ |
| 引き違い・片引き | ○ 100 | ○ |
| 開 き | ○ 70 | ○ |
| 開 き | ○ 100 | ○ |
| F I X | ○ 70 | ○ |
| | ○ 100 | ○ |
- (5) アルミニウム製建具の表面処理 (5.2.4) (表5.2.2)
- | 建具部位 | 種 別 |
|----------|-------------------------------------|
| 外部に面する建具 | 種別： * BB-1種 ○ BB-2種 ○ |
| | 色： ○ ブラウン系 ○ ブラック ○ (* 標準色 ○ 特注色) |
| 屋内の建具 | 種別： * BC-1種 ○ BC-2種 ○ |
| | 色： ○ ブラウン系 ○ ブラック ○ (* 標準色 ○ 特注色) |

- (6) 結露水の処理方法 * 図示 ○ _____ (5.2.4)
(7) 水切り板、ぜん板等の加工組立 * 図示 ○ _____ (5.2.5)
- (8) 網戸等を設置する場合の防虫網の材質 (5.2.3)
○ ガラス繊維入り合成樹脂製
* 合成樹脂製 (SUS316)
- (9) 線径： * 0.25mm以上 ○ _____ mm以上
(10) 網目寸法 * 16~18メッシュ ○ _____ メッシュ

▷ 6.樹脂製建具 (5.3.2) (表5.3.1)

種 別	○ A種	○ B種	○ C種
	枠の見込寸法 (mm)	○	○
耐 風 圧 性	S-4	S-5	S-6
気 密 性	A-4		
水 密 性	W-4	W-5	

- (2) 防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性能の等級 (5.3.2)
○ T-1 ○ T-2
- (3) 断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性能の等級 (5.3.2) (表5.3.2)
* 外部に面する樹脂製建具の断熱性能の等級
○ 適用する (○ H-4 ○ H-5 ○ H-6)
○ 適用しない
- (4) ガラス： * 複層ガラス ○ 単板ガラス ○ 三重ガラス (5.3.3)
表面色： ○ 標準色 (白) ○ 特注色 _____ (5.3.4)
(5) 水切り板、ぜん板等の加工組立 * 図示 ○ _____ (5.3.5) (5.2.5)
○ 適用しない
- (7) 外部に面する建具の日照熱取得性の特性 (5.3.2)
○ N-1 ○ N-2 ○ N-3

- ▷ 7.鋼製建具 (5.4.2) (表5.4.1)
- (1) 簡易気密型ドアセット * 適用しない (5.4.2) (表5.4.1)
(2) 耐風圧性 (外部) ○ S-4 ○ S-5 ○ S-6 (5.4.2) (表5.2.1)
(3) 防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性能の等級 * 図示 (5.4.2) (5.2.2)
(4) 断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性能の等級 * 図示 (5.4.2) (5.2.2)
(5) 耐震ドアとする場合の面内変形追随性の等級 * 図示 (5.4.2) (5.2.2)
(6) 鋼板類の厚さ * 表5.4.2による (5.4.4)
○ 図面による
- (1) 簡易気密型ドアセット * 適用しない (5.5.2) (5.2.2)
(2) 防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性能の等級 * 図示 (5.5.2) (5.2.2)
(3) 断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性能の等級 * 図示 (5.5.2) (5.2.2)
(4) 耐震ドアとする場合の面内変形追随性の等級 * 図示 (5.5.2) (5.2.2)
(5) 召合せ、縦小口包み板等の材質 * ステンレス * 鋼板 ○ アルミニウム合金 (5.5.3)
(6) 鋼板類の厚さ * 表5.4.1による (5.5.4)
○ 図面による

- ▷ 8.鋼製軽量建具 (5.5.2) (5.2.2)
- (1) 性能値等 (建具符号は建具表による) (5.5.2) (5.2.2)
耐風圧性等級、気密性等級、水密性等級 * 建具表による
(2) 耐風圧性 (外部) ○ S-4 ○ S-5 ○ S-6 (5.6.3)
(3) ステンレス鋼板： * SUS304、SUS430JIL、SUS443J1 ○ _____ (5.6.4)
(4) 表面仕上げ * HL ○ 鏡面 (5.6.4)
(5) 曲げ加工 * 普通曲げ ○ 角出し曲げ (5.6.5) (5.7.2)
(1) 建具材の含水率の種別 * A種 ○ B種 (5.7.2) (表5.7.1)

▷ 9.ステンレス製建具 (5.7.2) (表5.7.1)

合板の種類	表面材の品質等	
	接合の程度	板面の品質
○ 普通合板	* 水掛り箇所を1類、その他2類以上 ○	* 広葉樹1等 ○
○ 天然木化粧合板	* 水掛り箇所を1類、その他2類以上 ○	* 広葉樹1等 ○
○ 特殊加工化粧合板	* 水掛り箇所を1類、その他2類以上 ○	* 広葉樹1等 ○
○ ミディアムデンシティファイバーボード (MDF)	表面材の状態による区分 (曲げ強さによる区分 (接着剤による区分 (難燃性による区分 ())))	

(3) 工法 (5.7.4)
ア. かまち戸の材料 (樹脂) * 標準仕様書 16.7.2表16.7.2による。 ○ 図面による
イ. ふすまの材料、枠及びくづりの材料は図示による
ウ. かまち戸、ふすま、戸ぶすま、紙張り障子の見込寸法 * 表5.7.7による ○ 図面による
エ. ふすまの縁の仕上げ：表5.7.10による (5.7.4)
(1) 材質、形状及び寸法 * 図示 (5.8.2) (表5.8.1)

- ▷ 10.木製建具 (5.8.2) (表5.8.1)
- (1) 材質、形状及び寸法 * 図示 (5.8.2) (表5.8.1)
ア. 建具表による
イ. 金属製及び樹脂製建具に使用する丁番： * 表5.8.2~3による (5.8.3)
- (2) 取付け施工 取っ手類の取付高さ (床仕上げ面からの高さ) * 建具表による ○ 図示 (5.8.4)
* 建具製造所の仕様による
- (3) マスターキー ○ 製作する * 製作しない (5.8.4)
○ 既存のマスターキーに合わせる
- (4) 鍵： * 3本1組 ○ _____ (5.8.4)
(5) 鍵箱： ○ 無し ○ 有り (5.8.4) (5.9.2)

- ▷ 11.建具用金物 (5.9.2) (表5.9.1)
- (1) 引き戸用駆動装置の性能 (5.9.2)
○ SSLD-1 ○ SSLD-2
○ DSLD-1 ○ DSLD-2
防鎖の適用 ○ 適用する ○ 適用しない
防鎖の適用 * 表5.9.2による ○ 図示 (5.9.2)
防鎖の適用 * 表5.9.3による ○ 適用する ○ 適用しない
- (2) 引き戸用検出装置の性能 (5.9.2)
* 表5.9.2による ○ 図示 (5.9.2)
防鎖の適用 * 表5.9.3による ○ 適用する ○ 適用しない
- (3) 引き戸用検出装置の性能 (5.9.2)
* 表5.9.3による ○ 図示 (5.9.2)
防鎖の適用 * 表5.9.3による ○ 適用する ○ 適用しない
- (4) 戸の開閉方法は、建具表による。 (5.9.2)
(5) 引き戸用検出装置の種類 * 光線 (反射) センサー ○ 熱線センサー ○ その他 _____ (5.9.2)
(6) 凍結防止措置 * 行う (適用箇所は建具表による) ○ 行わない

▷ 12.自動ドア開閉装置

▷ 13.自開式上吊り引戸装置 (5.10.3) (表5.10.3)

性能等	(5.10.3)
* 表5.10.1による	
(1) シャッターの種類 (5.11.2) ○ 管理用シャッター ○ 外壁用防火シャッター ○ 屋内用防火シャッター ○ 防煙シャッター	
(2) 耐風圧強度 (5.11.2) 管理用シャッター _____ Pa 外壁用防火シャッター _____ Pa	
(3) 開閉方式 (5.11.2 表5.11.1) * 電動式 (手動併用) ○ 手動式	
(4) 安全装置 (5.11.2) ア. 急降下制動装置等の設置 設置箇所 * 図示 イ. 障害物感知装置 * 図示 ウ. 煙感知器連動機構若しくは熱感知器連動機構又は手動閉鎖装置により閉鎖する屋外用防火シャッター若しくは防煙シャッターに設ける装置 * 図示	
(5) シャッターケース (管理用シャッター) (5.11.2) ○ 設ける ○ 設けない	
(6) 注意喚起装置 (5.12.2) (表5.12.1) ○ 音声発生装置 ○ 注意灯の設置 ○ シャッターへの危険表示 ○ シャッターの下降位置の表示	
(7) 吹き止め 吹き込み防止用サイドシール (3方) を設ける (5.11.3)	
(8) 鋼板の種類及びめっきの付着量 (5.11.3) 種類 * JIS G 3302 ○ JIS G 3312 付着量 * Z12又はF12	
(1) 開閉形式による種類： * 手動式 * 電動式 (手動併用) (5.12.2) (表5.12.1)	
(2) 耐風圧強度： _____ Pa (5.12.2)	
(3) スラットの材質の種類 (5.11.3) ○ JIS G 3312 めっき付着量 * Z06又はF06 ○ _____ ○ JIS G 3322 めっき付着量 * AZ90 ○ _____ (5.12.4)	
(4) スラットの形状 ○ インターロック型 ○ オーバーラッピング型 (5.13.1~5)	

- ▷ 14.重量シャッター (5.11.2) (表5.11.2)
- (1) シャッターの種類 (5.11.2)
○ 管理用シャッター ○ 外壁用防火シャッター
○ 屋内用防火シャッター ○ 防煙シャッター
- (2) 耐風圧強度 (5.11.2)
管理用シャッター _____ Pa
外壁用防火シャッター _____ Pa
- (3) 開閉方式 (5.11.2 表5.11.1)
* 電動式 (手動併用) ○ 手動式
- (4) 安全装置 (5.11.2)
ア. 急降下制動装置等の設置
設置箇所 * 図示
イ. 障害物感知装置 * 図示
ウ. 煙感知器連動機構若しくは熱感知器連動機構又は手動閉鎖装置により閉鎖する屋外用防火シャッター若しくは防煙シャッターに設ける装置 * 図示
- (5) シャッターケース (管理用シャッター) (5.11.2)
○ 設ける ○ 設けない
- (6) 注意喚起装置 (5.12.2) (表5.12.1)
○ 音声発生装置 ○ 注意灯の設置
○ シャッターへの危険表示 ○ シャッターの下降位置の表示
- (7) 吹き止め 吹き込み防止用サイドシール (3方) を設ける (5.11.3)
- (8) 鋼板の種類及びめっきの付着量 (5.11.3)
種類 * JIS G 3302 ○ JIS G 3312
付着量 * Z12又はF12

▷ 15.軽量シャッター (5.12.2) (表5.12.1)

性能等	(5.12.2) (表5.12.1)
(1) 開閉形式による種類： * 手動式 * 電動式 (手動併用)	
(2) 耐風圧強度： _____ Pa	
(3) スラットの材質の種類 (5.11.3) ○ JIS G 3312 めっき付着量 * Z06又はF06 ○ _____ ○ JIS G 3322 めっき付着量 * AZ90 ○ _____ (5.12.4)	
(4) スラットの形状 ○ インターロック型 ○ オーバーラッピング型 (5.13.1~5)	

▷ 16.オーバーヘッドドア (5.13.1~5)

セクション材料による区分	耐風圧区分 (Pa)	開閉方式による区分	収納形式による区分	ガイドレールに使用する材料
* スチールタイプ	○ 125	* バランス式	○ スタンダード型	○ 滑車型
○ アルミニウムタイプ	○ 100	○ チェーン式	○ ローヘッド型	○ 鋼板
○ ファイバーガラスタイプ	○ 75	○ 電動式	○ ハイリフト型	○ ステンレス鋼板
	○ 50		○ パーチル型	

- (1) ガラスの種類、及び厚さは建具表による。 (5.14.2)
(2) ガラス留め材 (防火戸以外)

該当	建具の種類	材 種
○	アルミニウム製建具	* シーリング材 ○ 建築用ガスケット
○	鋼 製 建 具	* シーリング材
○	ステンレス製建具	* シーリング材
○	鋼製軽量建具	* シーリング材
○	木 製 建 具	* 押縁
●	樹脂製建具	* 建築用ガスケット

- (3) 板ガラスをはめ込む溝の大きさ (5.14.3)
* 建具の製造所の仕様による ○ 図面による
- (1) 表面形状 (5.14.5)
呼び寸法 * 図面による
厚さ * 図面による
- (2) 壁用金属枠、補強材 * 図面による (5.14.5)
(3) 力骨の材質、寸法、形状 * ステンレス鋼 (SUS304)、径5.5mmはしで形状覆筋及び単筋 ○ 図面による (5.14.5)
- (4) 化粧目地モルタル 色 _____ (5.14.5)
(5) シーリングの種類 * 図面による (5.14.5)
(6) 金属化粧カバーの材質、寸法、形状 * 図面による (5.14.5)
- (7) 建築基準法に基づき風圧力に対応した工法 (5.14.5)
* 適用する ○ 適用しない
- (8) ガラスブロックの目地幅の寸法 (5.14.5)
ア. 平積み * 8mm以上15mm以下 ○ 図示 (5.14.5)
イ. 曲面積み * 曲率半径をガラスブロックの幅寸法の10倍以上とし、外側15mm以下、内側6mm以上
- (9) 伸縮調整目地の位置 (5.14.5)
* 6mm以下ごとに幅10~25mm ○ 図示 (5.14.5)
- (10) 目地部の横力骨の納まり (5.14.5)
* ガラスブロック製作所の仕様 ○ 図示

○ 第6章 内 装 改 修 工 事

- ▷ 1.他の部位との取合い等 (6.1.3) (表6.1.3)
- (1) 既存間仕切り壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁及び床の改修範囲 * 壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う (6.1.3)
- (2) 天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲： * 壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ○ 図示 (6.1.3)
- (3) 既存天井の撤去に伴う取合い部の壁面の改修 (6.1.3)
* 既存のまま ○ 図示
- ▷ 2.既存床の撤去及び下地補修 (6.2.2) (表6.2.2)
- (

(2) 製材 (6.5.2)

ア. JAS 1083-5による下地用製材

施工箇所	等級	寸法 (mm)	保存処理	含水率
	× 2級 ○			× A種 ○ B種
	× 2級 ○			× A種 ○ B種
	× 2級 ○			× A種 ○ B種

イ. JAS 1083-2による造作用製材

施工箇所	等級	寸法 (mm)	保存処理	含水率
見え掛り面	× 上小節 ○			× A種 ○ B種
見え掛り面以外	× 上小節 ○ × 小節 ○			× A種 ○ B種

ウ. JAS 1083-6による広葉樹製材

施工箇所	等級	寸法 (mm)	保存処理	含水率
	× 1等 ○			× 10%以下
	× 1等 ○			× 10%以下
	× 1等 ○			× 10%以下

エ. JAS 1083 (製材) 以外の製材 (6.5.2 表6.5.2)

施工箇所	寸法 (mm)	材面の品質	防虫処理	含水率
		× A種 ○ B種	○適用する ○適用しない	× A種 ○ B種
		× A種 ○ B種	○適用する ○適用しない	× A種 ○ B種
		× A種 ○ B種	○適用する ○適用しない	× A種 ○ B種

(3) JAS乾燥認定工場から出荷された木材は、出荷証明書と、その他の工場から出荷された木材は、北海道林産物検査会が発行する検査証明書を提出すること。

(4) カラマツの使用範囲は、東・母屋・土台・大引きとする。

(5) 造作用集材等

ア. 「集材材の日本農林規格」による造作用集材等

施工箇所	品名	樹種	見付け材面数	寸法 (mm)	見付け材面の品質
					× 1等 ○ 2等
					× 1等 ○ 2等
					× 1等 ○ 2等

イ. 「集材材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集材

施工箇所	品名	樹種	厚さ (mm)	見付け材面数	寸法 (mm)	見付け材面の品質
	化粧薄板:					× 1等 ○ 2等
	芯材:					× 1等 ○ 2等
	化粧薄板:					× 1等 ○ 2等
	芯材:					× 1等 ○ 2等

ウ. 「集材材の日本農林規格」以外の造作用集材等

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	見付け材面の品質	含水率
			× 1等 ○ 2等	× 15%以下 ○
			× 1等 ○ 2等	× 15%以下 ○
			× 1等 ○ 2等	× 15%以下 ○

エ. 「集材材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集材

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	厚さ (mm)	見付け材面の品質	含水率
	化粧薄板:			× 1等 ○ 2等	× 15%以下
	芯材:			× 1等 ○ 2等	× 15%以下
	化粧薄板:			× 1等 ○ 2等	× 15%以下
	芯材:			× 1等 ○ 2等	× 15%以下

(6) 造作用単板積層材

ア. JAS Q701の造作用単板積層材

施工箇所	品名	寸法 (mm)	表面の品質 (化粧加工)	防虫処理
			○有り 加工: ○天然木化粧加工 ○塗装加工	○適用する ○適用しない
			○無し (等級:)	○適用する ○適用しない

イ. JAS Q701以外の造作用単板積層材

施工箇所	寸法 (mm)	表面の品質 (化粧加工)	含水率	防虫処理
		○有り 加工: ○天然木化粧加工 ○塗装加工	× 14%以下 ○	○適用する ○適用しない
		○無し (等級:)	× 14%以下 ○	○適用する ○適用しない

ウ. JAS 3079による直交集成板

施工箇所	品名	樹種	寸法 (mm)	強度等級	種別	接着性能
	○異等級構成 ○同等級構成 ○異等級構成 ○同等級構成	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ A種 ○ B種 ○ A種 ○ B種	○ ○ ○ ○

(7) 合板等

ア. 「合板の日本農林規格」による普通合板 (6.5.2)

施工箇所	品名	厚さ (mm)	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	強度等級
		× 5.5 ○		× 1類 ○ 2類	広葉樹 × 2等 針葉樹 × C-D	○適用する ○適用しない	○適用する ○適用しない
		× 5.5 ○		× 1類 ○ 2類	広葉樹 × 2等 針葉樹 × C-D	○適用する ○適用しない	○適用する ○適用しない

イ. 「合板の日本農林規格」による構造用合板

施工箇所	品名	厚さ (mm)	単板の樹種名	保存処理	板面の品質	等級	接着の程度	防虫処理	強度等級
		× 12.0 ○		○	× C-D	× 2級 × 1級	○特類 × 1類	○適用する ○適用しない	()
		× 12.0 ○		○	× C-D	× 2級 × 1級	○特類 × 1類	○適用する ○適用しない	()

ウ. 「合板の日本農林規格」による化粧ばり構造用合板

施工箇所	品名	厚さ (mm)	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理
		○ 12.0 ○		○特類 × 1類	○適用する ○適用しない

エ. 「合板の日本農林規格」による天然木化粧合板

施工箇所	厚さ (mm)	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理
	○		○1類 ○2類	○適用する ○適用しない

オ. 「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板

施工箇所	品名	厚さ (mm)	化粧加工の方法	接着の程度	防虫処理
		○	○オーバーレイ ○プリント ○塗装	○1類 ○2類	○適用する ○適用しない

カ. JIS A 5908によるパーティクルボード

施工箇所	表面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分	厚さ (mm)
		× 13タイプ ○	○ MR1 (M) ○ MR2 (P)		× 15 ○
		× 13タイプ ○	○ MR1 (M) ○ MR2 (P)		× 15 ○

キ. JAS Q360による構造用パネル

施工箇所	品名	寸法 (mm)

ク. JIS A 5905によるミディアムデンシティファイバーボード (MDF) (6.5.2)

施工箇所	表面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分	厚さ (mm)

(8) 接合具等

ア. 釘等

造作用材の化粧面の釘打ち * 隠し釘打ち ○ (6.5.3)

イ. 鋸金物

形状、寸法及び材質 * 表6.5.5~表6.5.5による ○ 図示 (6.5.3)

ウ. 接着剤

ホルムアルデヒド放散量 * F☆☆☆☆ ○ (6.5.4)

(9) ホルムアルデヒド放散量に使用される接着剤

ホルムアルデヒド放散量 * F☆☆☆☆ ○ (6.5.4)

(10) 防腐・防蟻・防虫処理

ア. 表面処理用防腐剤は工事監督員の承諾するものとする。

イ. 防腐・防蟻処理が不要な樹種による製材及び集材材

適用部位 ()

ウ. 薬剤の加圧注入処理等による防腐・防蟻処理

適用部位 ()

適用部位	保存処理性能区分
	○ K2 ○ K3 ○ K4
	○ K2 ○ K3 ○ K4

エ. 付属書A (規定) に基づく表面処理用木材保存剤による処理

適用 薬剤の種類 適用部位

○ 適用する ○ 適用しない ○ 適用する ○ 適用しない

オ. 薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理

適用部位 ()

処理の方法

× 薬剤の製造所の仕様による

× 薬剤の製造所の仕様による

カ. 薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理

適用部位 ()

キ. 合板等の加圧注入による防腐・防蟻処理

適用部位 ()

保存処理の性能区分 * K3 ○ (6.5.6)

ク. 防虫処理

適用部位 ()

保存処理の性能区分 * K1 ○ (6.5.6)

(11) 鉄筋コンクリート造等の内部間仕切軸組及び床組

間仕切軸組に用いる木材

○ 杉 ○ 松

床組に用いる木材

○ 杉 ○ 松

* 土間スラブ等の場合の土台、転ばし大引き等は「ひのき」又は6.5.6による保存処理木材とする (6.5.7)

(12) 窓、出入口その他

窓、出入口その他に用いる木材

適用部位 吊元枠、水掛りの下枠及び敷居 * ひのき ○

その他 ○ 杉 ○ (6.5.8)

(13) 床板張り

縁甲板及び上がりがまに用いる木材

○ ひのき ○ (6.5.8)

(14) 壁及び天井下地

壁及び天井下地に用いる木材

○ 杉 ○ (6.5.9)

▷ 5. 軽量鉄骨天井下地 (6.6.2 表6.6.1)

(1) 材料

ア. 野縁等の種類

施工箇所	野縁等の種類
屋内	× 19形 ○ 25形
屋外	○ 19形 × 25形

(2) 形状及び寸法 (6.6.3 表6.6.2)

ア. 野縁受、つりボルト及びインサートの間隔

施工箇所	間隔
屋内	* 900mm程度 周辺部の端から150mm以内
屋外	○

イ. 野縁の間隔

施工箇所	間隔
屋内	* 表6.6.2による
屋外	○

(3) 工法 (6.6.4)

ア. 既存埋込みインサートを使用する場合

つりボルトの引張試験

箇所数	確認する強度
* 3箇所 (当該階) ○	* 400N程度 ○

イ. あと施工アンカーの施工後の確認

○ 実施する (引張試験) * 6.6.4 (1) (ウ) による ○ 実施しない

(4) つりボルトの間隔が900mmを超える場合 (6.6.4)

補強方法 * 図示 ○

(5) 天井ふところ高が3.0mを超える場合 (6.6.4)

補強方法 * 図示 ○

(6) 天井下地材における耐震性を考慮した補強 (6.6.4)

補強箇所 * 図示 ○

補強方法 * 図示 ○

(7) 屋外の軒、ピロティ等の天井における耐風圧性を考慮した補強 (6.6.4)

補強箇所 * 図示 ○

補強方法 * 図示 ○

(1) スタッド、ランナの種類 (6.7.3 表6.7.1)

施工部位	スタッドの高さによる区分	種類
	高さ2.7m以下	* 50形 ○
	高さ4.0m以下	* 65形 ○
	高さ4.0m超~4.5m以下	* 90形 ○
	高さ4.5m超~5.0m以下	* 100形 ○

(2) スタッドの高さが5mを超える場合: * 図示 (6.7.3) (表6.7.1)

(3) 出入口及びこれに準じる開口部の補強 * 6.7.4による ○ 図示 (6.7.4)

(1) 材料

ア. ビニル床シート (JIS A5705) (6.8.2, 6.8.3)

施工部位	種類	色柄	厚さ (mm)	工法
	○ FS ○	○ マーブル ○ プレーン	* 2.0 ○ 2.5	○ 突付け ○ 熱溶接
	× FS ○	○ マーブル ○ プレーン	* 2.0 ○ 2.5	○ 突付け ○ 熱溶接

イ. ビニル床タイル (JIS A5705) (6.8.2)

施工部位	種類	色柄	寸法	厚さ (mm)
	× KT ○	○ マーブル ○ プレーン	○ 300×300 ○ 450×450	* 2.0 ○ 2.5
	× KT ○	○ マーブル ○ プレーン	○ 300×300 ○ 450×450	* 2.0 ○ 2.5

ウ. 特殊機能床材 (6.8.2)

(ア) 帯電防止床シート

施工箇所	種類	性能 (体積抵抗値)	厚さ (mm)
		○ 以下 ○ 以下	

(イ) 帯電防止床タイル

施工箇所	種類	性能	寸法 (mm)	厚さ (mm)
			× ×	× ×

(ウ) 視覚障害者用床タイル (6.8.2)

区分	施工部位	種類	寸法 (mm)
屋外		○ 塩化ビニル系 ○ レンコンクリート系	○ 300×300 ○
屋内		○ 磁器質タイル ○ 塩化ビニル系 ○ 磁器質タイル	○ 300×300 ○

* 色は周囲の床材と識別しやすいものとする。

(エ) 耐動荷重性床シート (6.8.2)

施工箇所	種類	厚さ (mm)

(オ) 防滑性床シート (6.8.2)

施工箇所	種類	厚さ (mm)

(カ) 防滑性床タイル (6.8.2)

施工箇所	種類	寸法	厚さ (mm)
		× ×	× ×

エ. ビニル幅木

材質の種類 ○ 軟質 ○ 硬質 (6.8.2)

厚さ (mm) * 1.5以上 ○

高さ (mm) * 60 ○ 75 ○ 100

オ. ゴム床タイル (6.8.2)

種類 ○ 単層品 ○ 積層品

厚さ (mm) * 3.0 ○ 4.5 ○ 6.0 ○ 9.0

寸法 (mm) ○

カ. 接着剤 (6.8.2)

(ア) ホルムアルデヒド放散量 * F☆☆☆☆ ○

(イ) 施工箇所の下地が、セメント系及び木質系以外の場合の接着剤の施工 (表6.8.1)

箇所 ○

施工箇所 ○

(ウ) 施工箇所の下地 (表6.8.1)

モルタル塗り下地、セルフレベリング材塗り下地及び木下地以外の下地の工法 ○

(1) 横じゅうたん (JIS L 4404) (6.9.2) (6.9.3) (表6.9.1) (表6.9.2)

該当	種別	織り方	パイルの形状	色柄	パイルの種類	帯電性
○	○ A種 ○ B種 ○ C種	○ ウィルトン ○ ガルフエース ○ アクシミンスター	○ ループ ○ カット ○ 併用	* 模様のない無地	A種の場合 * 帯電性 B種、C種の場合 * 帯電性	○ 帯電性 ○ 帯電性

接合方法 * ヒートボンド工法 ○ つづり縫い

(2) タフテッドカーペット (JIS L 4405) (6.9.2) (6.9.3) (表6.9.1) (表6.9.2)

該当	パイルの形状	パイル長 (mm)	帯電性	工法
○	○ ループ ○ カット ○ 併用		○ 適用する * 人体帯電圧3kV以下 ○ 適用しない	○ 全面接着 ○ グリップ

(3) タイルカーペット (JIS L 4406) (6.9.2)

該当	種別	パイルの形状	寸法	総厚さ
○	* 第一種 ○ 第二種	* ループ ○ カット ○ 併用	* 500mm角 ○	* 6.5mm ○

(4) 下敷き材 * 第2種2号 ○ (6.9.2)

* 呼び厚さ8mm ○

(5) 見切り、押さえ金物の材質、種類、形状 * 図示 (6.9.2)

(6) 接着剤

ホルムアルデヒド放散量 * F☆☆☆☆ ○ (6.9.2)

(7) タイルカーペットの敷き方

平場 * 市松敷き ○ 模様流し ○

階段部分 * 模様流し ○ 市松敷き ○

(1) 弾性ウレタン樹脂系塗床 (6.10.2) (6.10.3) (表6.10.4)

施工部位	区分	仕上げの種類	厚さ (mm)
	* 水系 ○ 無溶剤系 ○ 溶剤系	* 平滑 ○ 防汚 ○ つや消	
	* 水系 ○ 無溶剤系 ○ 溶剤系	* 平滑 ○ 防汚 ○ つや消	

(2) エポキシ樹脂系塗床 (6.10.2) (6.10.3) (表6.10.2~7)

施工部位	区分	工法	仕上げの種類	厚さ (mm)
	* 水系 ○ 無溶剤系 ○ 溶剤系	○ 薄膜流しのべ ○ 厚膜流しのべ ○ 樹脂モルタル	○ 平滑 ○ 防汚	
	* 水系 ○ 無溶剤系 ○ 溶剤系	○ 薄膜流しのべ ○ 厚膜流しのべ ○ 樹脂モルタル	○ 平滑 ○ 防汚	

(3) 塗料のホルムアルデヒド放散量: * F☆☆☆☆ ○ (6.10.2)

(1) 単層フローリング (6.11.2~7) (表6.11.3) (表6.11.5)

品名	樹種	工法	厚さ (mm)	仕上げ塗装
○ フローリングボード1等	* なら ○	○ 釘留め (根太張り) ○ 釘留め (直張り) ○ 接着	○ mm ○ 図示	○ 塗装品 ○ 無塗装品
○ フローリングブロック1等	* なら ○	○ 接着	○ mm ○ 図示	○ 塗装品 ○ 無塗装品

(2) 複合フローリング (6.11.2~7) (表6.11.2) (表6.11.4) (表6.11.6)

樹種	種別	工法	厚さ (mm)	仕上げ塗装
* なら ○ さくら ○ ひのき、まつ	○ A種 ○ B種 ○ C種	○ 釘留め (根太張り) ○ 釘留め (直張り) ○ 接着	○ mm ○ 図示	○ 塗装品 ○ 無塗装品

(3) 特殊フローリング

品名	表面材の材種	仕上げ塗装
○ 屋内体育館アリーナ床 (JIS A 6519)	* なら	
○ 乗来遊場の床 (JIS A 6519)	* なら	

* 塗装の凡例

素地: 素地のまま W: 生地のまま、ワックス塗り

○ SW: オイルステニスワックス塗り (オイルステン2回、ワックス1回)

○ UCB: ウレタン樹脂ワニス塗りB種 (2回塗り)

(4) フローリング及び接着剤のホルムアルデヒド放散量: * F☆☆☆☆ ○ (6.11.2)

(5) 接着工法におけるフローリング裏面の緩衝材: * 合成樹脂発泡シート ○ (6.11.5)

(6) 現場塗装仕上げ

○ 適用しない ○ 図示 ○ する ○ しない

適用する施工箇所

○ 下地調整 ○ 塗装の種類

* ウレタン樹脂ワニス塗り ○ オイルステインの上、ワックス塗り ○ 生地のままワックス塗り

(1) 普通量の種別

○ A種 ○ B種 ○ C種 * D種

D種の場合の畳床 ○ KT-I ○ KT-II * KT-III ○ KT-K ○ KT-N

(2) 素置き

畳床は、JIS A 5901 (畳床) の2級品とし、畳表は、素置き用レーザー表地 (裏地ビロン使用) とする。

(1) せつこうボード及びその他のボードの種類、厚さ (6.13.2)

* 図示

(2) 合板類、MDF、パーティクルボード及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 * F☆☆☆☆ ○ (6.13.2)

(3) 普通合板の種類等 (6.13.2)

表板の樹種名	板面の品質	厚さ (mm)	接着の程度	防虫処理
生地、透明塗料塗り ○				
* ラワン程度 ○			* 1類 ○ 2類	* 適用する ○ 適用しない

(4) 天然木化粧合板の規格 (6.13.2)

化粧板の樹種名	接着の程度	厚さ (mm)	防虫処理
○	○ 1種 ○ 2種	○	* 適用する ○ 適用しない

(5) 特殊加工化粧合板の規格 (6.13.2)

化粧加工の方法	表面性能	接着の程度	厚さ (mm)	防虫処理
○ オーバーレイ ○ プリント ○ 塗装	○ Fタイプ ○ FWタイプ ○ Wタイプ ○ SWタイプ	○ 1種 ○ 2種	○	* 適用する ○ 適用しない

(6) 合板類の張付けの種類 ○ A種 * B種 (6.13.3)

(7) せつこうボードの目地工法の種類 * 突付け工法 ○ 縫目処理工法 ○ 目透し工法 (6.13.3)

▷ 9. 合成樹脂塗床

▷ 10. フローリング張り

▷ 11. 畳敷き

▷ 12. せつこうボード、その他ボード及び合板張り

▶ 13. 壁紙張り (6.14.2)

(1) 材料 壁紙の施工部位・種類・防火性能 (6.14.2)
 * 図示 ○ 規制対象外

(2) ホルムアルデヒド放散量 * F☆☆☆☆ ○ 規制対象外 (6.14.3)

(3) 素地ごしらえの種類
 モルタル・プaster面 * B種 ○ A種
 コンクリート・ALC面 * B種 ○ A種
 せっこうボード面、その他のボード面 * B種 ○ A種

▶ 14. モルタル塗り (6.15.3)

(1) 材料
 ○ 現場調合材料 ○ 既調合材料 (6.15.3)

(2) 既製目地材
 ○ 設ける (6.15.3)
 施工箇所 ()
 形状 (* 図示 ○)
 ○ 設けない

(3) 下地処理 (6.15.5)
 壁面の仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の処理
 処理方法 * 図示

(4) 床の目地 (6.15.6)
 ○ 設ける (種類 * 押し目地 ○)
 ○ 目地割2m程度、最大目地間隔3m程度
 ○ 設けない

▶ 15. タイル張り (6.16.2)

(1) 伸縮目地の位置 (6.16.2)
 床タイル * 縦・横とも4m以内ごと ○ 図示
 床タイル以外 * 図示

(2) セメントモルタルによるタイル張り (6.16.2) (6.16.3)
 再生材利用タイルの使用 * 使用する ○ 使用しない

施工箇所	用途による区分	タイルの形状、寸法 (mm)	き	うわぐすり	役物	色	耐凍害性	耐滑り性
				施釉	無釉	有	無	有

試験張り ○ 行う ○ 行わない
 見本焼き ○ 行う ○ 行わない
 既調合モルタル * 既調合モルタルの製造所の仕様による ○

下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の下地処理の方法
 * 目視し法 ○

(3) 壁タイル張り (6.16.3(5)(ウ))

タイルの種類	タイルの大きさ	工 法
○ 内装タイル	○ 小口平 ○ 二丁掛 ○ 100角	○ 密着張り ○ 改良圧着張り
○ ユニットタイル (内装タイル以外)	○ 50二丁以外	○ マスク張り ○ モザイクタイル張り

(4) 有機系接着剤によるタイル張り (6.16.2) (6.16.4)
 再生材利用タイルの使用 * 使用する ○ 使用しない

施工箇所	用途による区分	タイルの形状、寸法 (mm)	き	うわぐすり	役物	色	耐凍害性	耐滑り性
				施釉	無釉	有	無	有

試験張り ○ 行う ○ 行わない
 見本焼き ○ 行う ○ 行わない
 接着剤のホルムアルデヒド放散量 * F☆☆☆☆ ○

● 第7章 塗装改修工事

▶ 1. 材料 (7.1.3)
 * F☆☆☆☆ ○

▶ 2. 下地調整 (7.2.1~7)
 (1) 塗替えでR1B種の場合の既存塗膜の除去範囲 * 劣化部分は除去し、活膜部分は残す ○

▶ 3. 木部塗装 (7.2.2~7) (表7.2.1~7) (7章各節)

該当	塗料その他	種別 (塗り回数)	下地調整
○	合成樹脂 調合ペイント塗り (SOP) 塗料の種類 * 1種 * 2種	新規 (屋外) * A種 * B種 新規 (屋内) * A種 * B種 * C種	不透明塗料塗り * RA種 * RB種 透明塗料塗り * RA種 * RB種
○	フタル酸樹脂 エナメル塗り (FE)		* RC種
○	ウレタン樹脂 ワニス塗り (UC)	* A種 * B種	○ RA種 * RB種
○	クリヤーラッカー 塗り (CL)	* A種 * B種	○ RA種 * RB種
○	オイルステイン 塗り (OS)		* RB種
○	つや有り合成樹脂 エマルジョン ペイント塗り (EP-G)	新規 * A種 * B種 塗替 ○ A種 * B種 * C種	* RA種 * RB種 * RC種
○	木材保護塗料塗り (WP) 屋外	* A種 * B種	○ RA種 * RB種 * RC種

* オイルステイン塗りの塗料 ○

▶ 4. 鉄部塗装 (7章各節)

該当	塗装の種類	種別 (塗り回数)	下地調整
○	合成樹脂 調合ペイント塗り (SOP)	新規 * A種 * B種	* RA種 * RB種
○	つや有り合成樹脂 エマルジョン ペイント塗り (EP-G) 屋内	新規 * A種 * B種 塗替 ○ A種 * B種 * C種	* RA種 * RB種 * RC種
○	フタル酸樹脂 エナメル塗り (FE)		* RC種
○	つや有り合成樹脂 エマルジョン ペイント塗り (EP-G) 屋内	新規 * A種 * B種 塗替 ○ A種 * B種 * C種	* RA種 * RB種 * RC種
○	耐水性塗料塗り (DP) 屋外	新規 * A種 * B種 塗替 ○ A種 * B種 * C種	* RA種 * RB種 * RC種
○	耐水性塗料塗り (DP) 屋外	新規 * A種 * B種 塗替 ○ A種 * B種 * C種	* RA種 * RB種 * RC種

● 鉄骨階段 (図示)

(2) 亜鉛めっき鋼面 (7章各節)

該当	塗装の種類	種別 (塗り回数)	下地調整
○	合成樹脂 調合ペイント塗り (SOP)	新規 * A種 * B種	* RA種 * RB種
○	塗料の種類 * 1種 * 2種	塗替 * A種 * B種 * C種	○ RA種 * RB種 * RC種
○	フタル酸樹脂 エナメル塗り (FE)		* RC種
○	つや有り合成樹脂 エマルジョン ペイント塗り (EP-G) 屋内	新規 * A種 * B種 塗替 ○ A種 * B種 * C種	* RA種 * RB種 * RC種
○	耐水性塗料塗り (DP) 屋外	新規 * A種 * B種 塗替 ○ A種 * B種 * C種	* RA種 * RB種 * RC種

(3) 鋼製建具面 (7章各節)

該当	塗装の種類	種別 (塗り回数)	下地調整
○	合成樹脂 調合ペイント塗り (SOP)	新規 * A種 * B種	屋内 * A種 * B種
○	塗料の種類 * 1種 * 2種	塗替 * A種 * B種 * C種	屋外 * A種 * B種 * C種
○	フタル酸樹脂 エナメル塗り (FE) 屋内		* A種 * B種 * RC種
○	耐水性塗料塗り (DP) 屋外	新規 * A種 * B種 塗替 ○ A種 * B種 * C種	* A種 * B種 * RC種

(7章各節)

該当	塗装の種類	種別 (塗り回数)	下地調整
○	アクリル樹脂系 非水分散形塗料塗り (NAD)	* A種 * B種	* 乾燥、汚れ、付着物の除去 ○ モルタル面 RB種
○	つや有り合成樹脂 エマルジョン ペイント塗り (EP-G)	新規 * A種 * B種 * C種 塗替 ○ A種 * B種 * C種	○ RA種 * RB種 * RC種
○	合成樹脂 エマルジョン ペイント塗り (EP)	新規 * A種 * B種 * C種 塗替 ○ A種 * B種 * C種	○ RA種 * RB種 * RC種
○	合成樹脂 エマルジョン 模様塗料塗り (EP-T)	新規 * A種 * B種 * C種 塗替 ○ A種 * B種 * C種	○ RA種 * RB種 * RC種

(1) 塗替えの場合のしき止め (EP-G・EP) (7.9.2) (7.10.2)
 * 表7.9.1の工程1の下塗りをしき止めシーラーとする ○

▶ 5. モルタル面及びせっこうプaster面の塗装

▶ 6. コンクリート面、ALCパネル面及び用出成形セメント板面の塗装 (7章各節)

該当	塗装の種類	種別 (塗り回数)	下地調整
○	アクリル樹脂系 非水分散形塗料塗り (NAD)	* A種 * B種	乾燥、汚れ、付着物の除去 コンクリート面: * RB種 用出成形セメント板: * RB種
○	つや有り合成樹脂 エマルジョン ペイント塗り (EP-G)	新規 * A種 * B種 * C種 塗替 ○ A種 * B種 * C種	ORA種 * RB種 * RC種
○	合成樹脂 エマルジョン ペイント塗り (EP)	新規 * A種 * B種 * C種 塗替 ○ A種 * B種 * C種	ORA種 * RB種 * RC種
○	合成樹脂 エマルジョン 模様塗料塗り (EP-T)	新規 * A種 * B種 * C種 塗替 ○ A種 * B種 * C種	ORA種 * RB種 * RC種
○	耐水性塗料塗り (DP)	OA-1種 OB-1種 OC-1種 OA-2種 OB-2種 OC-2種	ORA種 * RB種 * RC種
○	疎水材		ORA種 * RB種 * RC種

(1) 塗替えの場合のしき止め (EP-G・EP) (7.9.2) (7.10.2)
 * 表7.9.1の工程1の下塗りをしき止めシーラーとする ○

▶ 7. 石ころボード面及びその他のボード面の塗装 (7章各節)

該当	塗装の種類	種別 (塗り回数)	下地調整
○	つや有り合成樹脂 エマルジョン ペイント塗り (EP-G)	新規 * A種 * B種 * C種 塗替 ○ A種 * B種 * C種	ORA種 * RB種 * RC種
○	合成樹脂 エマルジョン ペイント塗り (EP)	新規 * A種 * B種 * C種 塗替 ○ A種 * B種 * C種	ORA種 * RB種 * RC種
○	合成樹脂 エマルジョン 模様塗料塗り (EP-T)	新規 * A種 * B種 * C種 塗替 ○ A種 * B種 * C種	ORA種 * RB種 * RC種

(1) 塗替えの場合のしき止め (EP-G・EP) (7.9.2) (7.10.2)
 * 表7.9.1の工程1の下塗りをしき止めシーラーとする ○

○ 第8章 耐震改修工事

▶ 1. 鉄筋の種類 (8.2.1)

鉄筋の規格 * JIS G 3112規格品 (8.2.1)
 ○ 建築基準法第37条の規定に基づき認定を受けたせん断補強筋
 鉄筋の種類記号
 ○ SD295 (D ~ D)
 ○ SD345 (D ~ D)
 ○ SD (D ~ D)

▶ 2. 溶接金網 (8.2.2)

鉄線形状及び網目寸法 100×100mm 鉄線の径 6mm (8.2.2)

▶ 3. 鉄筋の加工及び組立 (8.3.4)

部位	継手の方法	呼び径 (mm)
柱及び梁主筋	○ ガス圧接 ○ 機械式継手	
耐力壁の鉄筋	○ 溶接継ぎ ○ 重ね継手	
基礎、前圧スラブ、土圧壁	○ 重ね継手 ○ ガス圧接	
上記以外	○ 重ね継手	

(2) 鉄筋の継手の位置 * 図示 (8.3.4)
 (3) 柱及び梁の主筋並びに耐力壁の鉄筋の重ね継手の長さ * 表8.3.4による (8.3.4)
 * 40d (軽量コンクリートの場合は50d) 又は表8.3.2の重ね継手の長さのうちいずれか大きい値
 ○ 図示

(4) 先組み工法等で、柱及び梁の主筋のうち、隣り合う接手を同一箇所に設ける場合の継手の位置 * 図示 (8.3.4)

(5) 鉄筋の定着の長さ * 表8.3.4による (8.3.4)

(6) 仕口を縦に折り曲げて定着する鉄筋の定着長さLが、表8.3.4のフックありの定着長さを確保できない場合の折曲げ定着の方法 * 図示 ○ 表8.3.3による (8.3.4)

(7) 機械式定着工法 * 図示 ○ (8.3.4)
 ○ 適用箇所 * 図示 ○ 蝶合グラウト固定
 ○ 蝶合グラウト固定 ○ 蝶合グラウト固定

▶ 4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔 (8.3.5)

(1) 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ * 表8.3.6による (8.3.5)
 ○ 図示

(2) 軽量コンクリートの適用 * 図示 ○ (8.3.5)
 ○ あり 適用箇所 * 図示 ○ 蝶合グラウト固定
 最小かぶり厚さに加える厚さ _____ mm

(3) 耐久性上不利な部分 (塩害等を受けるおそれのある部分等) * 図示 ○ (8.3.5)
 ○ あり 適用箇所 * 図示 ○ 蝶合グラウト固定
 最小かぶり厚さに加える厚さ _____ mm

▶ 5. 壁の配筋及び補強 (8.3.7)

(1) 配筋の種類 定着長さ * L1 * L2 (8.3.7)

▶ 6. ガス圧接 (8.3.7)

(1) 壁の配筋及び壁開口部の補強 圧接完了後の試験 (超音波探傷試験) * 図示 ○ (8.3.7)
 * 行う (全圧接部)

▶ 7. 機械式継手 (8.4.2)

(1) 適用箇所 * 図示 ○ (8.4.2)
 (2) 性能 * 図示 ○ (8.4.2)
 (3) 種類 * 図示 ○ (8.4.2)
 ○ ねじ式鉄筋継手 (充填方式) ○ 無機グラウト方式 ○ 有機グラウト方式
 ○ 鋼部ねじ加工継手 ○ モルタル充填式継手

(4) 鉄筋相互のあき * 図示 ○ (8.4.2)
 (5) 施工完了後の継手部の試験 * 図示 ○ (8.4.2)
 * 外観試験 ○ 超音波測定試験

(6) 不合格となった場合の措置 * 図示 ○ (8.4.2)

▶ 8. 溶接継手 (8.4.3)

(1) 適用箇所 * 図示 ○ (8.4.3)
 (2) 性能 * 図示 ○ (8.4.3)
 (3) 種類 * 図示 ○ (8.4.3)
 (4) 鉄筋相互のあき * 図示による ○ (8.4.3)
 (5) 施工完了後の溶接部の試験 * 図示 ○ (8.4.3)
 * 外観試験 ○ 超音波測定試験

(6) 不合格となった場合の措置 * 図示 ○ (8.4.3)

▶ 9. コンクリートの種類 (8.1.3, 表8.1.1)

(1) コンクリートの種別 * I類 * II類 (8.1.3, 表8.1.1)
 * JIS認定表示工場 * カマツ (社) コンクリート工学協会から認定されたコンクリート主任技士又はコンクリート技士あるいはこれらと同等以上の技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場、全国品質管理協議会協議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等) から定することとし、これにより難い場合は工事監督員と協議すること。

(2) 建築基準法第37条第二号の規定に基づき国土交通大臣の認定を受けたコンクリート * 適用箇所 * 図示 ○ (8.1.3)
 ○ 適用しない 適用箇所 * 図示 ○

(3) 気乾単位容積質量による種類 * 普通コンクリート ○ 軽量コンクリート (8.2.5) (表8.2.3)
 * 普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シリカセメントA種又はフライアッシュセメントA種

▶ 10. コンクリートの材料及び調合 (セメント) (8.2.5) (表8.2.3)

(1) セメントの種類 * 普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シリカセメントA種又はフライアッシュセメントA種 (8.2.5) (表8.2.3)

▶ 11. 骨材 (8.2.5)

(1) フレオニックススラグ骨材、銅スラグ骨材及び電気炉酸化スラグ骨材 * 図示 ○ (8.2.5)
 ○ 使用する * 使用しない (8.2.5)
 (2) 再生骨材H * 使用する * 使用しない (8.2.5)
 (3) アルカリシリカ反応性による区分 * 図示 ○ (8.2.5)
 ○ A ○ B

* 試験機関は、公的機関又はこれに準ずる機関 (大学、都道府県試験機関、公益法人である民間試験機関、中小企業近代化促進法又は中小企業近代化資金法に定める構造改善計画等によって設立された共同試験場、その他類似に定する機関) であること。

▶ 12. 混和材料 (8.2.5)

(1) 混和材料の適用 * 適用しない (8.2.5)
 ○ 適用する 適用箇所 * 図示 ○

(2) 混和剤の種類 * 8.2.5(4)(a)による ○ (8.2.5)
 (3) 混和剤の種類 * 8.2.5(4)(b)による ○ (8.2.5) (表8.2.4)

▶ 13. コンクリートの調合 (8.2.5)

(1) 構造強度補正値 (S) (N/mm²) * 図示 ○ (8.2.5) (表8.2.4)
 ○ 3N
 適用箇所 * 図示 ○

(2) 8.2.5(5)(b)の②A種以外の混和材料 * 図示 ○ (8.2.5)
 ○ 使用する * 使用しない (8.2.5)
 使用方法使用量 * 図示 ○
 * 関係資料を提出し、監督員の承諾を受ける ○
 ○ 使用しない

▶ 14. 構造用モルタルの材料及び調合 (8.2.6)

(1) モルタルの圧縮強度 * 図示 ○ (8.2.6)
 (2) モルタルのフロー値 * 図示 ○ (8.2.6)
 (1) せき板の厚さ * 合板 ○ (8.2.7)
 (2) 合板の厚さ * 12mm ○ (8.2.7) (表8.2.6)
 (3) スリラーに用いる材料 * 図示 ○ (8.2.7) (表8.2.6)
 ○ 材料種 * 図示 ○ 規格

▶ 15. 型枠工事 (8.7.8)

(1) 外部に面するコンクリート打増し厚さ * 図示 ○ (8.7.8)
 (2) シアコネクタをセパレーターとして使用 * 図示 ○ (8.7.8)
 ○ 使用する * 使用しない

▶ 16. 型枠工事 (8.1.4)

(1) 設計基準強度 (Fc) (N/mm²) の値は次のとおりとする。 (8.1.4)
 ○ 18N/mm² 施工部位: _____
 ○ 21N/mm² 施工部位: _____
 ○ 24N/mm² 施工部位: _____

(2) コンクリートの荷重し地点におけるスラブ、基礎、基礎梁、土間スラブ、柱、梁、スラブ、壁 * 18cm ○ 15cm (8.1.4)

(3) 気乾単位容積質量 * 図示 ○ (8.1.3)
 ○ 適用する 適用箇所 * 図示 ○

▶ 17. 普通コンクリート (8.1.4)

(1) 設計基準強度 (Fc) (N/mm²) の値は次のとおりとする。 (8.1.4)
 ○ 18N/mm² 施工部位: _____
 ○ 21N/mm² 施工部位: _____
 ○ 24N/mm² 施工部位: _____

▶ 18. 軽量コンクリート (8.1.4)

(1) 設計基準強度 (Fc) の値は次のとおりとする。 (8.1.4)
 ○ 18N/mm² 施工部位: _____
 ○ 21N/mm² 施工部位: _____
 ○ 24N/mm² 施工部位: _____

(2) スラブ * 21cm ○ (8.9.2)
 適用箇所 * 図示 ○ (8.9.2)
 (3) 常時土又は水に直接接する部分 * 図示 ○ (8.9.1)

(4) 種類 * 図示 ○ 1類 ○ 2類 (8.9.2)
 (5) 気乾単位容積質量 * 図示 ○ (8.9.2)
 ○ 適用する 適用箇所 * 図示 ○

▶ 19. 量中コンクリート (8.10.2)

(1) 構造強度補正値 (S) * 6N/mm² ○ (8.10.2)

▶ 20. 無筋コンクリート (8.11.1)

(1) コンクリートの種類 * 普通コンクリート ○ (8.11.1)
 (2) 設計基準強度 (Fc) の値は次のとおりとする。 (8.11.1)
 ○ 18N/mm² 施工部位: _____
 ○ 21N/mm² 施工部位: _____
 ○ 24N/mm² 施工部位: _____

(3) スラブ * 15cm ○ (8.11.1)
 (4) 表8.1.1以外のコンクリートの適用 * 図示 ○ (8.11.1)

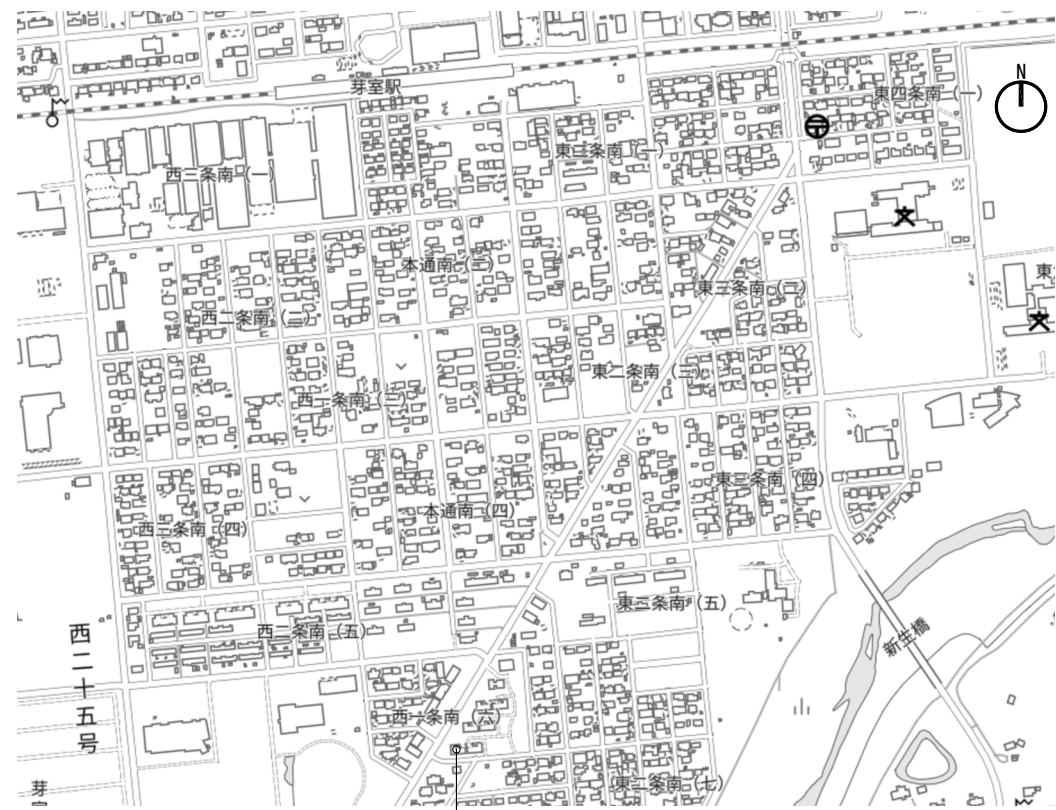
▶ 21. コンクリート表面の仕上り状態 (8.1.4)

(1) 合板せき板を用いる場合のコンクリートの打放し仕上げ種別 * 図示 ○ (8.1.4)
 種別 * A種 * B種 ○ C種
 適用箇所 * 図示 ○

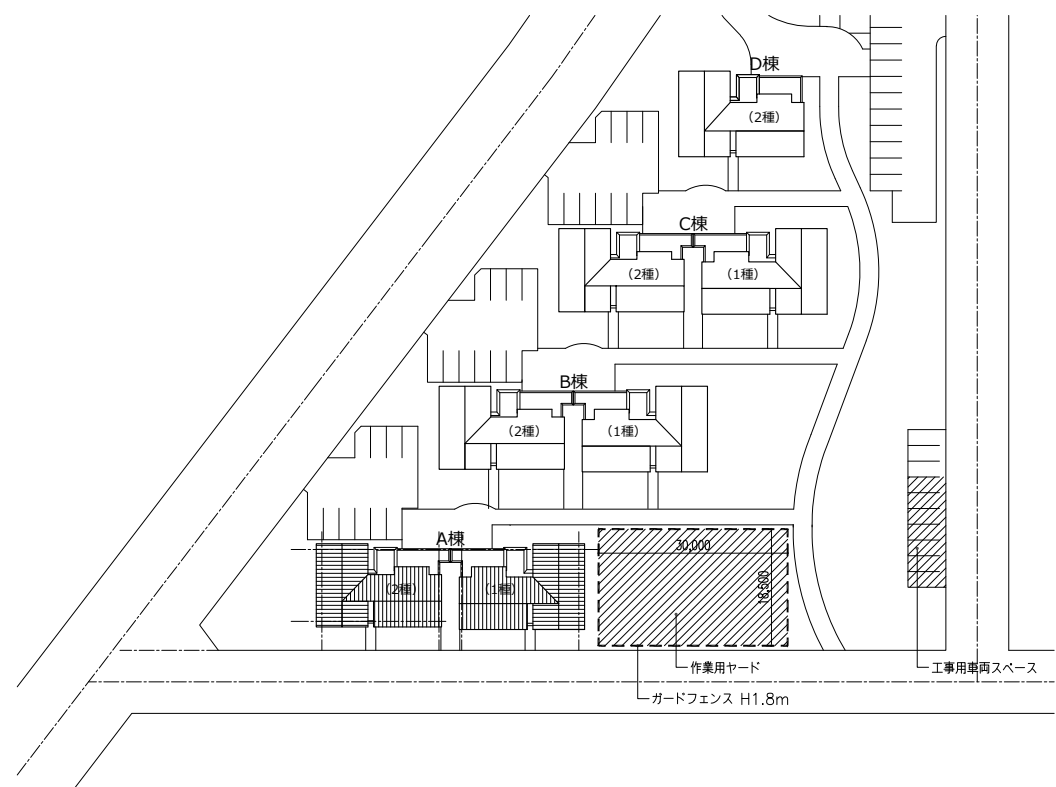
(2) コンクリート仕上りの平たんさ * 図示 ○ (8.1.4 表8.1.5)
 種別 * a種 * b種 ○ c種
 適用箇所 * 図示 ○

▶ 22. あと施工アンカー (8.2.4)

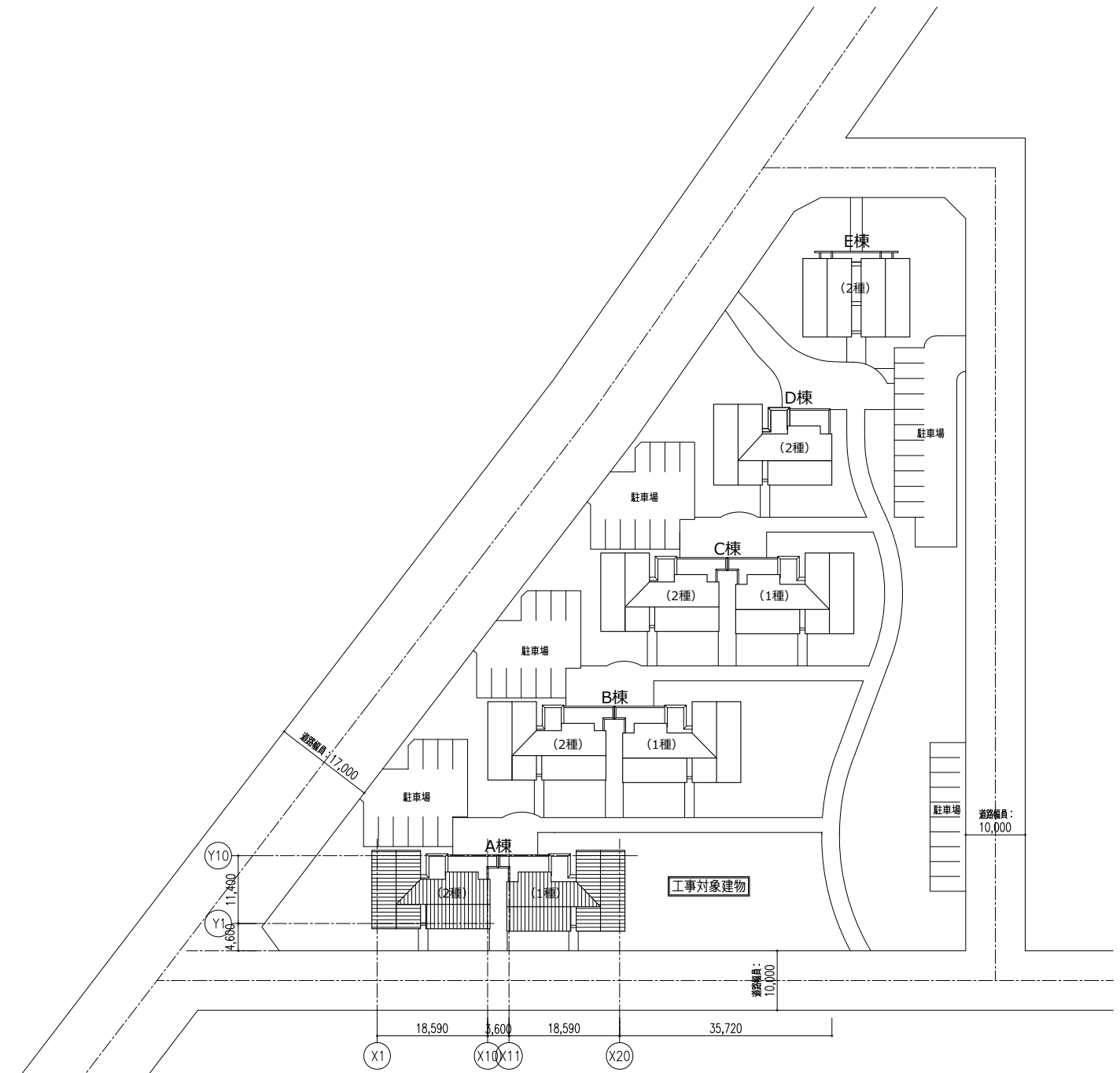
(1) 材料等 * 図示 ○ (8.2.4)
 ○ 金属系アンカー * 図示 ○
 アンカー本体の径及び埋込み長さ * 図示 ○
 接合部の種類、径及び長さ * 図示 ○
 セット方式 * 図示 ○
 * 本体打込み式改良型 ○
 * 接着系アンカー * 図示 ○
 アンカー筋の径及び埋込み長さ * 図示 ○
 アンカーの種類 * カプセル方式の回転・打撃式 ○ 注入形
 接着剤の品質 * 有機系 ○ 無機系
 アンカー筋の種類 * 図示 ○
 アンカー筋の新設壁内への定着の長さ * 図示 ○
 (2) あと施工アンカーの耐力 * 図示 ○ (8.2.4)
 引張り耐力 _____ kN/本
 セン断耐力 _____ kN/本



工事場所：芽室町本通南6丁目1-1



作業用ヤード
ガードフェンス H1.8m
工事用車両スペース



工事対象建物

代表となる設計者	一級建築士 350787号	池村 菜々
その他の設計者		
その他の設計者		

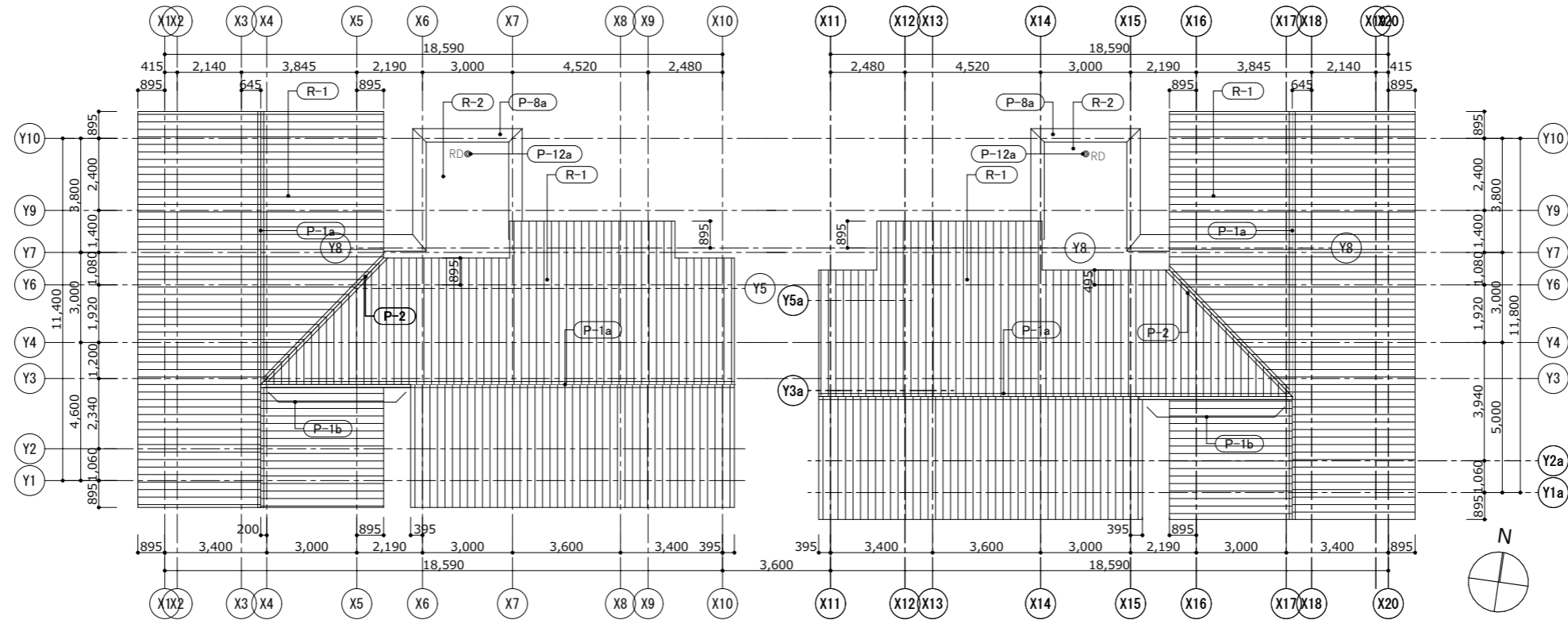
WORK	南が丘公営住宅長寿命化型改善工事 A棟
TITLE	案内図・配置図・仮設図
SCALE	A1: 1/500 (A3: 1/1,000)

NO	A-10
管理建築士	一級建築士 314452号
村岡 健	

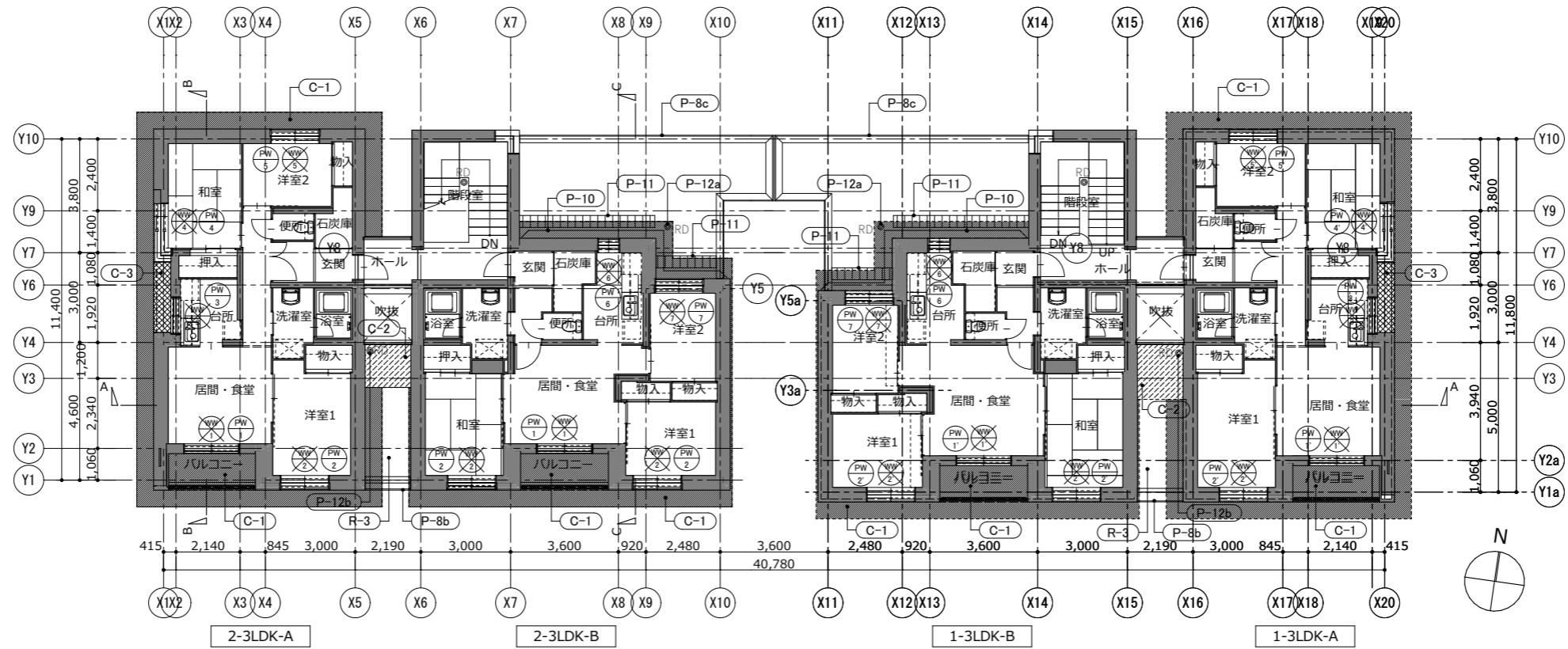
■仕上表

■屋根		■外壁		■金物・その他			
改修前	改修後	改修前	改修後	改修前	改修後		
<p>R-1: 長尺カラー鉄板 t0.35 蟻掛葺き 野地板: 構造用合板 t12.0 アスファルトルーフ 22kg 垂木: 45×45@450 (一部45×90@450)</p> <p>R-2: アスファルト露出防水 C-1 砂付ルーフィングシム"バ"イト コンクリート下地</p> <p>R-3: 化粧砂利t30 アスファルト露出防水 C-1 砂付ルーフィングシム"バ"イト コンクリート下地</p>	<p>R-1: 既存鉄板の上カバー工法 カラーガルバリウム鋼板 t0.35 立平葺き (平成ルーフ同等品以上) 新設 アスファルトルーフィング 940 新設 FP板 t20 (2種b) 新設</p> <p>R-2: 平部: 高圧水洗浄のち既存防水の上カバー工法 改質アスファルトシート防水AS-T2 新設 アスファルト系下地活性化材 新設 水性DPA系不陸調整材 (平部全体の10%) 新設</p> <p>立上り: 既存防水撤去の上 改質アスファルトシート防水AS-T2 新設 アスファルト系下地活性化材 新設</p> <p>R-3: 既存化粧砂利撤去の上、R2と同じ 平部: 新設防水の上 人工芝 新設 下張り緩衝シート (ルートガードD同等品) 新設</p>	<p>W-1: コンクリートブロックA種 t100 化粧積みの上、 浸透性撥水材塗布</p> <p>W-2: 防火サイディング (※) 貼り 木下地: タテ90×45、45×45交互@450 ヨコ45×24@300 アスファルトフェルト17kg</p> <p>W-3: 外断熱パネル (※) t61 AE塗</p> <p>W-3': 外断熱パネル (※) t61 AE塗</p> <p>W-4: コンクリート打ち直し補修 AE塗 (バルコニー・腰壁内側も含む)</p> <p>W-5: 臥梁: コンクリート化粧打ち放しの上、 浸透性撥水材塗布</p> <p>W-6: 基礎: コンクリート打ち直し補修の上、 浸透性撥水材塗布</p>	<p>W-1: 高圧水洗浄の上、疎水材 新設</p> <p>W-2: 既存サイディングの上カバー工法 カラーガルバリウム鋼板 t0.4 角波スパン148 新設 透湿防水シート 新設 横鋼線 18×45 @455 新設</p> <p>W-3: 既存断熱パネル撤去 (他種壁・軒天取り合い部でカット)の上、 湿式外断熱工法 新設 EPS保温板 (1号) t75後貼り 新設 コンクリートブロック下地</p> <p>W-3': 既存塗膜除去 (環境配慮型剥離剤)、水洗いの上 耐候性塗料DP1 新設 下地調整C-1</p> <p>W-4: 既存塗膜除去 (環境配慮型剥離剤)、水洗いの上 耐候性塗料DP1 新設 下地調整C-1</p> <p>W-5: 高圧水洗浄の上、疎水材 新設</p> <p>W-6: 高圧水洗浄の上、疎水材 新設</p>	<p>P-1a,b: 棟包み1, 2 長尺カラー鉄板 t0.35</p> <p>P-2: 谷納め 長尺カラー鉄板 t0.35</p> <p>P-3: 鼻隠し包み 長尺カラー鉄板 t0.35</p> <p>P-4: 破風包み 長尺カラー鉄板 t0.35</p> <p>P-5: 軒先見切1 サイディングとフレキシブルボード突き付け</p> <p>P-6: 軒先見切2 長尺カラー鉄板 t0.35</p> <p>P-7a,b: 軒下防水取り合い部 長尺カラー鉄板 t0.35 木下地</p> <p>P-8a~c: 笠木1~3 長尺カラー鉄板 t0.35 木下地</p>	<p>P-1a,b: 棟包み1, 2 既存カラー鉄板の上 カラーガルバリウム鋼板 t0.35 新設 木下地 24×180 新設</p> <p>P-2: 谷納め 既存カラー鉄板の上 カラーガルバリウム鋼板 t0.35 新設 アスファルトルーフィング 940 新設 FP板 t20 (2種b) 新設</p> <p>P-3: 鼻隠し包み 既存カラー鉄板 (軒屋根材W100撤去)の上 カラーガルバリウム鋼板 t0.35 新設 木下地 18×45 新設</p> <p>P-4: 破風包み 既存カラー鉄板の上 カラーガルバリウム鋼板 t0.35 新設 木下地 18×60、30×200 新設</p> <p>P-5: 軒先見切1 既存の上 カラーガルバリウム鋼板 t0.35 新設 木下地 18×60 新設</p> <p>P-6: 軒先見切2 既存カラー鉄板の上 カラーガルバリウム鋼板 t0.35 新設 木下地 18×45 新設</p> <p>P-7a,b: 軒下防水取り合い部 既存カラー鉄板 (下地共) 撤去の上 カラーガルバリウム鋼板 t0.4 平板葺き 新設 透湿防水シート 新設 横鋼線 18×45 @455 新設</p> <p>P-8a~c: 笠木1~3 既存笠木 (下地共) 撤去の上 カラーガルバリウム鋼板 t0.35 新設 木下地新設 a:W550、b:W450、c:W250</p>	<p>P-9: 水切1 長尺カラー鉄板 t0.35 木下地</p> <p>P-10: 水切2 長尺カラー鉄板 t0.35 木下地</p> <p>P-11: 雨受け グレーチングW400 (化粧砂利詰め込み)</p> <p>P-12: ルーフドレン 鋼鉄製ルーフドレン φ50</p> <p>P-13: 換気用フード SUS製セルフード φ150</p> <p>P-14: 換気用フード額縁納め -</p>	<p>P-9: 水切1 既存水切の上 耐候性塗料DP1 新設</p> <p>P-10: 水切2 既存水切撤去 (木下地共)の上 カラーガルバリウム鋼板 t0.4 新設 木下地 新設</p> <p>P-11: 雨受け 既存グレーチング・砂利撤去、新設防水の上 人工芝W400 新設 下張り緩衝シート (ルートガードD同等品) 新設</p> <p>P-12: ルーフドレン 既存ルーフドレン撤去の上 改質ドレン (ドレンキャップ共) φ50 新設 a:たて型、b:横型</p> <p>P-13: 換気用フード 既存セルフード取り外し・再取付</p> <p>P-14: 換気用フード額縁納め 既存セルフード撤去のち、既存サイディングの上 カラーガルバリウム鋼板 t0.4 箱型□300×300 新設</p>
■軒天							
改修前	改修後						
<p>C-1: フレキシブルボード (※) t4.0 Vカット目地 VP (一部有孔)</p> <p>C-2: コンクリート打ち直し補修の上リシン (※) 吹付</p> <p>C-3: 防火サイディング (※) 貼り 木下地</p>	<p>C-1: 水洗いの上 2液弱溶剤アクリルシリコン樹脂塗装 新設 広範囲適用型弱溶剤特殊エポキシ樹脂シーラー</p> <p>C-2: 水洗いの上 EP塗装 新設</p> <p>C-3: 既存サイディングの上カバー工法 カラーガルバリウム鋼板 t0.4 平板葺き 新設 透湿防水シート 新設</p>						
■階段室							
改修前	改修後						
<p>K-1: 鉄骨階段 OP塗り</p> <p>K-2: RD保温カバー 合成樹脂製カバー (グラスウール) 50A</p>	<p>K-1: 鉄骨階段 既存OP除去、水洗いの上 水性特殊変性シリコン樹脂皮脂軟化対策鉄部用塗装 新設 一液水性反応硬化型エポキシ樹脂さび止め塗装</p> <p>K-2: RD保温カバー 既存撤去の上 合成樹脂製カバー (グラスウール) 新設</p>						

・※を記した材料のアスベスト分析調査を行うこと
・アスベスト事前調査報告を作成し、労働基準監督署に提出すること

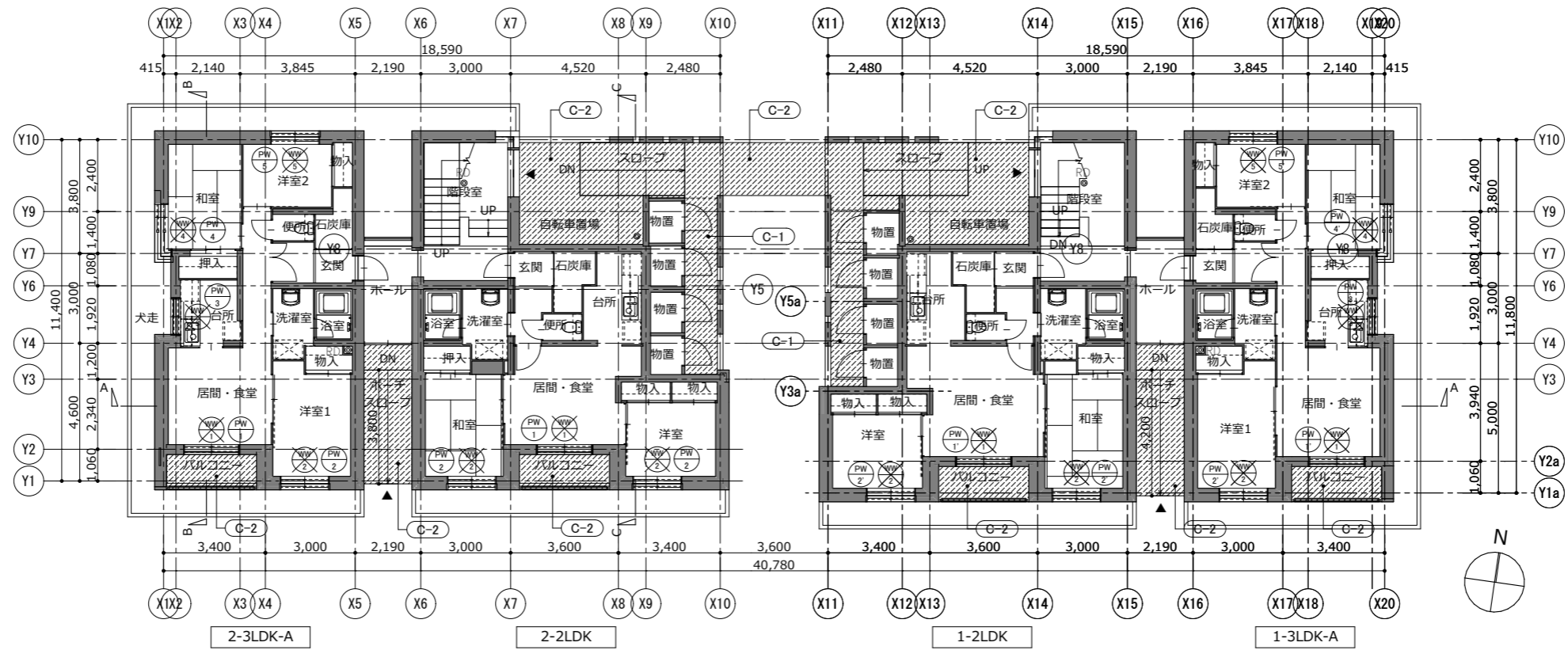


屋根伏図 (改修後)



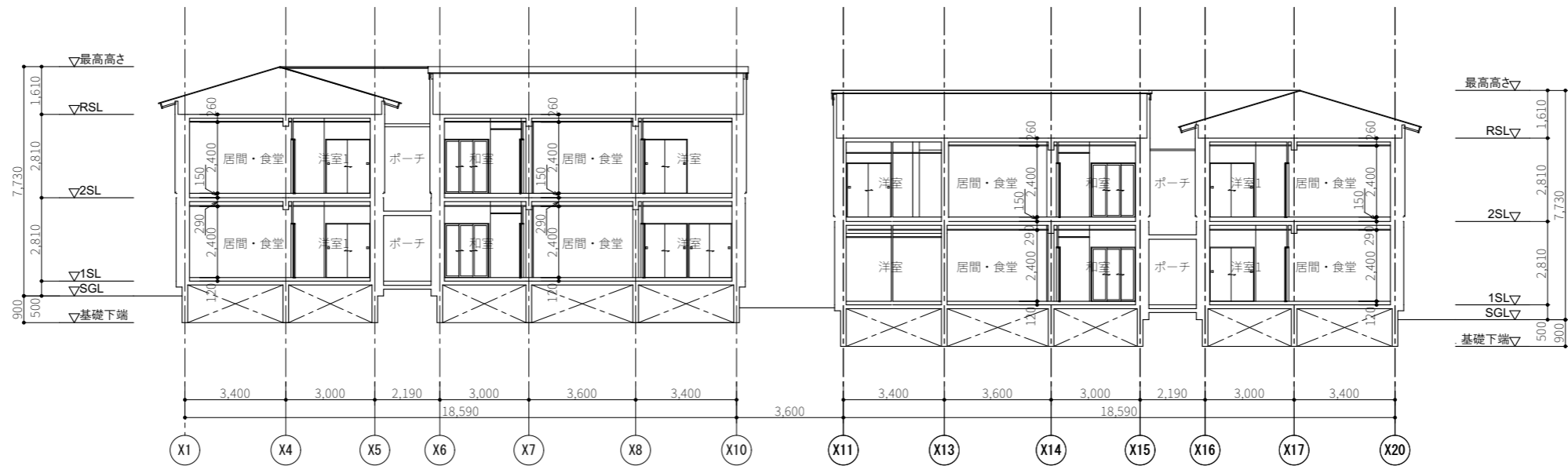
2階平面図 (改修後)

- 撤去建具を示す
- 新設建具を示す
- 天井を示す (C-1)
- 天井を示す (C-2)
- 天井を示す (C-3)

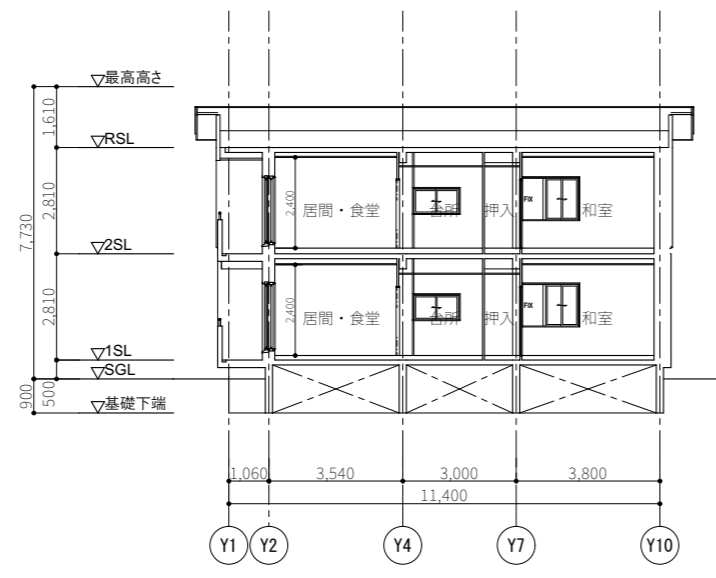


1階平面図 (改修後)

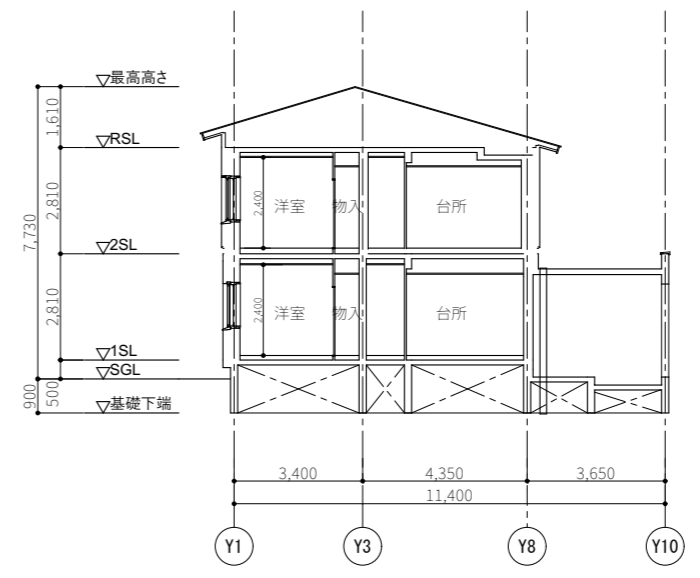
- 撤去建具を示す
- 新設建具を示す
- 天井を示す (C-1)
- 天井を示す (C-2)
- 天井を示す (C-3)



A-A 断面図



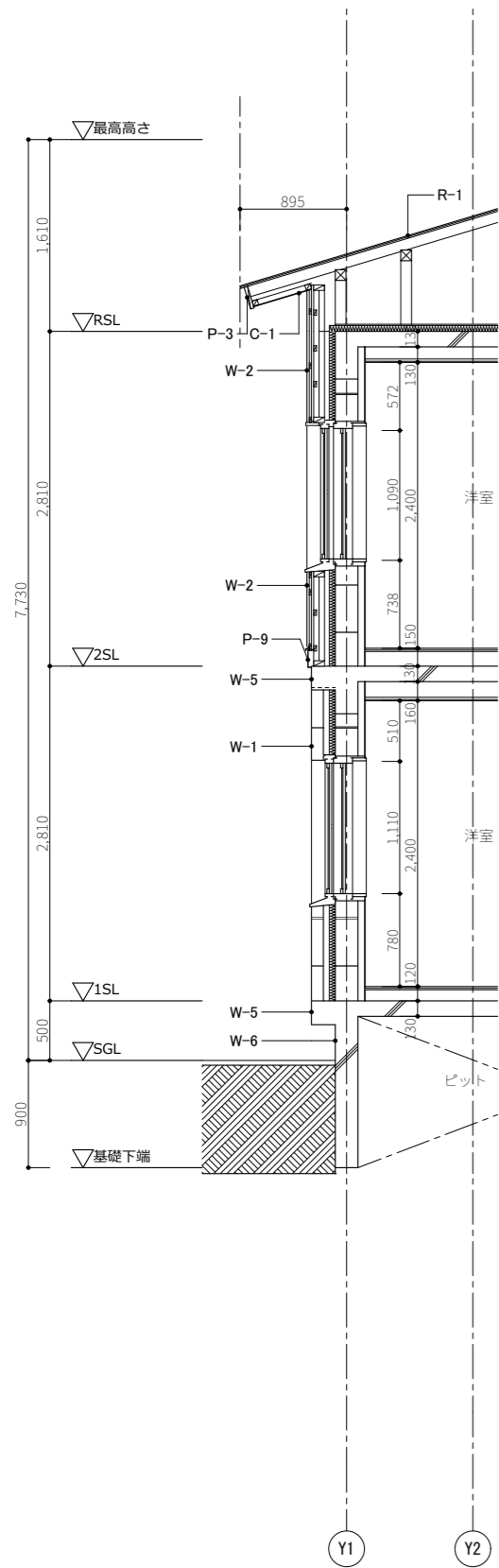
B-B 断面図



C-C 断面図

代表となる設計者	一級建築士 350787号	池村 菜々	意匠
その他の設計者			
その他の設計者			

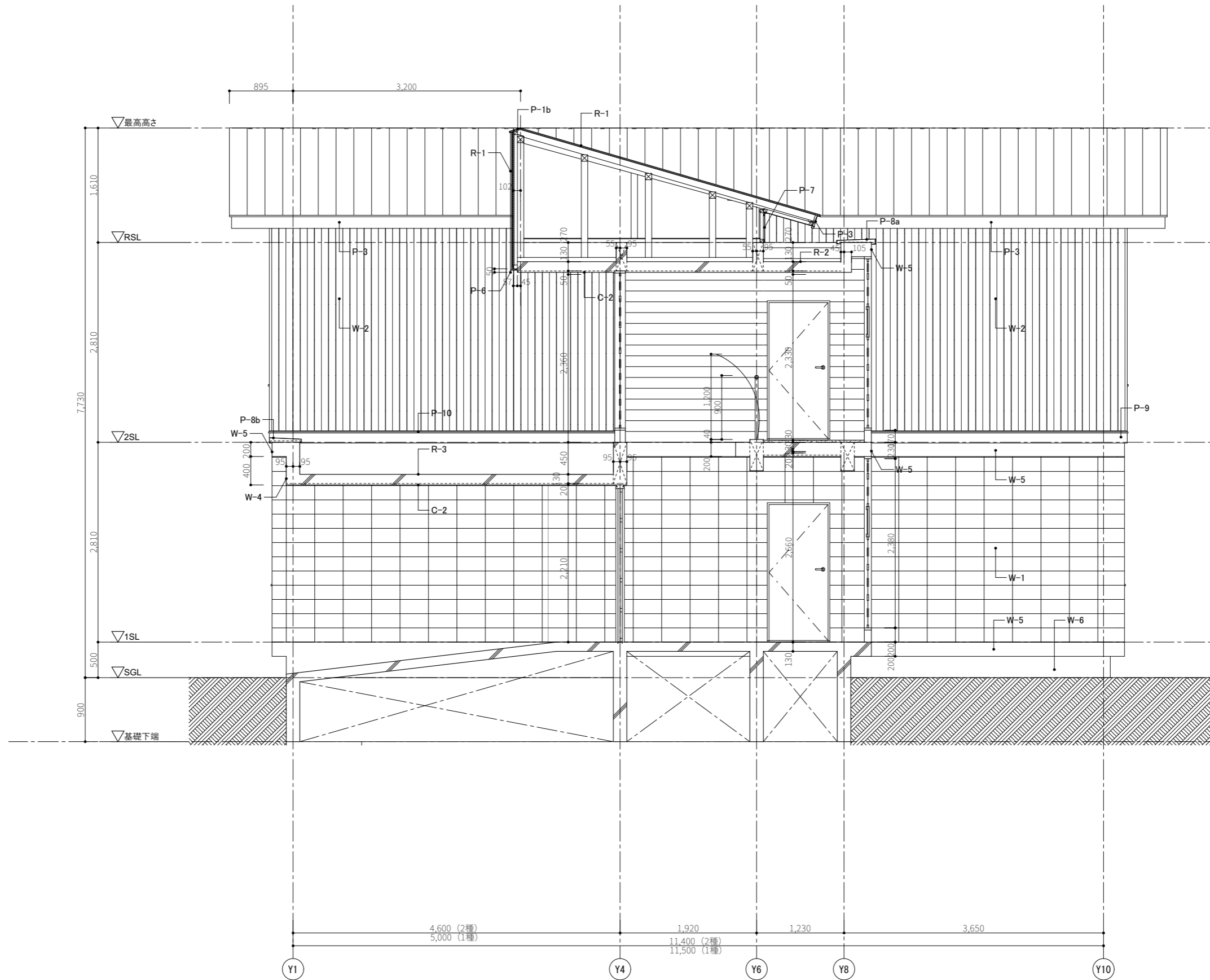
WORK	南が丘公営住宅長寿命化型改善工事 A棟	NO	A-14
TITLE	断面図		管理建築士 一級建築士 314452号
SCALE	1:100 (A1) 1:200 (A3)		村岡 健



代表となる設計者	一級建築士 350787号	池村 菜々	意匠
その他の設計者			
その他の設計者			

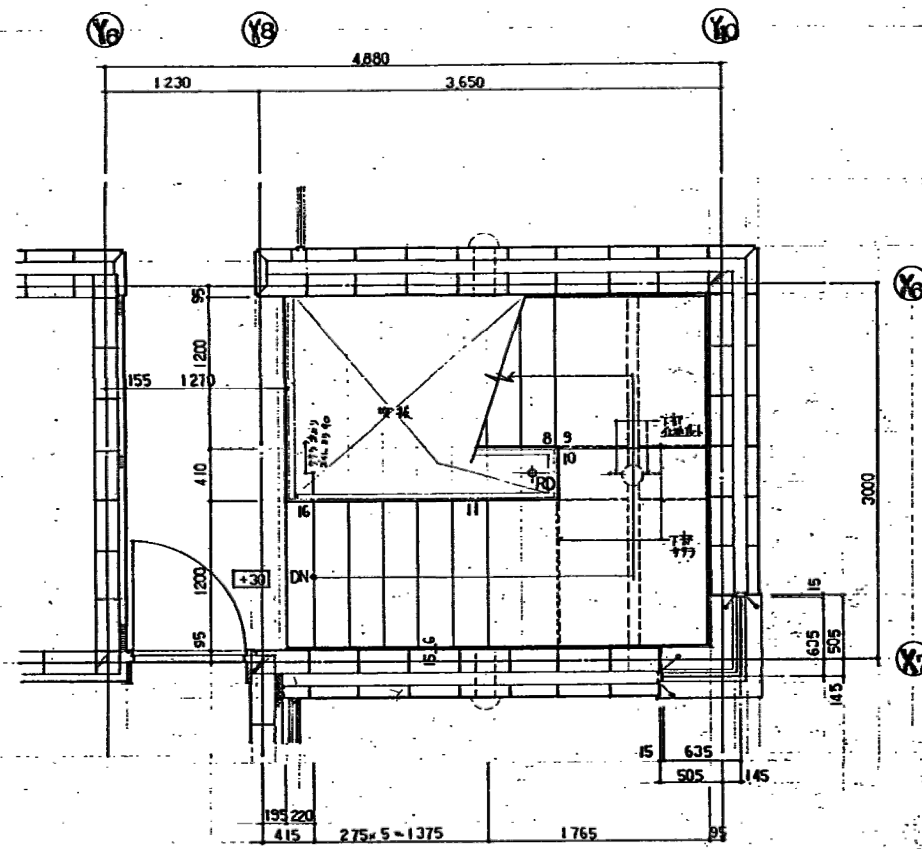
WORK	南が丘公営住宅長寿命化型改善工事 A棟
TITLE	矩計図 (1)
SCALE	1:30 (A1) 1:60 (A3)

NO	A-15
	管理建築士
	一級建築士 314452号
	村岡 健

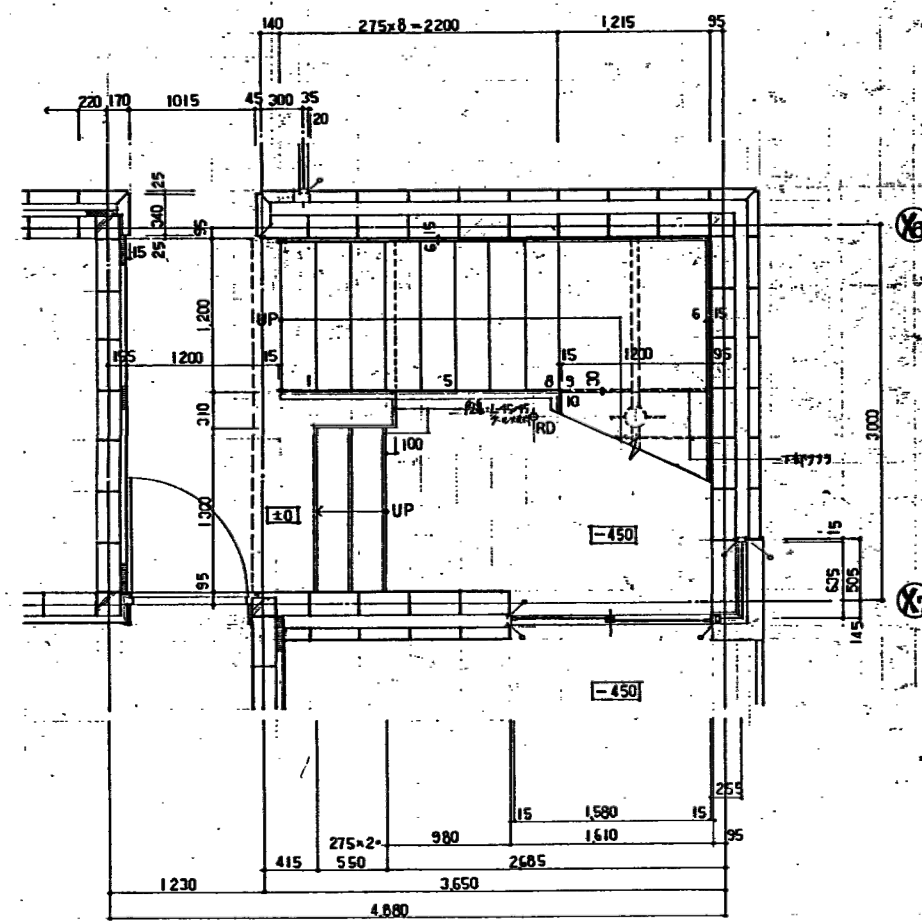


代表となる設計者	一級建築士 350787号	池村 菜々	意匠
その他の設計者			
その他の設計者			

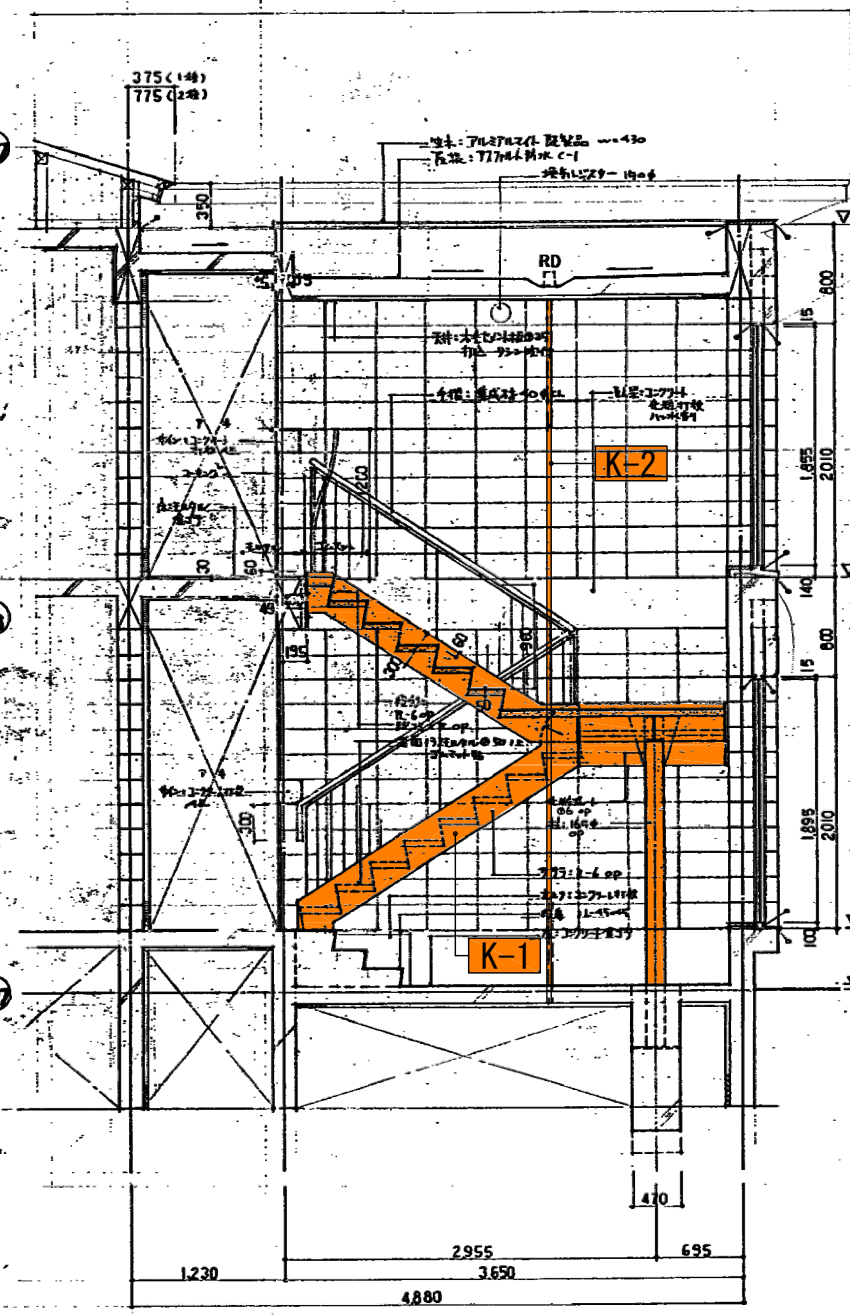
WORK	南が丘公営住宅長寿命化型改善工事 A棟	NO	A-16
TITLE	矩計図 (2)	管理建築士	
SCALE	1:30 (A1) 1:60 (A3)	一級建築士 314452号	
		村岡 健	



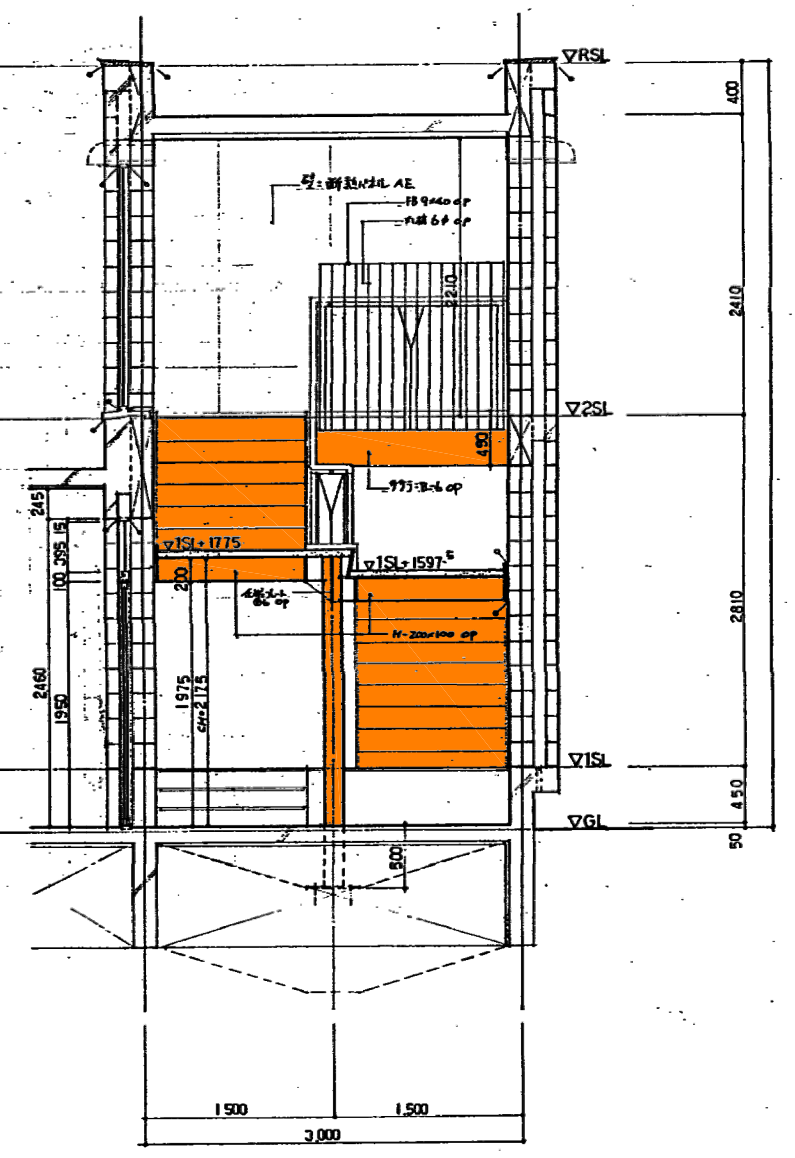
2F 平面図



1F 平面図



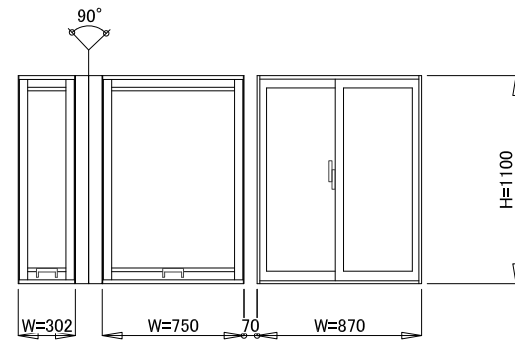
K-1: 鉄骨階段塗装改修範囲
 柱、梁、ササラ、段裏、蹴上げ
 ※踏面ゴムマットは既存のまま



NOTE	代表となる設計者	一級建築士 350787 号	池村 某々	高匠
	その他の設計者			
	その他の設計者			

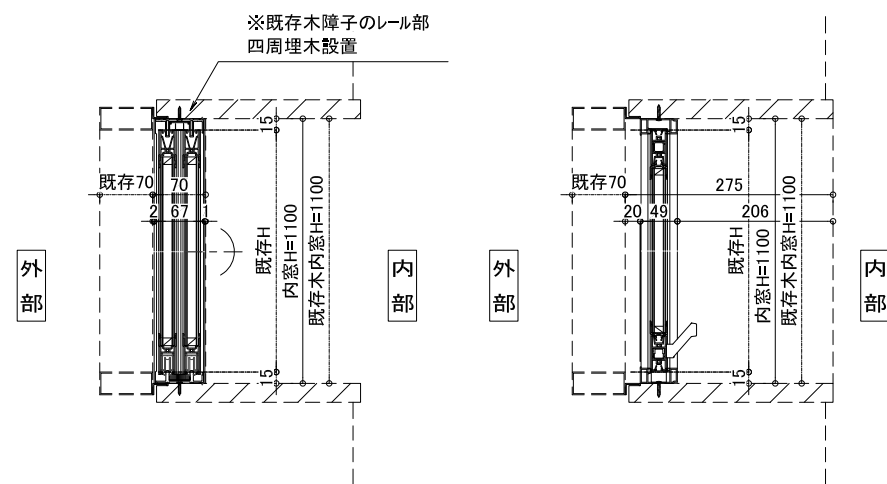
WORK	南が丘公営住宅長寿命化型改善工事 A棟	NO	A-17
TITLE	階段詳細図		管理棟 314452 号
SCALE	A1:1/30 (A3:1/60)		村岡 健

姿図(内観図) PW-4 S=1/20 (A1) 1/40 (A3)

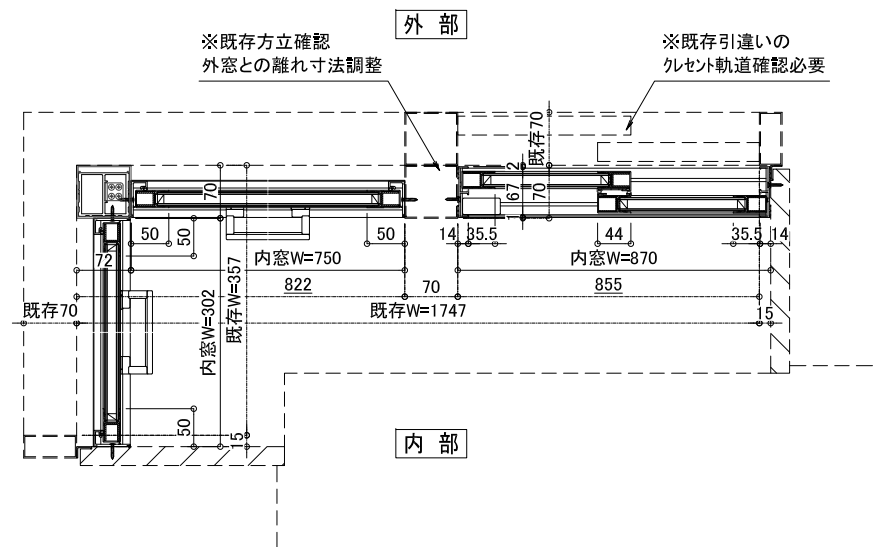


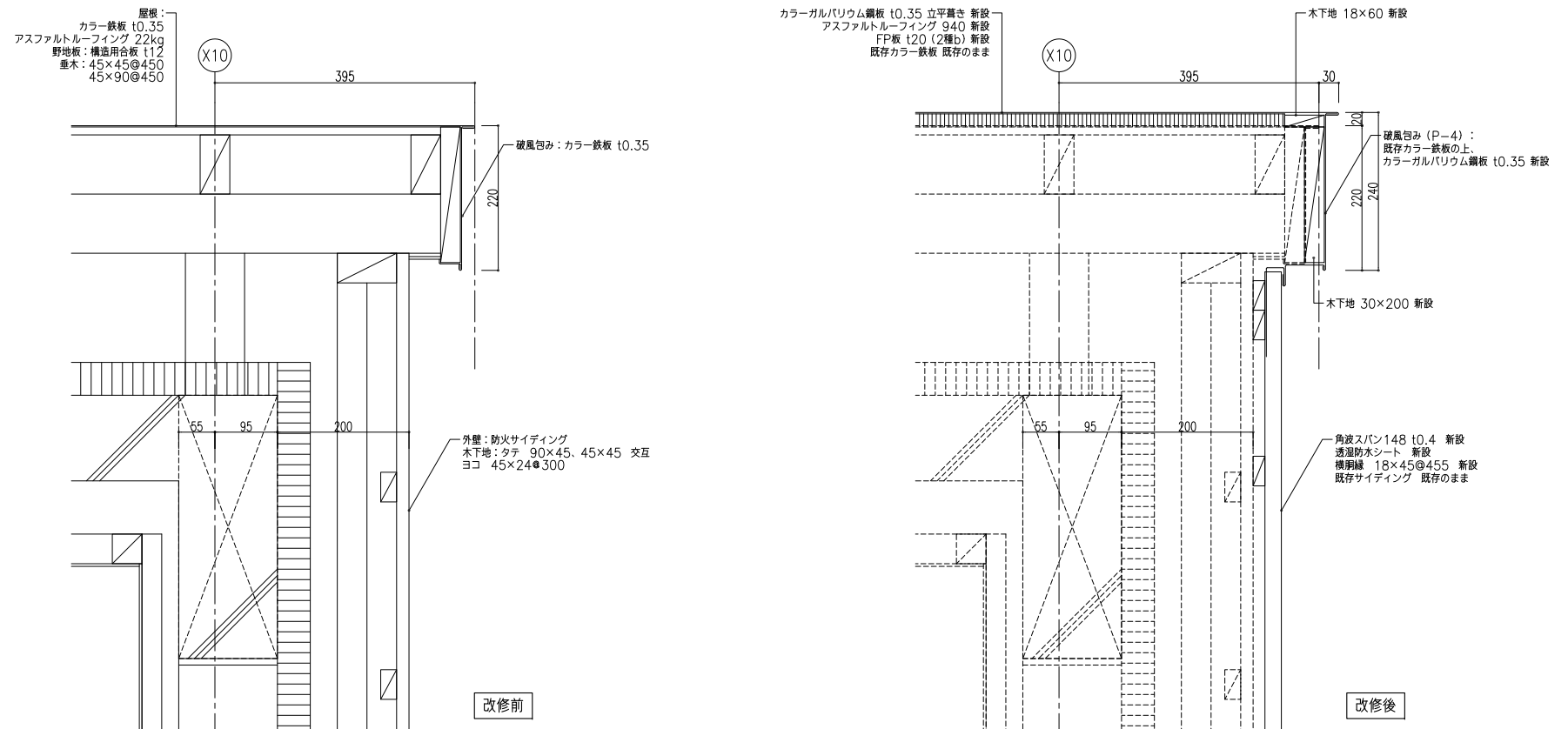
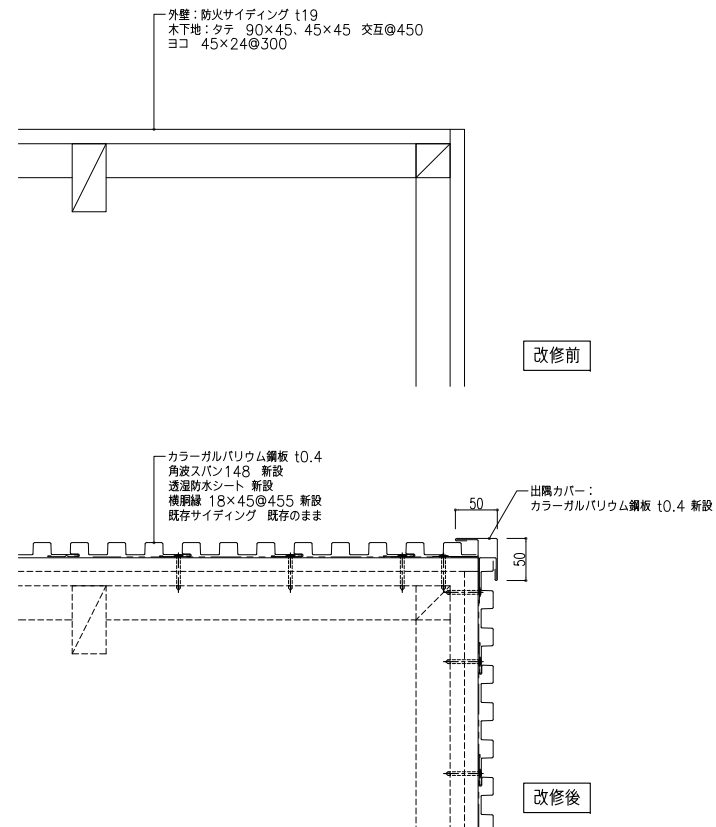
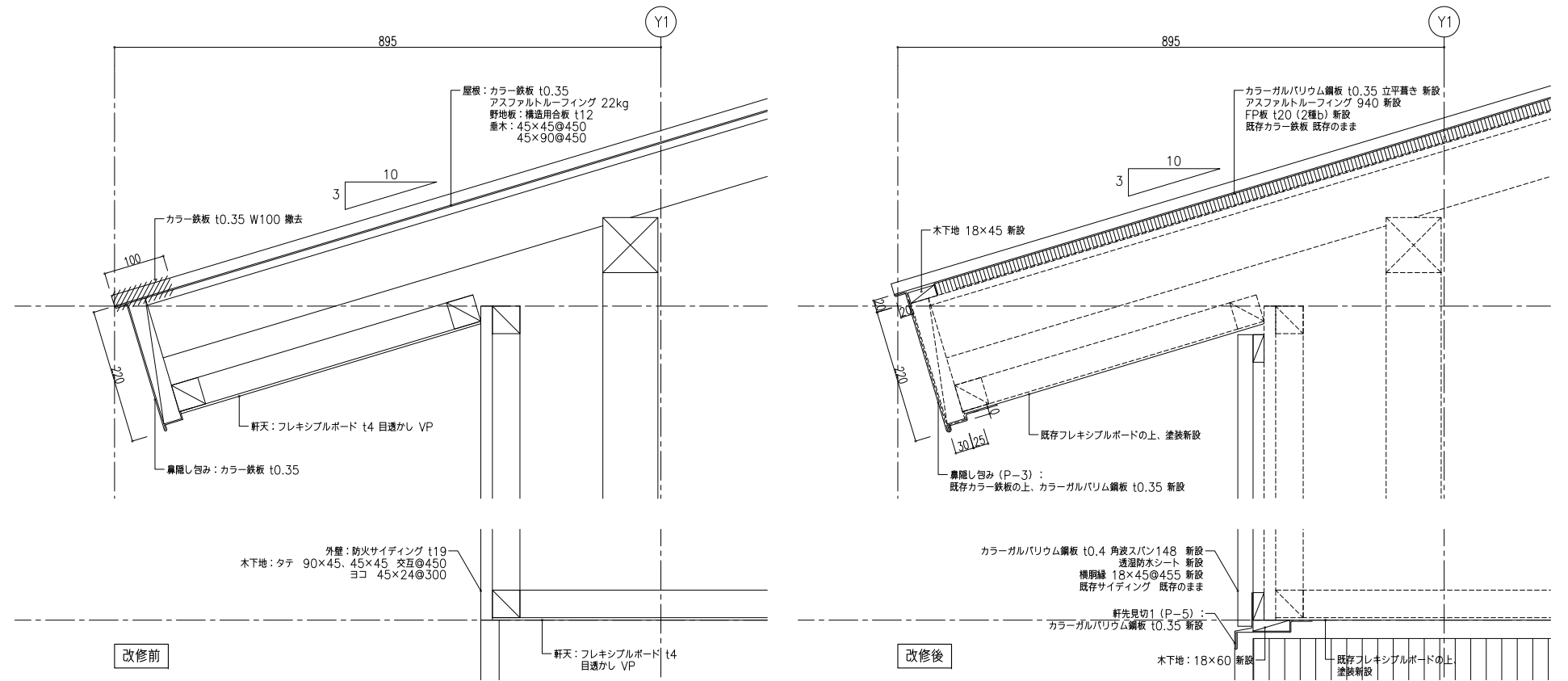
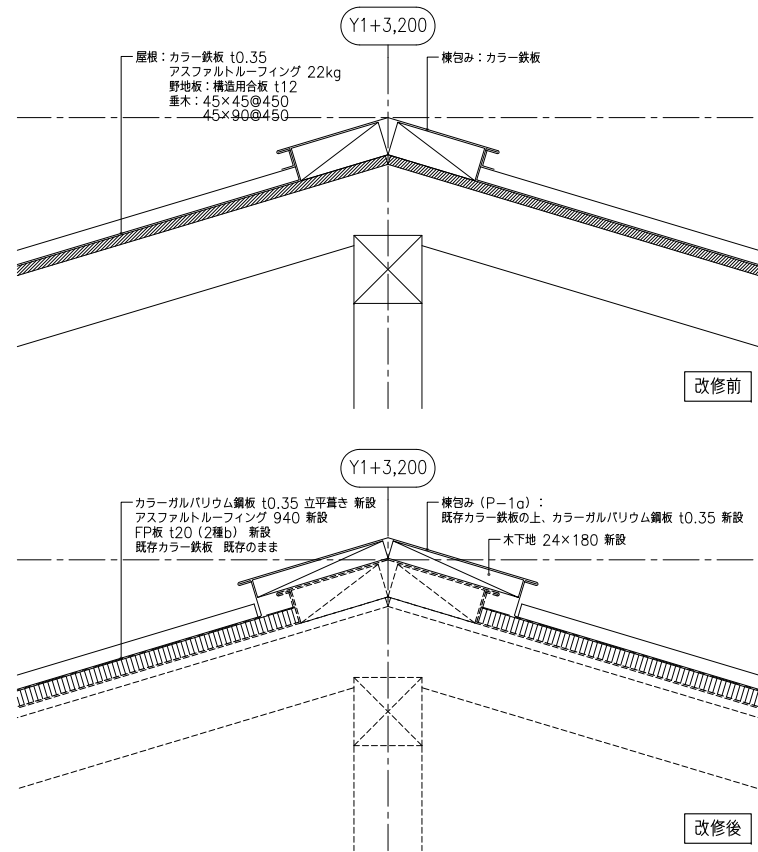
LIXIL インプラス 同等品

縦断面詳細図 PW-4 S=1/5 (A1) 1/10 (A3)



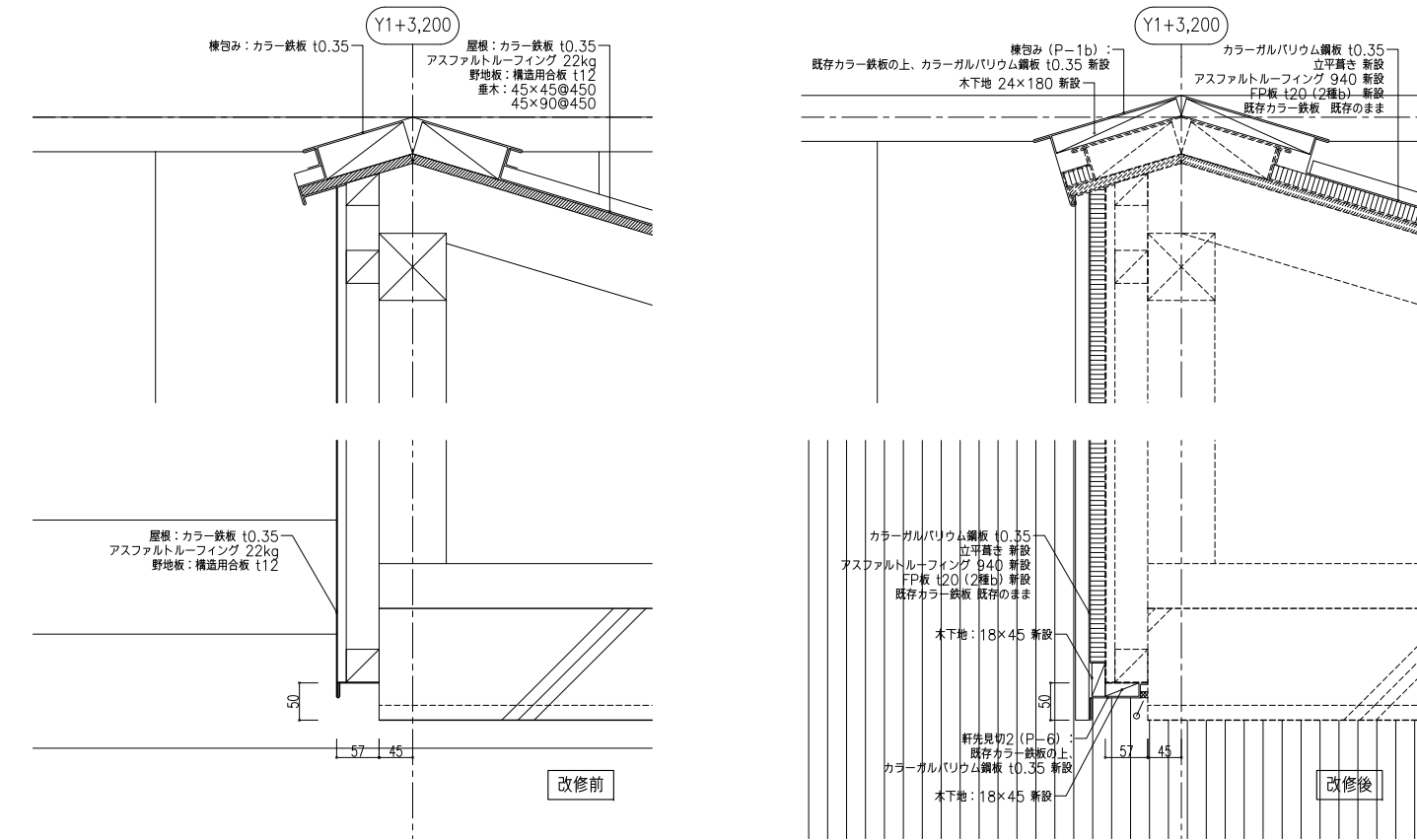
平面詳細図 PW-4 S=1/5 (A1) 1/10 (A3)





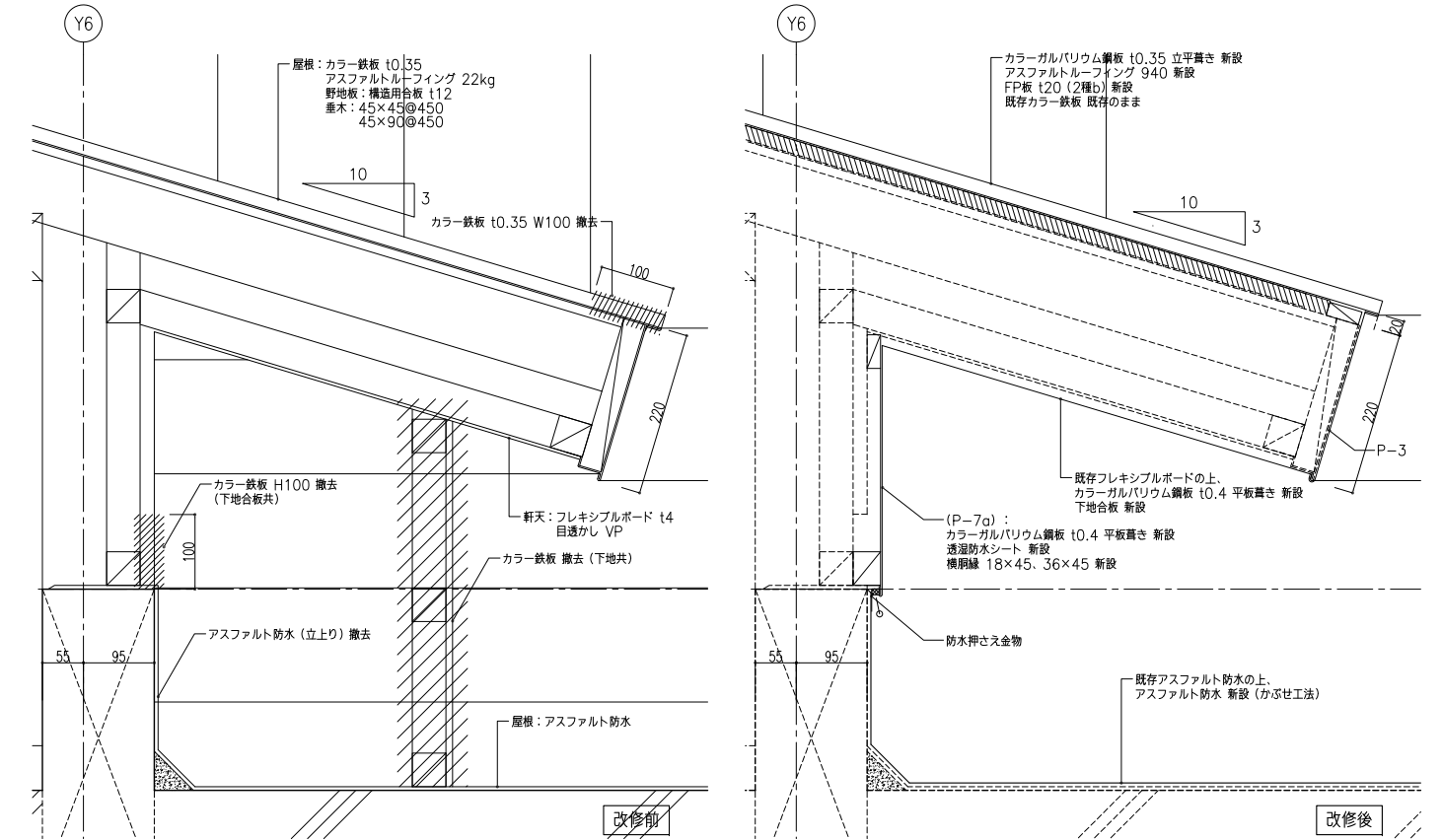
屋根立下り部 詳細図 (改修前・改修後) (P-1b)

S=1/5



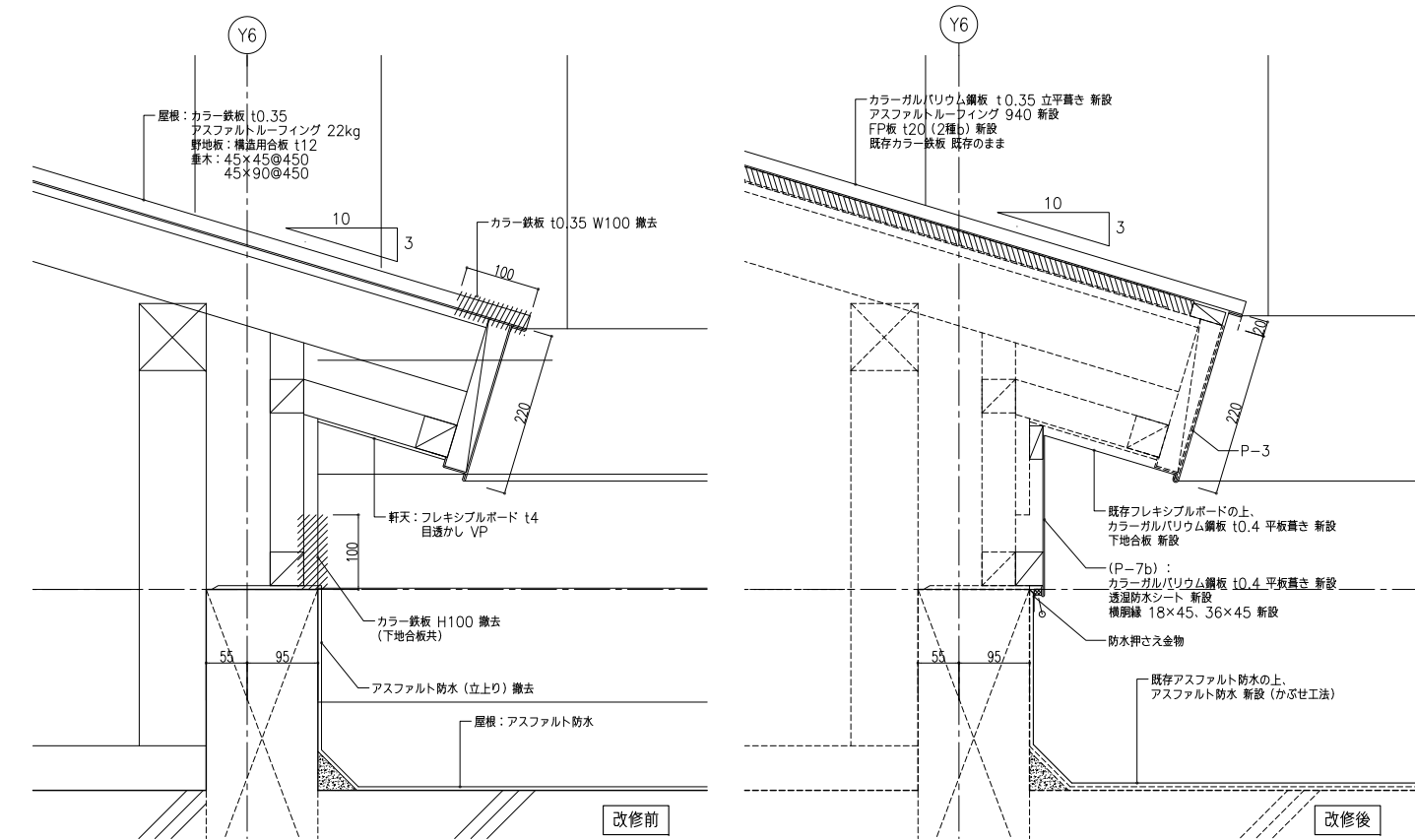
軒先 (2種) 改修前・改修後 詳細図 (P-7a)

S=1/5



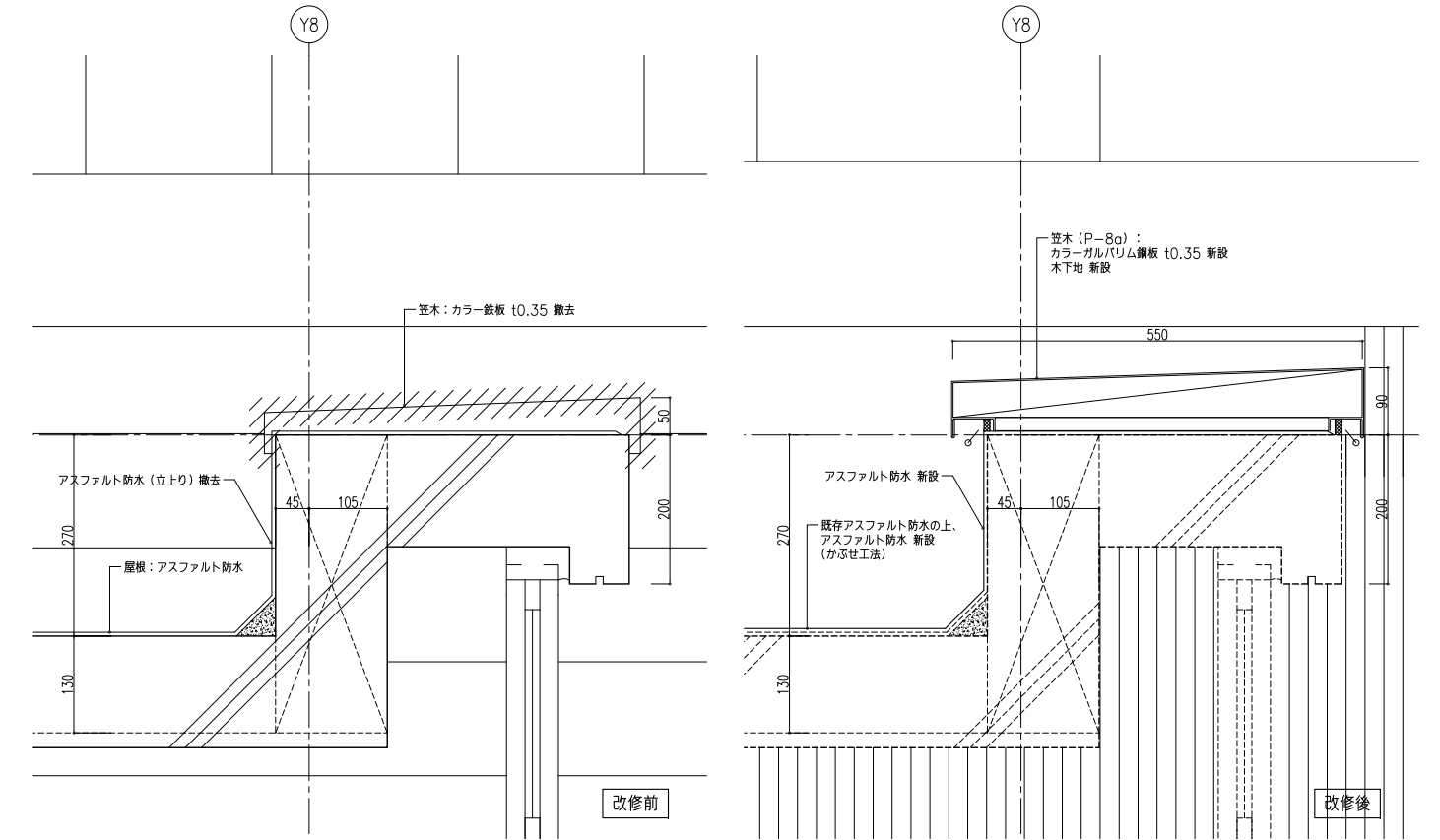
軒先 (1種) 改修前・改修後 詳細図 (P-7b)

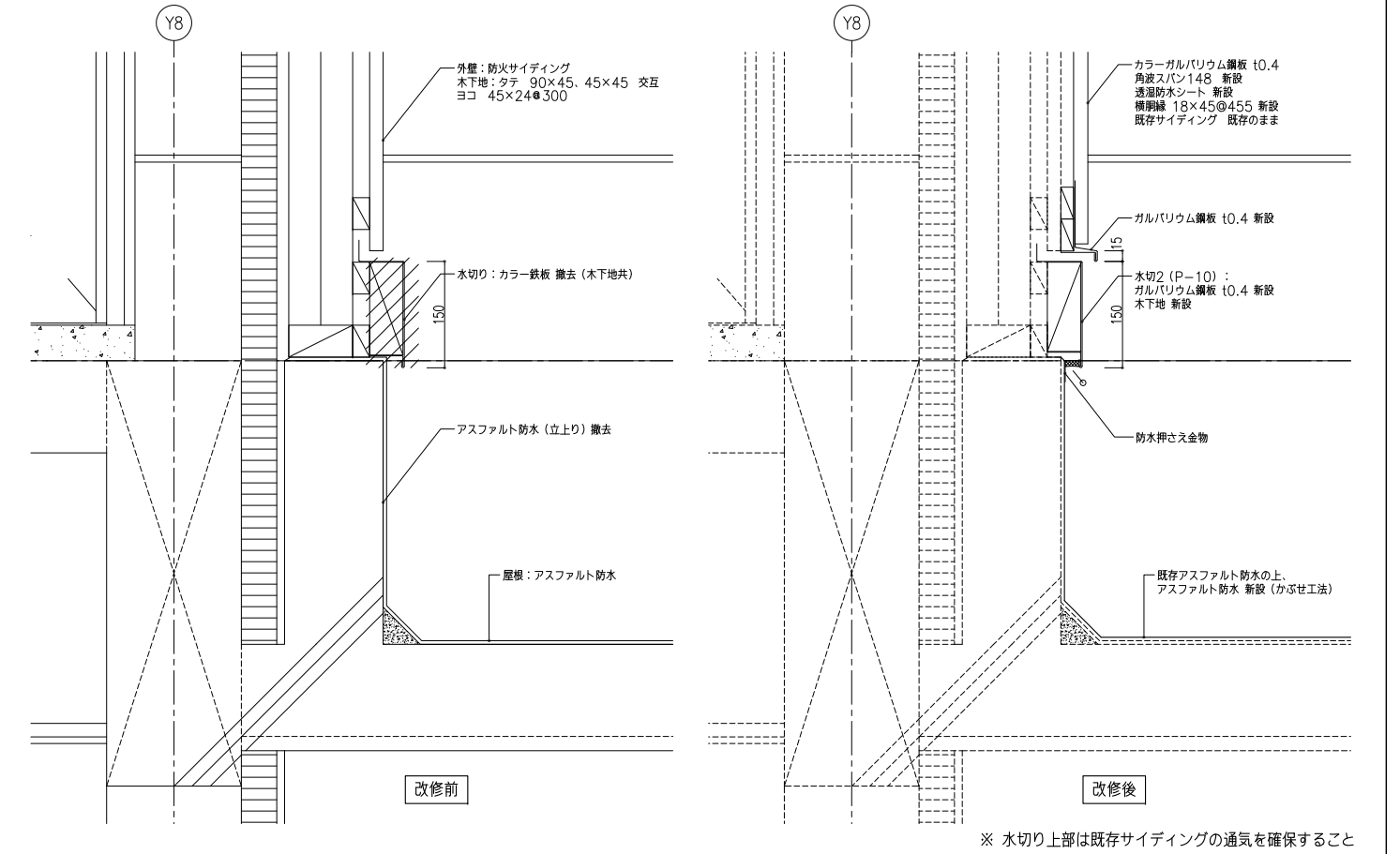
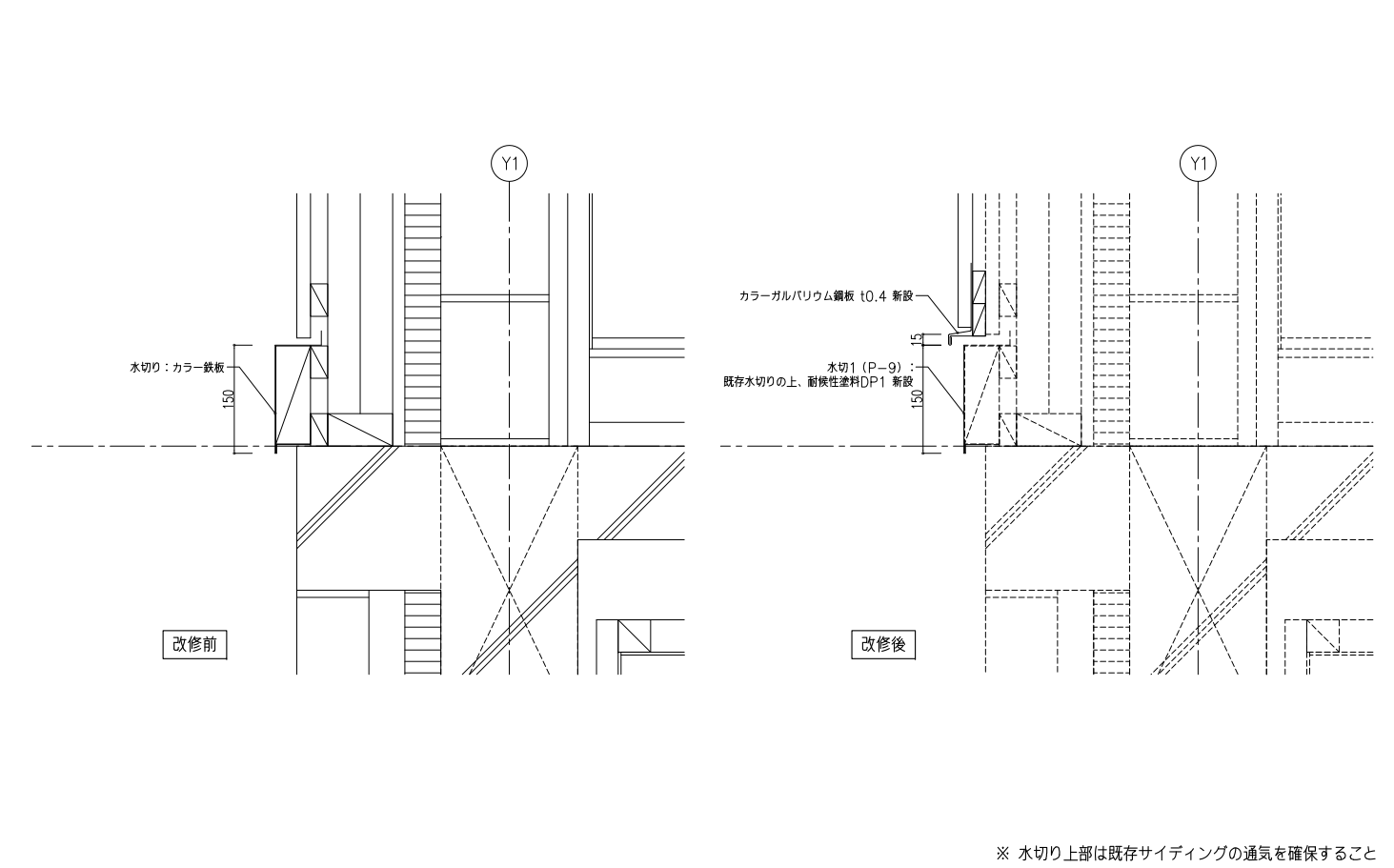
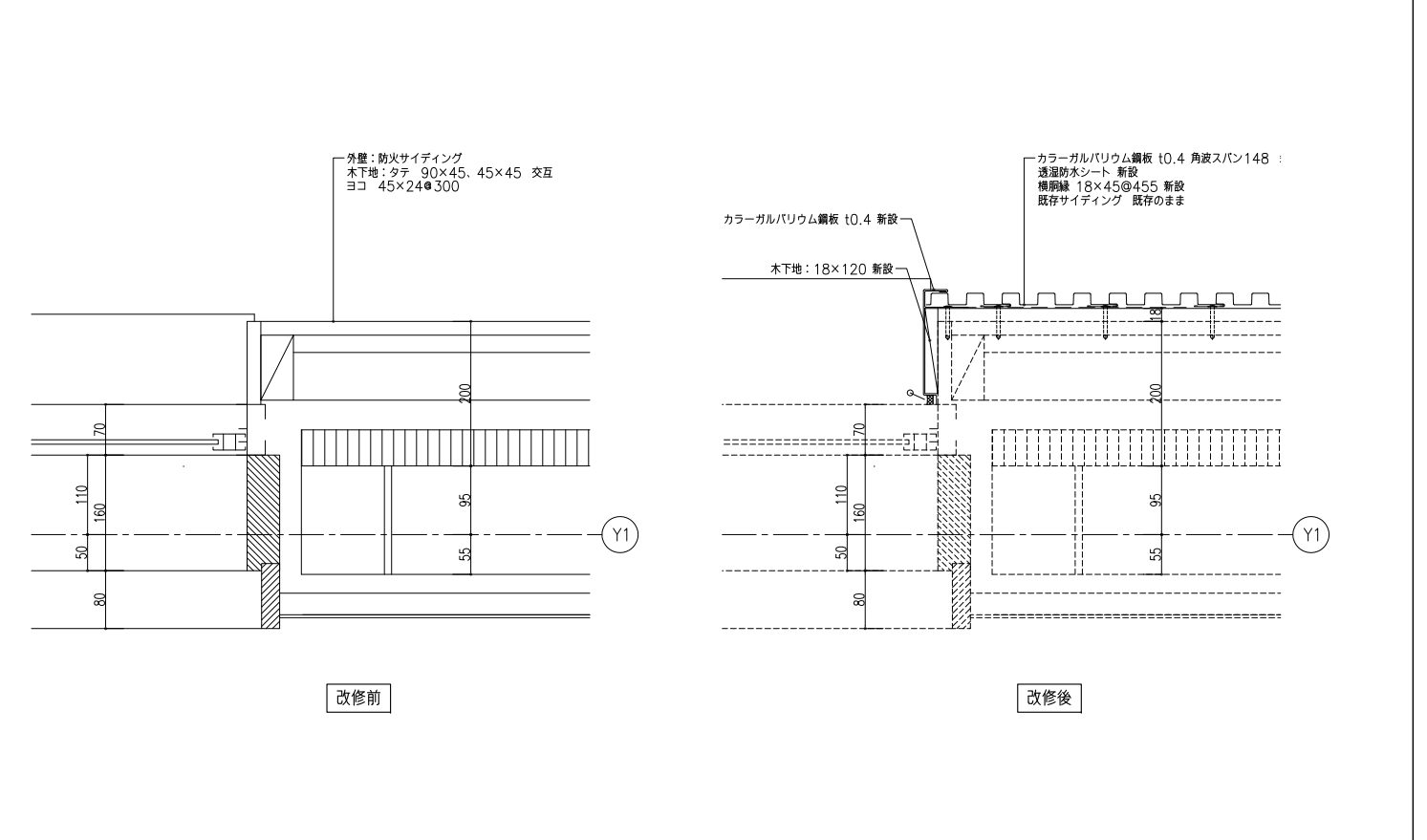
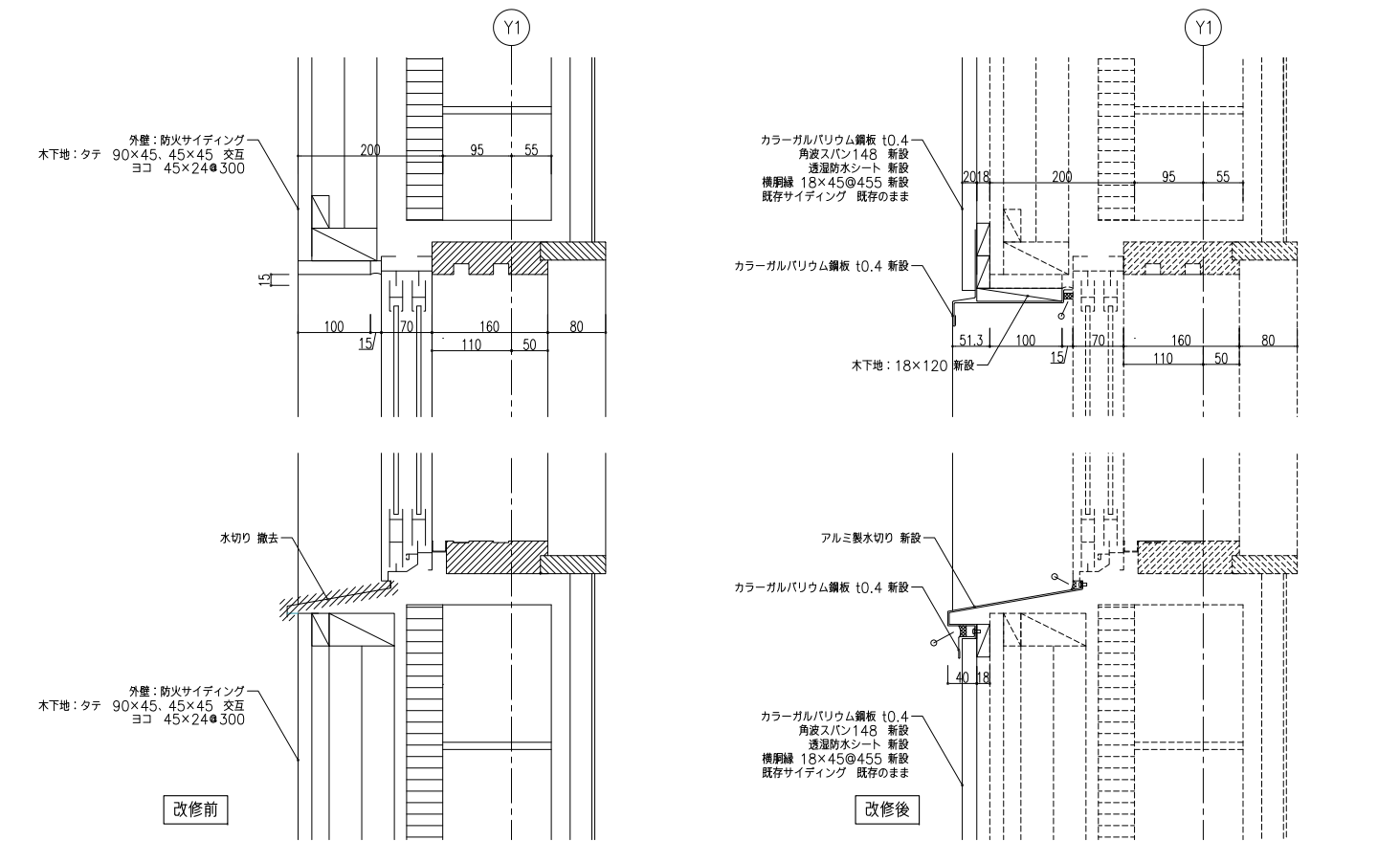
S=1/5

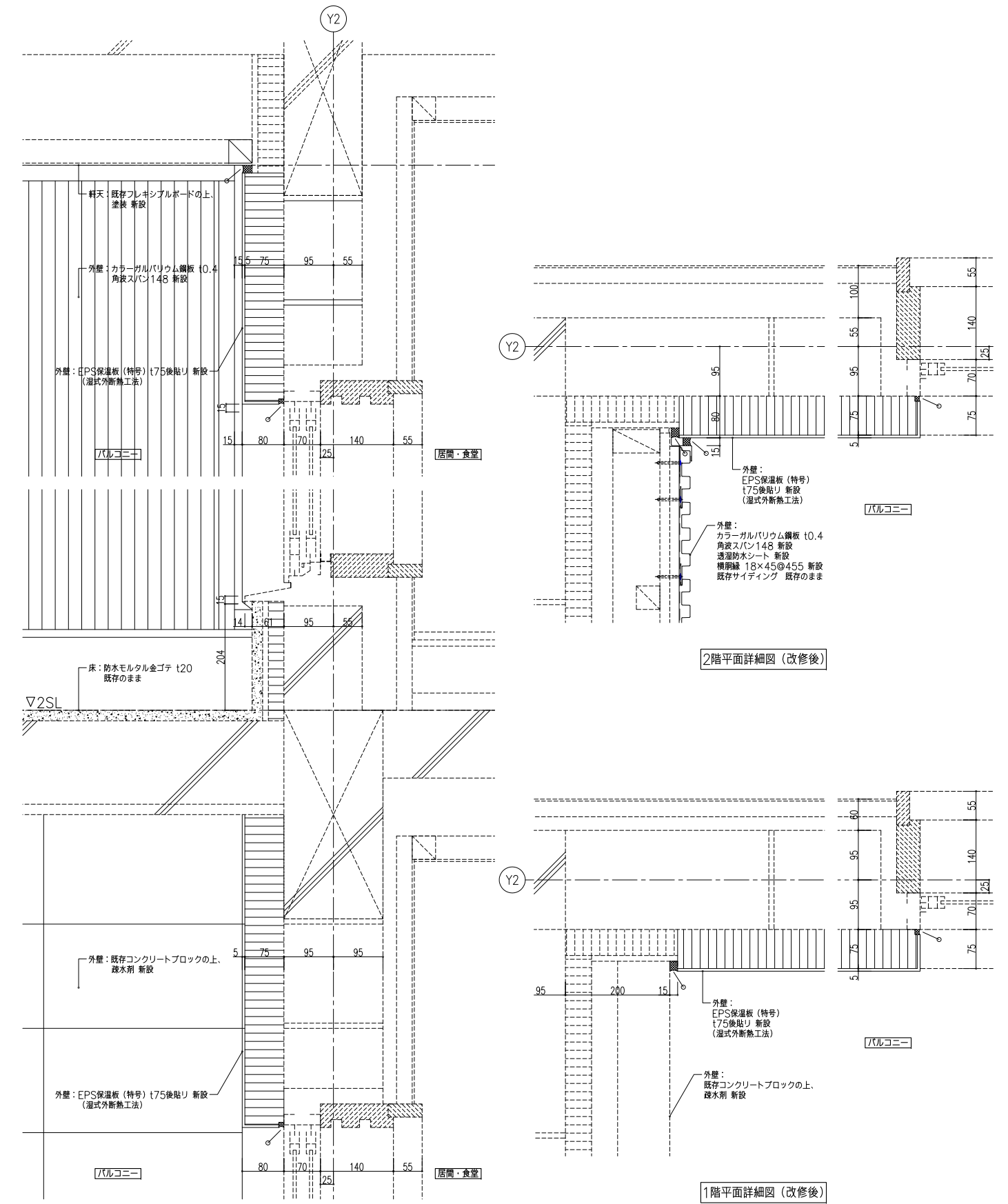
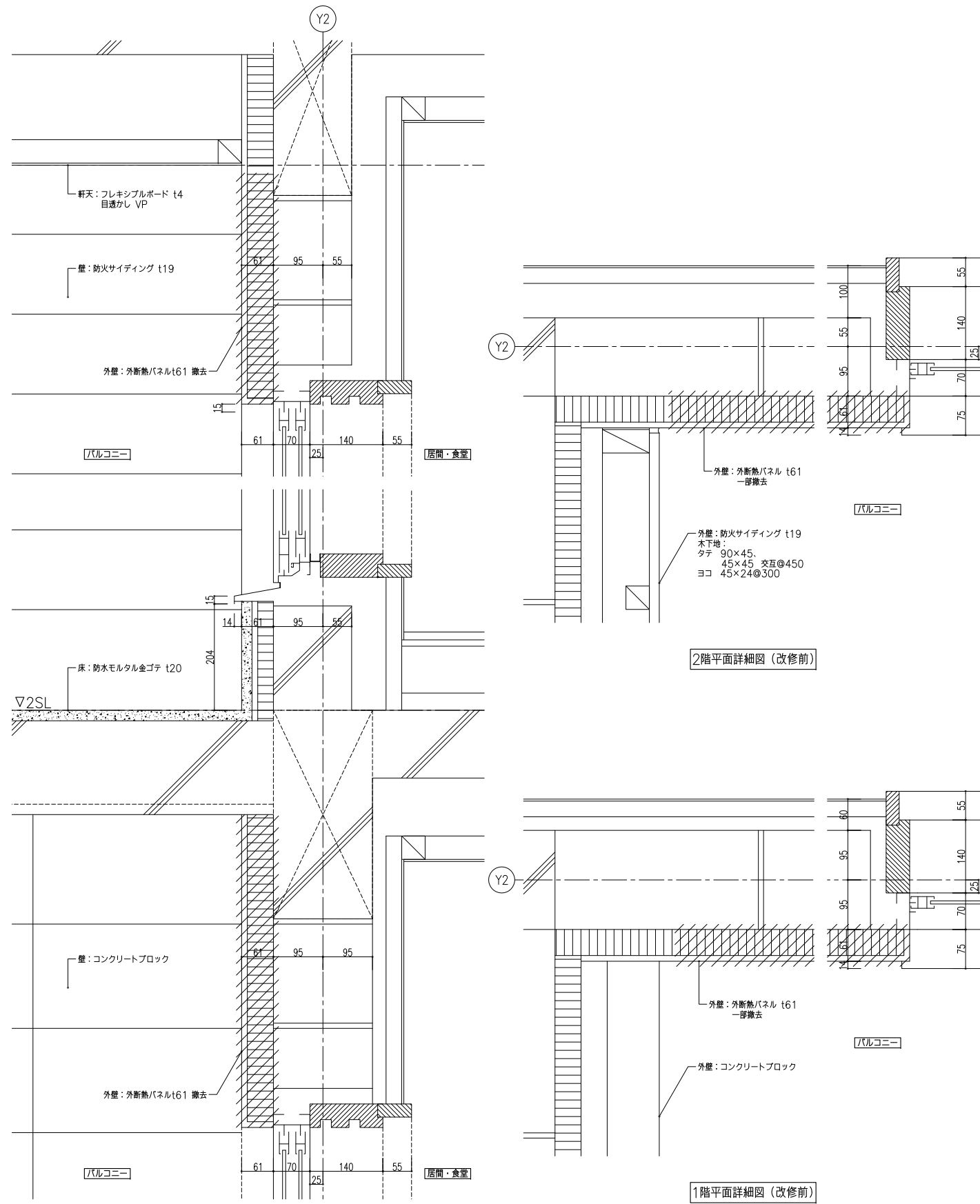


バラベツト 笠木 詳細図 (改修前・改修後) (P-8a)

S=1/5



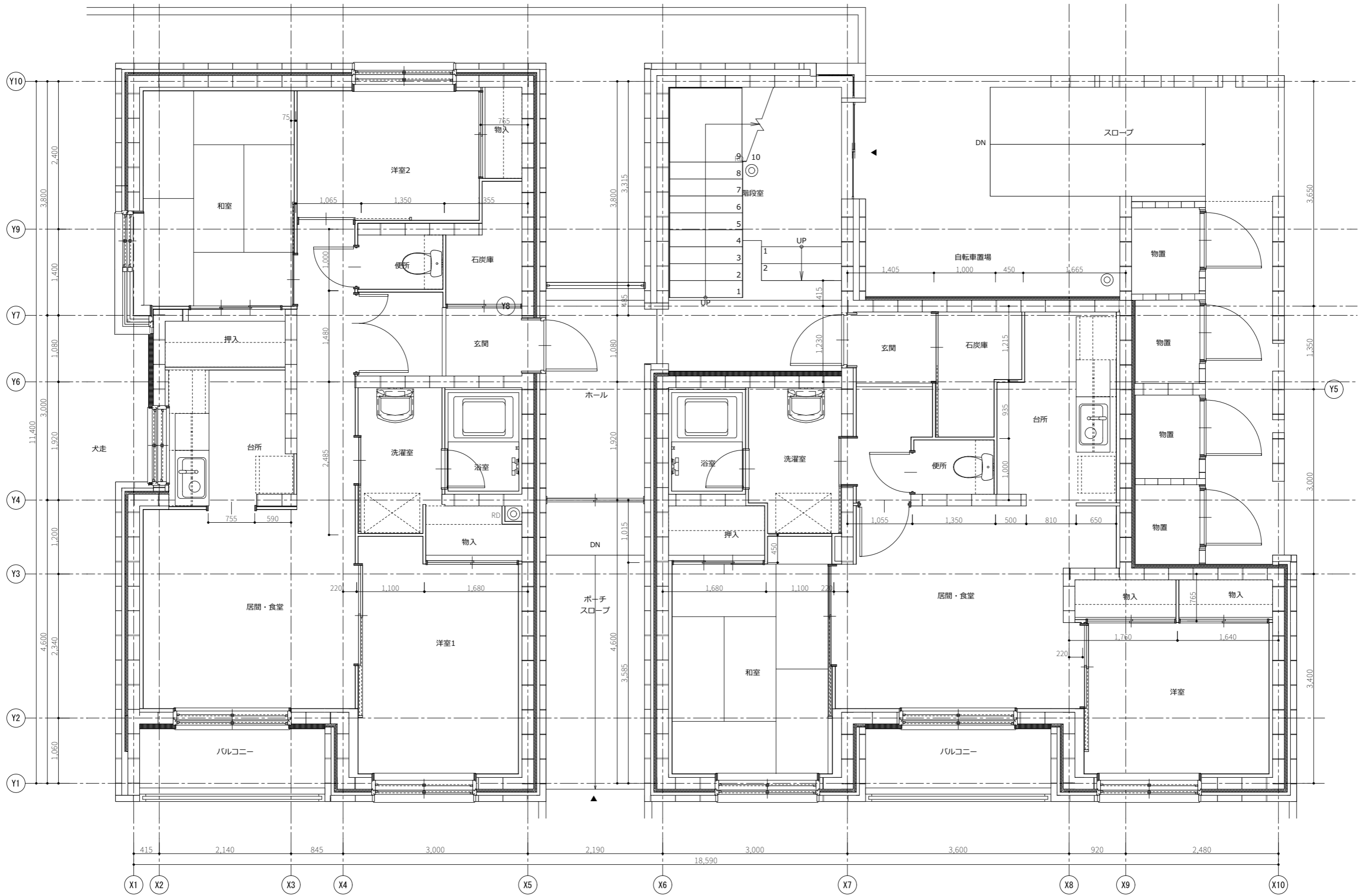




代表となる設計者	一級建築士 350787号	池村 某々
その他の設計者		
その他の設計者		

WORK	南が丘公営住宅長寿命化型改善工事 A棟
TITLE	部分詳細図
SCALE	A1:1/5 (A3:1/10)

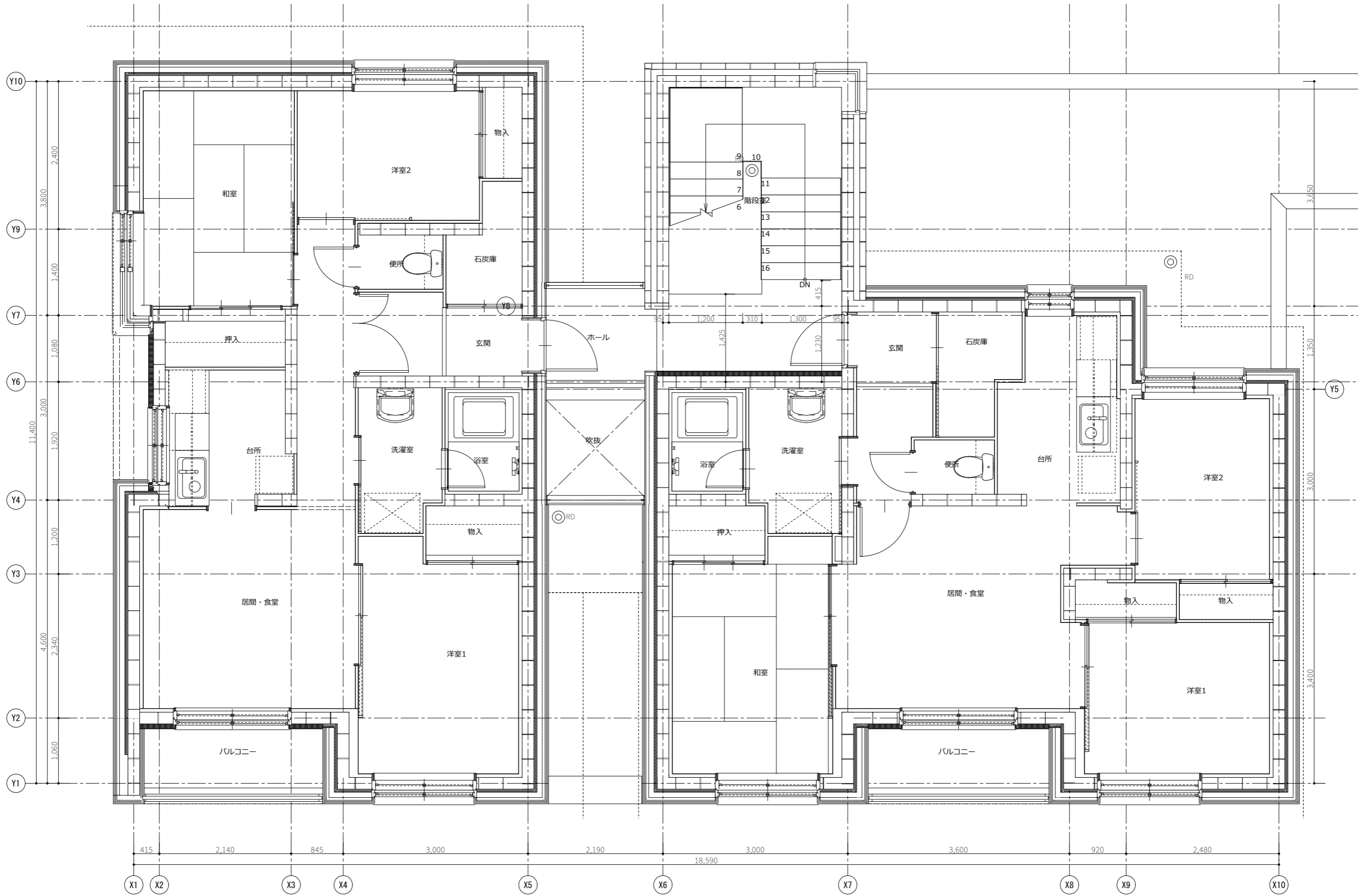
NO	A-23
管理建築士	一級建築士 314452号
村岡 健	



代表となる設計者	一級建築士 350787号	池村 菜々	意匠
その他の設計者			
その他の設計者			

WORK	南が丘公営住宅長寿命化型改善工事 A棟
TITLE	1F平面詳細図 (第2種) (参考図)
SCALE	1:30 (A1) 1:60 (A3)

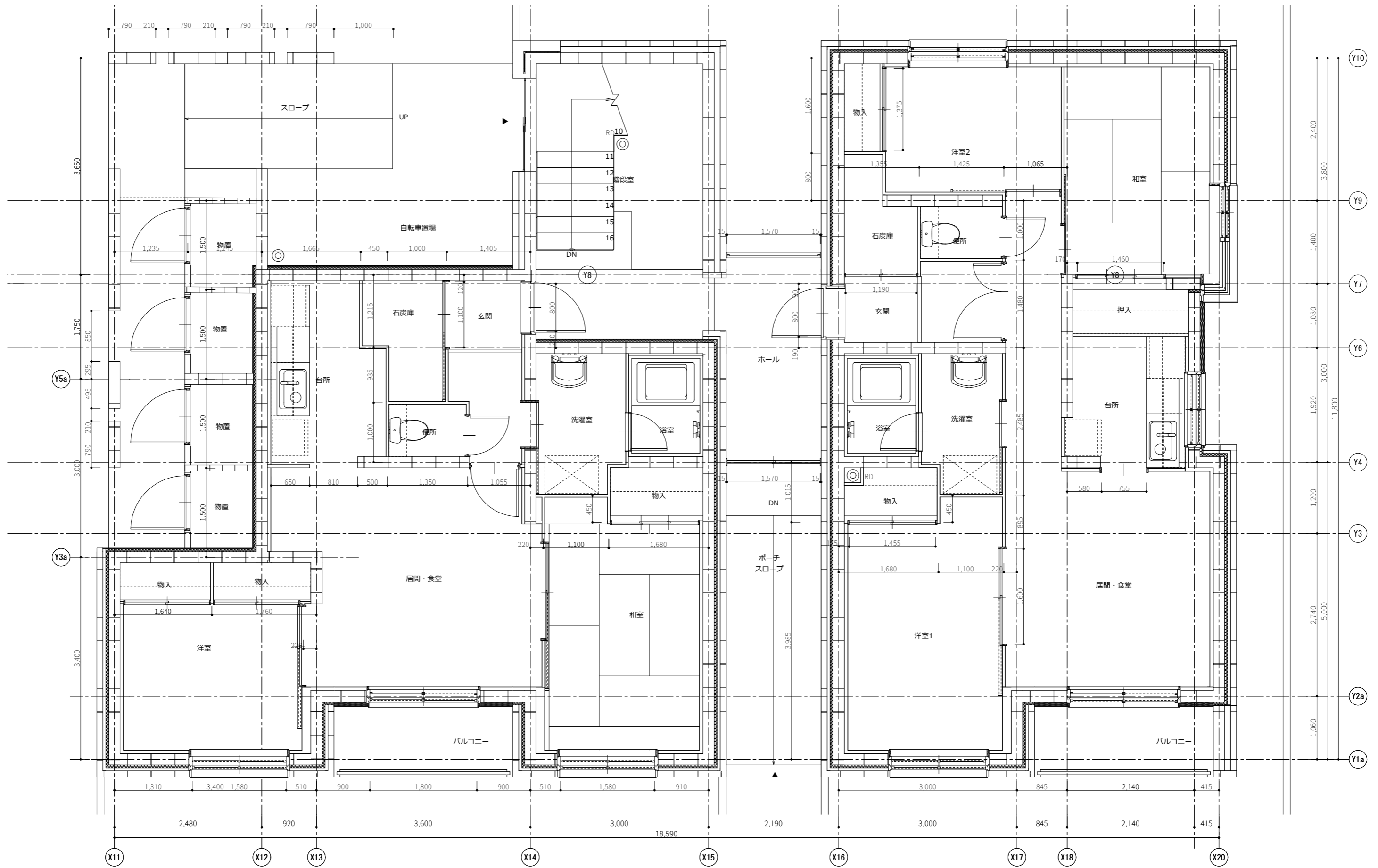
NO	A-24
	管理建築士
	一級建築士 314452号
	村岡 健



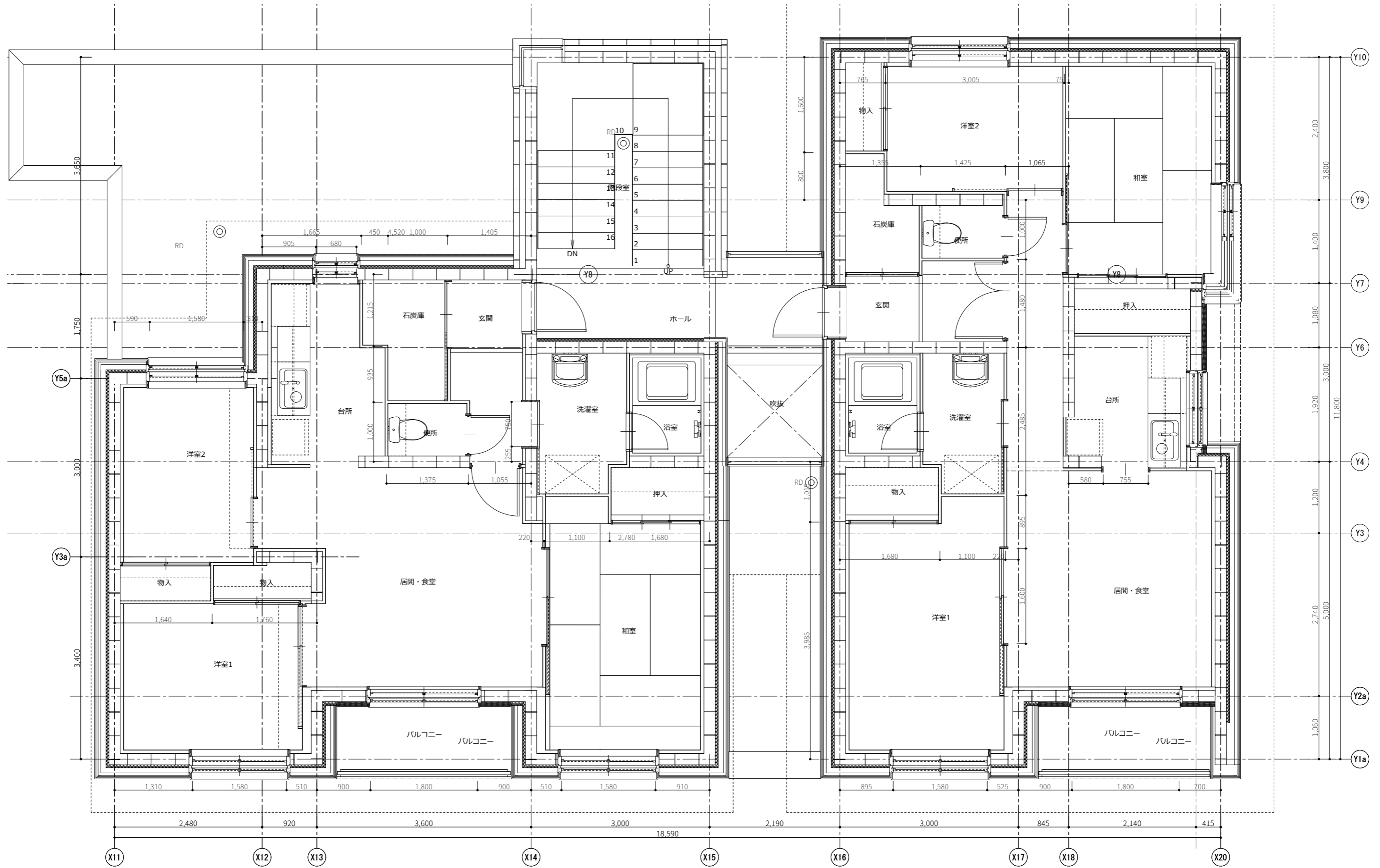
代表となる設計者	一級建築士 350787号	池村 菜々	意匠
その他の設計者			
その他の設計者			

WORK	南が丘公営住宅長寿命化型改善工事 A棟
TITLE	2F平面詳細図 (第2種) (参考図)
SCALE	1:30 (A1) 1:60 (A3)

NO	A-25
	管理建築士
	一級建築士 314452号
	村岡 健



代表となる設計者	一級建築士 350787 号	池村 菜々	意匠	WORK	南が丘公営住宅長寿命化型改善工事 A棟	NO	A-26
その他の設計者				TITLE	1F平面詳細図 (第1種) (参考図)		管理建築士 一級建築士 314452 号
その他の設計者				SCALE	1:30 (A1) 1:60 (A3)		村岡 健



NOTE	

代表となる設計者	一級建築士 350787号	池村 菜々	意匠
その他の設計者			
その他の設計者			

WORK	南が丘公営住宅長寿命化型改善工事 A棟
TITLE	2F平面詳細図 (第1種) (参考図)
SCALE	1:30 (A1) 1:60 (A3)

NO	A-27
	管理建築士
	一級建築士 314452号
	村岡 健